

# 「改訂版 マンション管理実務法令集」

## 【追 補】

ご購入者各位

本追補は、平成15年6月2日以降に改正された法令について、平成16年4月1日までの内容を織り込んで、条（項）数単位で掲載しました。

ただし、改正された「マンション標準管理規約（単棟型）」は全文を掲載しました。

なお、抄録法令については、その抄録条数が改正対象になっていない場合は、沿革のみを表示しました。

※本追補は、弊社のホームページでも掲載しております。

<http://www.taisei-shuppan.co.jp/>

**大成出版**

# 改訂版「マンション管理実務法令集」追補 目次

改正法令名

追補掲載頁

本体掲載頁

## 第一編 区分所有・管理規約関係

### 第一章 区分所有関係

- 公正証書・規約設定)
- 公証人手数料令(抄)

一 七九

### 第二章 マンション標準管理規約関係(平成一六年一月の改正により「中高層共同住宅標準管理規約」の名称を改称)

- (マンション標準管理規約)
- マンション標準管理規約及びマンション標準管理規約コメント(単棟型)

一 九一

### 第三章 管理組合法人登記関係

- 組合等登記令(抄)
- 法人登記規則(抄)
- 商業登記規則(抄)

二九 二五二  
二九 二五六  
二九 二七〇

### 第四章 区分所有建物登記関係

- 不動産登記法(抄)

二九 二七二

### 第五章 マンションの建替え関係

- マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則

三〇 四三四

## 第二編 マンション管理適正化関係

### 第一章 マンション管理適正化法関係

○マンションの管理の適正化の推進に関する法律	三〇	四九五
○マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令	三六	五二四
○マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則	三六	五二五
○マンションの管理の適正化の推進に関する法律第六十条第一項の規定に基づく講習の実施要領を定める件	五八	五九九
○マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第四十二条の四第二号及び第三号の規定に基づく時間等を定める件	五八	(新規制定)

## 第二編 民事関係

### 第一章 民法関係

○民法(第一編第二編第三編)(抄)	五九	六六九
○中間法人法(抄)	六一	七二八

### 第二章 民事法関係

○民事訴訟法(抄)	六一	七五七
○民事執行法(抄)	六二	七七二
○民事執行規則(抄)	六七	七八一
○破産法(抄)	六八	七八五
○供託規則(抄)	六八	七八六
○商法(抄)	七五	七九五

## 第四編 建物・設備の維持保全関係

### 第一章 建物・建築設備関係

○建築基準法〔抄〕	七五	七九九
○建築基準法施行令〔抄〕	八一	八五五
○建築基準法施行規則〔抄〕	八四	八六五
○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則〔抄〕	八四	九一七
○建築士法施行規則〔抄〕	八五	九六三
○建設業法〔抄〕	八五	九六四

### 第二章 消防設備関係

○消防法〔抄〕	八六	九六九
○消防法施行令〔抄〕	九一	九七八
○消防法施行規則〔抄〕	九五	九八七

### 第三章 給水設備関係

○水道法〔抄〕	九七	一〇〇八
○水道法施行令〔抄〕	一〇〇	一〇一四
○水道法施行規則〔抄〕	一〇一	一〇二五
○水質基準に関する省令	一二二	一〇一八

#### 第四章 電気設備関係

○電気事業法（抄）	一一四	一〇二五
○電気事業法施行令（抄）	一一七	一〇三七
○電気事業法施行規則（抄）	一一七	一〇三八

#### 第五章 ガス設備関係

○ガス事業法（抄）	一二四	一〇四六
○ガス事業法施行令（抄）	一二六	一〇五〇
○ガス事業法施行規則（抄）	一二六	一〇五一
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（抄）	一二六	一〇五八
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（抄）	一二六	一〇六一
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（抄）	一二六	一〇六二

#### 第六章 排水設備関係

○水質汚濁防止法（抄）	一二七	一〇七四
○水質汚濁防止法施行令（抄）	一二七	一〇七九
○湖沼水質保全特別措置法（抄）	一二七	一〇八二
○下水道法（抄）	一二七	一〇八八
○下水道法施行令（抄）	一二七	一〇九三
○下水道法施行規則（抄）	一二八	一〇九五
○浄化槽法（抄）	一二八	一〇九六

○浄化槽法施行令〔抄〕	一一八	一一〇〇
○騒音規制法〔抄〕	一一八	一一〇六

## 第七章 その他の施設・設備関係

○自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令〔抄〕	一一九	一一一一
○道路法〔抄〕	一一九	一一三三
○道路法施行令〔抄〕	一一九	一一二六
○計量法〔抄〕	一一〇	一一二八
○計量法施行令〔抄〕	一一〇	一一二九
○計量法、計量法施行令、計量法施行規則等の解釈及び運用について〔抄〕	一一〇	一一三〇
○労働安全衛生法〔抄〕	一一〇	一一三一
○労働安全衛生法施行令〔抄〕	一一一	一一三七
○ボイラー及び圧力容器安全規則〔抄〕	一一一	一一三九

## 第五編 区分所有権の取引関係

### 第一章 宅地建物取引関係

○宅地建物取引業法〔抄〕	一一一	一一四三
○宅地建物取引業法施行令〔抄〕	一一一	一一五五
○宅地建物取引業法施行規則〔抄〕	一一六	一一五九

### 第二章 住宅の品質確保関係

○住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則〔抄〕	一一六	一一三三
---------------------------	-----	------

## 第六編 管理組合の税務関係

○所得税法（抄）	一三六	一三三九
○所得税法施行令（抄）	一三六	一三四〇
○法人税法（抄）	一三七	一三四一
○法人税法施行令（抄）	一三七	一三四六
○消費税法（抄）	一三七	一四四六
○消費税法施行令（抄）	一三八	一四四九
○地方税法（抄）	一三八	一四六六
○地方税法施行令（抄）	一四二	一四八五
○地方税法施行規則（抄）	一四二	一四八六
○印紙税法（抄）	一四三	一三〇五
○登録免許税法（抄）	一四三	一三二八

## 第七編 関連法規関係

### 第一章 都市計画関係

○都市計画法（抄）	一四五	一三二五
○都市計画法施行令（抄）	一五〇	一三五二
○都市計画法施行規則（抄）	一五〇	一三五五
○都市再開発法（抄）	一五〇	一三五六
○都市再開発法施行令（抄）	一五一	一三六四
○被災市街地復興特別措置法（抄）	一五一	一三六四

## 第二章 その他関連法規関係

○郵便法施行規則〔抄〕	一五二	一三九二
○地方自治法〔抄〕	一五一	一三九四
○住宅金融公庫法〔抄〕	一五二	一三九六
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律〔抄〕	一五七	一四二五
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令〔抄〕	一六三	一四三七
○建築物における衛生的環境の確保に関する法律〔抄〕	一六三	一四三九
○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令〔抄〕	一六四	一四四一
○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則〔抄〕	一六四	一四四三
（参考）高齢者の居住の安定確保に関する法律	一六五	一四四四



# 第一編 区分所有・管理規約関係

## 第一章 区分所有関係

(公正証書・規約設定)

### ○公証手数料令〔抄〕

〔平成五年六月二十五日  
政令第二百二十四号〕

最終改正 平成一六年三月一九日政令第四五号

## 第二章

マンション標準管理規約関係〔平成一六年一月の改正により「中高層共同住宅標準管理規約」の名称を改称〕

### (マンション標準管理規約)

#### ○マンション標準管理規約及びマンション標準管理規約コメント

〔平成十六年一月二十三日〕  
国土交通省公表

マンション標準管理規約(単棟型)

#### ○マンション管理規約

##### 第一章 総則

(目的)

第一条 この規約は、マンションの管理又は使用に関する事項等について定めることにより、区分所有者の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この規約において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 区分所有権 建物の区分所有等に関する法律

(以下「区分所有法」という。) 第一条第一項の区分所有権をいう。

二 区分所有者 区分所有法第二条第二項の区分所有者をいう。

三 占有者 区分所有法第六条第三項の占有者をいう。

四 専有部分 区分所有法第三条第三項の専有部分をいう。

五 共用部分 区分所有法第二条第四項の共用部分をいう。

六 敷地 区分所有法第五条第五項の建物の敷地をいう。

七 共用部分等 共用部分及び附属施設をいう。

八 専用使用権 敷地及び共用部分等の一部について、特定の区分所有者が排他的に使用できる権利をいう。

九 専用使用部分 専用使用権の対象となつてゐる敷地及び共用部分等をいう。

(規約及び総会の決議の遵守義務)

第三条 区分所有者は、円滑な共同生活を維持するため、この規約及び総会の決議を誠実に遵守しなければならない。

2 区分所有者は、同居する者に対してこの規約及び総会の決議を遵守させなければならない。

(対象物件の範囲)

第四条 この規約の対象となる物件の範囲は、別表第一に記載された敷地、建物及び附属施設(以下

「対象物件」といふとする。

(規約及び総会の決議の効力)

第五条 この規約及び総会の決議は、区分所有者の包括承継人及び特定承継人に対しても、その効力を有する。

2 占有者は、対象物件の使用方法につき、区分所有者がこの規約及び総会の決議に基づいて負う義務と同一の義務を負う。

(管理組合)

第六条 区分所有者は、第一条に定める目的を達成するため、区分所有者全員をもって、マンション管理組合(以下「管理組合」といふ。)を構成する。

2 管理組合は、事務所を 内に置く。

3 管理組合の業務、組織等については、第六章に定めるところによる。

第二章 専有部分等の範囲

(専有部分の範囲)

第七条 対象物件のうち区分所有権の対象となる専有部分は、住戸番号を付した住戸とする。

2 前項の専有部分を他から区分する構造物の帰属については、次のとおりとする。

一 天井、床及び壁は、躯体部分を除く部分を専有部分とする。

二 玄関扉は、錠及び内部塗装部分を専有部分とする。

三 窓枠及び窓ガラスは、専有部分に含まれない

ものとする。

3 第一項又は前項の専有部分の専用に供される設備のうち共用部分内にある部分以外のものは、専有部分とする。

(共用部分の範囲)

第八条 対象物件のうち共用部分の範囲は、別表第二に掲げるとおりとする。

第三章 敷地及び共用部分等の共有

(共有)

第九条 対象物件のうち敷地及び共用部分等は、区分所有者の共有とする。

(共有持分)

第十条 各区分所有者の共有持分は、別表第三に掲げるとおりとする。

(分割請求及び単独処分の禁止)

第十一条 区分所有者は、敷地又は共用部分等の分割を請求することはできない。

2 区分所有者は、専有部分と敷地及び共用部分等の共有持分とを分離して譲渡、抵当権の設定等の処分をしてはならない。

第四章 用法

(専有部分の用途)

第十二条 区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない。

(敷地及び共用部分等の用法)

第十三条 区分所有者は、敷地及び共用部分等をそ

れぞれの通常の用法に従って使用しなければならない。

(バルコニー等の専用使用権)

第十四条 区分所有者は、別表第四に掲げるバルコ

二一、玄関扉、窓枠、窓ガラス、一階に面する庭及び屋上テラス(以下この条、第二十一条第一項及び別表第四において「バルコニー等」といふ。)について、同表に掲げるとおり、専用使用権を有することを承認する。

2 一階に面する庭について専用使用権を有している者は、別に定めるところにより、管理組合に専用使用料を納入しなければならない。

3 区分所有者から専有部分の貸与を受けた者は、その区分所有者が専用使用権を有しているバルコニー等を使用することができる。

(駐車場の使用)

第十五条 管理組合は、別添の図に示す駐車場について、特定の区分所有者に駐車場使用契約により使用させることができる。

2 前項により駐車場を使用している者は、別に定めるところにより、管理組合に駐車場使用料を納入しなければならない。

3 区分所有者がその所有する専有部分を、他の区分所有者又は第三者に譲渡又は貸与したときは、その区分所有者の駐車場使用契約は効力を失う。

(敷地及び共用部分等の第三者の使用)

第十六条 管理組合は、次に掲げる敷地及び共用部

分等の一部を、それぞれ当該各号に掲げる者に使用させることができる。

一 管理事務室、管理用倉庫、機械室その他対象物件の管理の執行上必要な施設（管理事務）マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「適正化法」という。）、第二条第六号の「管理事務」という。）を受託し、又は請け負った者

二 電気室 電力株式会社

三 ガスカバナー ガス株式会社

2 前項に掲げるもののほか、管理組合は、総会の決議を経て、敷地及び共用部分等（駐車場及び専用使用部分を除く。）の一部について、第三者に使用させることができる。

（専有部分の修繕等）

第十七条 区分所有者は、その専有部分について修繕 模様替え又は建物に定着する物件の取付け若しくは取替え（以下「修繕等」という。）を行うおととするときは、あらかじめ、理事長（第三十五条に定める理事長をいう。以下同じ。）にその旨を申請し、書面による承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、区分所有者は、設計図、仕様書及び工程表を添付した申請書を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、第一項の規定による申請について承認しようとするとき、又は不承認しようとする

るときは、理事会（第五十一条に定める理事会をいう。以下同じ。）の決議を経なければならない。

4 第一項の承認があつたときは、区分所有者は、承認の範囲内において、専有部分の修繕等に係る共用部分の工事を行うことができる。

5 理事長又はその指定を受けた者は、本条の施行に必要な範囲内において、修繕等の箇所に立ち入り、必要な調査を行うことができる。この場合において、区分所有者は、正当な理由がなければこれを拒否してはならない。

（使用細則）

第十八条 対象物件の使用については、別に使用細則を定めるものとする。

（専有部分の貸与）

第十九条 区分所有者は、その専有部分を第三者に貸与する場合には、この規約及び使用細則に定める事項をその第三者に遵守させなければならない。

2 前項の場合において、区分所有者は、その貸与に係る契約にこの規約及び使用細則に定める事項を遵守する旨の条項を定めるとともに、契約の相手方にこの規約及び使用細則に定める事項を遵守する旨の誓約書を管理組合に提出させなければならない。

第五章 管理

第一節 総則

（区分所有者の責務）

第二十条 区分所有者は、対象物件について、その価値及び機能の維持増進を図るため、常に適正な管理を行うよう努めなければならない。

（敷地及び共用部分等の管理）

第二十一条 敷地及び共用部分等の管理については、管理組合がその責任と負担においてこれを行うものとする。ただし、バルコニー等の管理のうち、通常の使用に伴うものについては、専用使用权を有する者がその責任と負担においてこれを行わなければならない。

2 専有部分である設備のうち共用部分と構造上一体となった部分の管理を共用部分の管理と一体として行う必要があるときは、管理組合がこれを行うことができる。

（窓ガラス等の改良）

第二十二条 共用部分のうち各住戸に附属する窓枠、窓ガラス、玄関扉その他の開口部に係る改良工事であつて、防犯、防音又は断熱等の住宅の性能の向上等に資するものについては、管理組合がその責任と負担において、計画修繕としてこれを実施するものとする。

2 管理組合は、前項の工事を速やかに実施できない場合には、当該工事を各区分所有者の責任と負担において実施することについて、細則を定めるものとする。

（必要箇所への立入り）

第二十三条 前二条により管理を行う者は、管理を

<p>行つために必要な範囲内において、他の者が管理する専有部分又は専用使用部分への立入りを請求することができる。</p> <p>2 前項により立入りを請求された者は、正当な理由がなければこれを拒否してはならない。</p> <p>3 前項の場合において、正当な理由なく立入りを拒否した者は、その結果生じた損害を賠償しななければならない。</p> <p>4 立入りをした者は、速やかに立入りをした箇所を原状に復さなければならない。</p> <p>(損害保険)</p> <p>第二十四条 区分所有者は、共用部分等に関し、管理組合が火災保険その他の損害保険の契約を締結することを承認する。</p> <p>2 理事長は、前項の契約に基づく保険金額の請求及び受領について、区分所有者を代理する。</p> <p>第二節 費用の負担</p> <p>(管理費等)</p> <p>第二十五条 区分所有者は、敷地及び共用部分等の管理に要する経費に充てるため、次の費用(以下「管理費等」という。)を管理組合に納入しななければならない。</p> <p>一 管理費</p> <p>二 修繕積立金</p> <p>2 管理費等の額については、各区分所有者の共用部分の共有持分に応じて算出するものとする。</p> <p>(承継人に対する債権の行使)</p>	<p>第二十六条 管理組合が管理費等について有する債権は、区分所有者の包括承継人及び特定承継人に対しても行うことができる。</p> <p>(管理費)</p> <p>第二十七条 管理費は、次の各号に掲げる通常の管理に要する経費に充当する。</p> <p>一 管理員人件費</p> <p>二 公租公課</p> <p>三 共用設備の保守維持費及び運転費</p> <p>四 備品費、通信費その他の事務費</p> <p>五 共用部分等に係る火災保険料その他の損害保険料</p> <p>六 経常的な補修費</p> <p>七 清掃費、消毒費及びごみ処理費</p> <p>八 委託業務費</p> <p>九 専門的知識を有する者の活用に必要な費用</p> <p>十 地域コミュニティにも配慮した居住者間のコミュニティ形成に必要な費用</p> <p>十一 管理組合の運営に必要な費用</p> <p>十二 その他敷地及び共用部分等の通常の管理に必要な費用</p> <p>(修繕積立金)</p> <p>第二十八条 管理組合は、各区分所有者が納入する修繕積立金を積み立てるものとし、積み立てた修繕積立金は、次の各号に掲げる特別の管理に要する経費に充当する場合に限って取り崩すことができる。</p>
	<p>一 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕</p> <p>二 不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕</p> <p>三 敷地及び共用部分等の変更</p> <p>四 建物の建替えに係る合意形成に必要となる事項の調査</p> <p>五 その他敷地及び共用部分等の管理に関し、区分所有者全体の利益のために特別に必要となる管理</p> <p>2 前項にかかわらず、区分所有法第六十二条第一項の建替え決議(以下「建替え決議」という。)(又は建替えに関する区分所有者全員の合意の後であつても、マンションの建替えの円滑化等に関する法律(以下本項において「円滑化法」という。)(第九条のマンション建替組合(以下「建替組合」という。))の設立の認可又は円滑化法第四十五条のマンション建替事業の認可までの間において、建物の建替えに係る計画又は設計等に必要がある場合には、その経費に充当するため、管理組合は、修繕積立金から管理組合の消滅時に建替え不参加者に帰属する修繕積立金相当額を除いた金額を限度として、修繕積立金を取り崩すことができる。</p> <p>3 管理組合は、第一項各号の経費に充てるため借入れをしたときは、修繕積立金をもつてその償還に充てることができる。</p> <p>4 修繕積立金については、管理費とは区分して整理しなければならない。</p>

<p>(使用料)</p> <p>第二十九条 駐車場使用料その他の敷地及び共用部分等に係る使用料(以下「使用料」という。)は、それらの管理に要する費用に充てるほか、修繕積立金として積み立てる。</p> <p>第六章 管理組合</p> <p>第一節 組合員</p> <p>(組合員の資格)</p> <p>第三十条 組合員の資格は、区分所有者となつたときに取得し、区分所有者でなくなつたときに喪失する。</p> <p>(届出義務)</p> <p>第三十一条 新たに組合員の資格を取得し又は喪失した者は、直ちにその旨を書面により管理組合に届け出なければならない。</p> <p>第二節 管理組合の業務</p> <p>(業務)</p> <p>第三十二条 管理組合は、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>一 管理組合が管理する敷地及び共用部分等(以下本条及び第四十八条において「組合管理部分」という。)の保安、保全、保守、清掃、消毒及びごみ処理</p> <p>二 組合管理部分の修繕</p> <p>三 長期修繕計画の作成又は変更に関する業務</p> <p>四 建物の建替えに係る合意形成に必要となる事項の調査に関する業務</p>		<p>五 適正化法第百三条に定める、宅地建物取引業者から交付を受けた設計図書管理</p> <p>六 修繕等の履歴情報の整理及び管理等</p> <p>七 共用部分等に係る火災保険その他の損害保険に関する業務</p> <p>八 区分所有者が管理する専用使用部分について管理組合が行つことが適当であると認められる管理行為</p> <p>九 敷地及び共用部分等の変更及び運営</p> <p>十 修繕積立金の運用</p> <p>十一 官公署、町内会等との渉外業務</p> <p>十二 風紀、秩序及び安全の維持に関する業務</p> <p>十三 防災に関する業務</p> <p>十四 広報及び連絡業務</p> <p>十五 地域コミュニティにも配慮した居住者間のコミュニティ形成</p> <p>十六 管理組合の消滅時における残余財産の清算</p> <p>十七 その他組合員の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保するために必要な業務</p> <p>(業務の委託等)</p> <p>第三十三条 管理組合は、前条に定める業務の全部又は一部を、マンション管理業者(適正化法第二条第八号の「マンション管理業者」をいう。)等第三者に委託し、又は請け負わせて執行することができる。</p> <p>第三十四条 管理組合は、マンション管理士(適正</p>
		<p>化法第二条第五号の「マンション管理士をいう。)</p> <p>その他マンション管理に関する各分野の専門的知識を有する者に対し、管理組合の運営その他マンションの管理に関し、相談したり、助言、指導その他の援助を求めたりすることができる。</p> <p>第三節 役員</p> <p>(役員)</p> <p>第三十五条 管理組合に次の役員を置く。</p> <p>一 理事長</p> <p>二 副理事長 名</p> <p>三 会計担当理事 名</p> <p>四 理事(理事長、副理事長、会計担当理事を含む。以下同じ。) 名</p> <p>五 監事 名</p> <p>2 理事及び監事は、マンションに現に居住する組合員のうちから、総会で選任する。</p> <p>3 理事長、副理事長及び会計担当理事は、理事の互選により選任する。</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第三十六条 役員の任期は、年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 任期の満了又は辞任によつて退任する役員は、後任の役員が就任するまでの間引き続きその職務を行う。</p> <p>4 役員が組合員でなくなつた場合には、その役員はその地位を失つ。</p>
		<p>五</p>

(役員)の誠実義務等

第三十七条 役員は、法令、規約及び使用細則その他細則(以下「使用細則等」という。)並びに総会及び理事会の決議に従い、組合員のため、誠実にその職務を遂行するものとする。

2 役員は、別に定めるところにより、役員としての活動に必要経費の支払と報酬を受けることができる。

(理事長)

第三十八条 理事長は、管理組合を代表し、その業務を統括するほか、次の各号に掲げる業務を遂行する。

一 規約、使用細則等又は総会若しくは理事会の決議により、理事長の職務として定められた事項

二 理事会の承認を得て、職員を採用し、又は解雇すること。

2 理事長は、区分所有法に定める管理者とする。

3 理事長は、通常総会において、組合員に対し、前会計年度における管理組合の業務の執行に関する報告をしなければならない。

4 理事長は、理事会の承認を受けて、他の理事に、その職務の一部を委任することができる。

(副理事長)

第三十九条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

(理事)

第四十条 理事は、理事会を構成し、理事会の定めるところに従い、管理組合の業務を担当する。

2 会計担当理事は、管理費等の収納、保管、運用、支出等の会計業務を行う。

(監事)

第四十一条 監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

2 監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況について不正があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第四節 総会

(総会)

第四十二条 管理組合の総会は、総組合員で組織する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、区分所有法に定める集会とする。

3 理事長は、通常総会を、毎年一回新会計年度開始以後二ヶ月以内に招集しなければならない。

4 理事長は、必要と認める場合には、理事会の決議を経て、いつでも臨時総会を招集することができる。

5 総会の議長は、理事長が務める。  
(招集手続)

第四十三条

総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の二週間前(会議の目的が建替え決議であるときは、一か月前)までに、会議の日時、場所及び目的を示して、組合員に通知を発しなければならない。

2 前項の通知は、管理組合に対し組合員が届出をしたあて先に発するものとする。ただし、その届出のない組合員に対しては、対象物件内の専有部分の所在地あてに発するものとする。

3 第一項の通知は、対象物件内に居住する組合員及び前項の届出のない組合員に対しては、その内容を所定の掲示場所に掲示することをもち、これに代えることができる。

4 第一項の通知をする場合において、会議の目的が第四十七条第三項第一号、第二号若しくは第四号に掲げる事項の決議又は建替え決議であるときは、その議案の要領をも通知しなければならない。

5 会議の目的が建替え決議であるときは、前項に定める議案の要領のほか、次の事項を通知しなければならない。

一 建替えを必要とする理由

二 建物の建替えをしないとした場合における当該建物の効用の維持及び回復(建物が通常有すべき効用の確保を含む。)をするのに要する費用の額及びその内訳

三 建物の修繕に関する計画が定められているときは、当該計画の内容

四 建物につき修繕積立金として積み立てられている金額

6 建替え決議を目的とする総会を招集する場合、少なくとも会議を開く日の一か月前までに、当該招集の際に通知すべき事項について組合員に対し説明を行うための説明会を開催しなければならない。

7 第四十五条第二項の場合には、第一項の通知を発した後遅滞なく、その通知の内容を、所定の掲示場所に掲示しなければならない。

8 第一項（会議の目的が建替え決議であるときを除く。）にかかわらず、緊急を要する場合には、理事長は、理事会の承認を得て、五日間を下回らない範囲において、第一項の期間を短縮することができる。

（組合員の総会招集権）

第四十四条 組合員が組合員総数の五分の一以上及び第四十六条第一項に定める議決権総数の五分の一以上に当たる組合員の同意を得て、会議の目的を示して総会の招集を請求した場合には、理事長は、二週間以内にその請求があった日から四週間以内の日（会議の目的が建替え決議であるときは、二か月と二週間以内の日）を会日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

2 理事長が前項の通知を発しない場合には、前項の請求をした組合員は、臨時総会を招集することができる。

（管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定）

ア 電磁的方法が利用可能ではない場合

3 前二項により招集された臨時総会においては、第四十二条第五項にかかわらず、議長は、総会に出席した組合員（書面又は代理人によって議決権を行使する者を含む。）の議決権の過半数をもって、組合員の中から選任する。

イ 電磁的方法が利用可能な場合

3 前二項により招集された臨時総会においては、第四十二条第五項にかかわらず、議長は、総会に出席した組合員（書面、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次項に定めるものをいう。以下同じ。）又は代理人によって議決権を行使する者を含む。）の議決権の過半数をもって、組合員の中から選任する。

4 前項の電磁的方法は、次に掲げる方法によるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線を通じて、当該電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを（以下「電磁的記録」という。）を交付する方法

（出席資格）

第四十五条 組合員のほか、理事会が必要と認められた者は、総会に出席することができる。

2 区分所有者の承諾を得て専有部分を占有する者は、会議の目的につき利害関係を有する場合には、総会に出席して意見を述べることができる。この場合において、総会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ理事長にその旨を通知しなければならない。

（議決権）

第四十六条 各組合員の議決権の割合は、別表第五に掲げるとおりとする。

2 住戸一戸が数人の共有に属する場合、その議決権行使については、これら共有者をあわせて一の組合員とみなす。

3 前項により一の組合員とみなされる者は、議決権を行使する者一名を選任し、その者の氏名をあらかじめ総会開会までに理事長に届け出なければならない。

4 組合員は、書面又は代理人によって議決権を行使することができる。

5 組合員が代理人により議決権を行使しようとする場合において、その代理人は、その組合員と同居する者若しくはその組合員の住戸を借り受けた者、又は他の組合員若しくはその組合員と同居する者でなければならない。

6 代理人は、代理権を証する書面を理事長に提出しなければならない。

「管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定」

ア) 電磁的方法が利用可能ではない場合  
(規定なし)

7 組合員は、第四項の書面による議決権の行使に代えて、電磁的方法によって議決権を行使することができる。

(総会の会議及び議事)

第四十七条 総会の会議は、前条第一項に定める議決権総数の半数以上を有する組合員が出席しなければならぬ。

2 総会の議事は、出席組合員の議決権の過半数で決する。

3 次の各号に掲げる事項に関する総会の議事は、前項にかかわらず、組合員総数の四分の三以上及び議決権総数の四分の三以上で決する。

一 規約の制定、変更又は廃止

二 敷地及び共用部分等の変更(その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。)

三 区分所有法第五十八条第一項、第五十九条第一項又は第六十条第一項の訴えの提起

四 建物の価格の二分の一を超える部分が滅失した場合の滅失した共用部分の復旧

五 その他総会において本項の方法により決議することとした事項

4 建替え決議は、第二項にかかわらず、組合員総数の五分の四以上及び議決権総数の五分の四以上で行う。

「管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定」

ア) 電磁的方法が利用可能ではない場合

5 前四項の場合において、書面又は代理人によって議決権を行使する者は、出席組合員とみなす。

イ) 電磁的方法が利用可能な場合

5 前四項の場合において、書面、電磁的方法又は代理人によって議決権を行使する者は、出席組合員とみなす。

6 第三項第一号において、規約の制定、変更又は廃止が一部の組合員の権利に特別の影響を及ぼす

べきときは、その承諾を得なければならない。この場合において、その組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。

7 第三項第一号において、敷地及び共用部分等の変更が、専有部分又は専用使用部分の使用に特別の影響を及ぼすべきときは、その専有部分を所有する組合員又はその専用使用部分の専用使用を認められている組合員の承諾を得なければならない。この場合において、その組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。

8 第三項第三号に掲げる事項の決議を行うには、あらかじめ当該組合員又は占有者に対し、弁明する機会を与えなければならない。

9 総会においては、第四十三条第一項によりあらかじめ通知した事項についてのみ、決議することができる。

(議決事項)

第四十八条 次の各号に掲げる事項については、総会の決議を経なければならない。

- 一 収支決算及び事業報告
- 二 収支予算及び事業計画
- 三 管理費等及び使用料の額並びに賦課徴収方法
- 四 規約及び使用細則等の制定、変更又は廃止
- 五 長期修繕計画の作成又は変更
- 六 第二十八条第一項に定める特別の管理の実施並びにそれに充てるための資金の借入れ及び修繕積立金の取崩し



七 第二十八条第二項に定める建物の建替えに係る計画又は設計等の経費のための修繕積立金の取崩し

八 修繕積立金の保管及び運用方法

九 第二十一条第二項に定める管理の実施

十 区分所有法第五十七条第二項及び前条第三項第三号の訴えの提起並びにこれらの訴えを提起すべき者の選任

十一 建物の一部が滅失した場合の滅失した共用部分の復旧

十二 区分所有法第六十二条第一項の場合の建替え

十三 役員を選任及び解任並びに役員活動費の額及び支払方法

十四 組合管理部分に関する管理委託契約の締結

十五 その他管理組合の業務に関する重要事項

〔管理組合における電磁的方法の利用状況に依りて、次のように規定〕

① 電磁的方法が利用可能な場合

(議事録の作成、保管等)  
第四十九条 総会の議事については、議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び議長の指名する二名の総会に出席した組合員がこれに署名押印しなければならない。

ならない。

3 理事長は、議事録を保管し、組合員又は利害関係人の書面による請求があったときは、議事録の閲覧をさせなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

4 理事長は、所定の掲示場所に、議事録の保管場所を掲示しなければならない。

(書面による決議)

第五十条 規約により総会において決議をすべき場合において、組合員全員の承諾があるときは、書面による決議をすることができる。

2 規約により総会において決議すべきものとされた事項については、組合員全員の書面による合意があったときは、書面による決議があったものとみなす。

3 規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

4 前条第三項及び第四項の規定は、書面による決議に係る書面について準用する。

5 総会に関する規定は、書面による決議について準用する。

② 電磁的方法が利用可能な場合

(議事録の作成、保管等)  
第四十九条 総会の議事については、議長は、書面又は電磁的記録により、議事録を作成しな

ればならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、又は記録しなければならない。

3 前項の場合において、議事録が書面で作成されているときは、議長及び議長の指名する二名の総会に出席した組合員がこれに署名押印しなければならない。

4 第二項の場合において、議事録が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記載された情報については、議長及び議長の指名する二名の総会に出席した組合員が電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律第二条第一項の「電子署名」をいう。以下同じ。)をしなければならない。

5 理事長は、議事録を保管し、組合員又は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があったときは、議事録の閲覧(議事録が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記載された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの当該議事録の保管場所における閲覧をいう。)をさせなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

6 理事長は、所定の掲示場所に、議事録の保管場所を掲示しなければならない。  
(書面又は電磁的方法による決議)

第五十条 規約により総会において決議をすべき場合において、組合員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができ、ただし、電磁的方法による決議に係る組合員の承諾については、あらかじめ、組合員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 第四十四条第四項各号に定める電磁的方法のうち、送信者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

3 規約により総会において決議すべきものとされた事項については、組合員の全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。

4 規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

5 前条第五項及び第六項の規定は、書面又は電磁的方法による決議に係る書面並びに第一項及び第三項の電磁的方法が行われた場合に当該電磁的方法により作成される電磁的記録について準用する。

6 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法に

よる決議について準用する。

第五節 理事会

(理事会)

第五十一条 理事会は、理事をもつて構成する。

2 理事会の議長は、理事長が務める。

(招集)

第五十二条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事が、分の一以上の理事の同意を得て理事会の招集を請求した場合には、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会の招集手続については、第四十三条(建替え決議を会議の目的とする場合の第一項及び第四項から第七項までを除く。)の規定を準用する。ただし、理事会において別段の定めをすることができる。

(理事会の会議及び議事)

第五十三条 理事会の会議は、理事の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出席理事の過半数で決する。

「管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定」

ア 電磁的方法が利用可能な場合

2 議事録については、第四十九条(第四項を除く。)の規定を準用する。ただし、第四十九条

第一項中「総会に出席した組合員」とあるのは「理事会に出席した理事」と読み替えるものとする。

イ 電磁的方法が利用可能な場合

2 議事録については、第四十九条(第六項を除く。)の規定を準用する。ただし、第四十九条第三項中「総会に出席した組合員」とあるのは「理事会に出席した理事」と読み替えるものとする。

(議決事項)

第五十四条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。

- 一 収支決算案、事業報告案、収支予算案及び事業計画案
- 二 規約及び使用細則等の制定、変更又は廃止に関する案
- 三 長期修繕計画の作成又は変更に関する案
- 四 その他の総会提出議案
- 五 第十七条に定める承認又は不承認
- 六 第六十七条に定める勧告又は指示等
- 七 総会から付託された事項 (専門委員会の設置)
- 八 第五十五条 理事会は、その責任と権限の範囲内において、専門委員会を設置し、特定の課題を調査又は検討させることができる。
- 九 専門委員会は、調査又は検討した結果を理事会

に具申する。

## 第七章 会計

(会計年度)

第五十六条 管理組合の会計年度は、毎年 月 日から翌年 月 日までとする。

(管理組合の収入及び支出)

第五十七条 管理組合の会計における収入は、第二十五条に定める管理費等及び第二十九条に定める使用料によるものとし、その支出は第二十七条から第二十九条に定めるところにより諸費用に充当する。

(収支予算の作成及び変更)

第五十八条 理事長は、毎会計年度の収支予算案を通常総会に提出し、その承認を得なければならぬ。

2 収支予算を変更しようとするときは、理事長は、その案を臨時総会に提出し、その承認を得なければならぬ。

(会計報告)

第五十九条 理事長は、毎会計年度の収支決算案を監事の会計監査を経て、通常総会に報告し、その承認を得なければならぬ。

(管理費等の徴収)

第六十条 管理組合は、第二十五条に定める管理費等及び第二十九条に定める使用料について、組合員が各自開設する預金口座から自動振替の方法により第六十二条に定める口座に受け入れること

し、当月分は前月の 日までに一括して徴収する。ただし、臨時に要する費用として特別に徴収する場合には、別に定めるところによる。

2 組合員が前項の期日までに納付すべき金額を納付しない場合には、管理組合は、その未払金額について、年利 % の遅延損害金と、違約金としての弁護士費用並びに督促及び徴収の諸費用を加算して、その組合員に対して請求することができる。

3 理事長は、未納の管理費等及び使用料の請求に関して、理事会の決議により、管理組合を代表して、訴訟その他の法的措置を進行することができる。

4 第二項に基づき請求した遅延損害金、弁護士費用並びに督促及び徴収の諸費用に相当する収納金は、第二十七条に定める費用に充当する。

5 組合員は、納付した管理費等及び使用料について、その返還請求又は分割請求をすることができる。

(管理費等の過不足)

第六十一条 収支決算の結果、管理費に余剰を生じた場合には、その余剰は翌年度における管理費に充当する。

2 管理費等に不足を生じた場合には、管理組合は組合員に対して第二十五条第二項に定める管理費等の負担割合により、その都度必要な金額の負担を求めることができる。

(預金口座の開設)

第六十二条 管理組合は、会計業務を遂行するため、

管理組合の預金口座を開設するものとする。

(借入れ)

第六十三条 管理組合は、第二十八条第一項に定める業務を行うため必要な範囲内において、借入れをすることができる。

(帳票類の作成、保管)

第六十四条 理事長は、会計帳簿、什器備品台帳、組合員名簿及びその他の帳票類を作成して保管し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による請求があったときは、これらを閲覧させなければならぬ。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

(消滅時の財産の清算)

第六十五条 管理組合が消滅する場合、その残余財産については、第十条に定める各区分所有者の共用部分の共有持分割合に応じて各区分所有者に帰属するものとする。

第八章 雑則

(義務違反者に対する措置)

第六十六条 区分所有者又は占有者が建物の保存に有害な行為その他建物の管理又は使用に関し区分所有者の共同の利益に反する行為をした場合又はその行為をすおそれがある場合には、区分所有法第五十七条から第六十条までの規定に基づき必要な措置をとることができる。

(理事長の勧告及び指示等)

第六十七条 区分所有者若しくはその同居人又は専

有部分的貸与を受けた者若しくはその同居人（以下「区分所有者等」という。）が、法令、規約又は使用細則等に違反したとき、又は対象物件内における共同生活の秩序を乱す行為を行ったときは、理事長は、理事会の決議を経てその区分所有者等に対し、その是正等のため必要な勧告又は指示若しくは警告を行うことができる。

2 区分所有者は、その同居人又はその所有する専有部分の貸与を受けた者若しくはその同居人が前項の行為を行った場合には、その是正等のため必要な措置を講じなければならない。

3 区分所有者等がこの規約若しくは使用細則等に違反したとき、又は区分所有者等若しくは区分所有者等以外の第三者が敷地及び共用部分等において不法行為を行ったときは、理事長は、理事会の決議を経て、次の措置を講ずることができる。

一 行為の差止め、排除又は原状回復のための必要な措置の請求に関し、管理組合を代表して、訴訟その他の法的措置を進行すること

二 敷地及び共用部分等について生じた損害賠償金又は不当利得による返還金の請求又は受領に関し、区分所有者のために、訴訟において原告又は被告となること、その他の法的措置をとること

4 前項の訴えを提起する場合、理事長は、請求の相手方に対し、違約金としての弁護士費用及び差止め等の諸費用を請求することができる。

5 前項に基づき請求した弁護士費用及び差止め等の諸費用に相当する収納金は、第二十七条に定める費用に充当する。

6 理事長は、第三項の規定に基づき、区分所有者のために、原告又は被告となったときは、遅滞なく、区分所有者にその旨を通知しなければならない。この場合には、第四十三条第二項及び第三項の規定を準用する。

（合意管轄裁判所）

第六十八条 この規約に関する管理組合と組合員間の訴訟については、対象物件所在地を管轄する

一 地方（簡易）裁判所をもって、第一審管轄裁判所とする。

2 第四十八条第十号に関する訴訟についても、前項と同様とする。

（市及び近隣住民との協定の遵守）

第六十九条 区分所有者は、管理組合が近隣住民と締結した協定について、これを誠実に遵守しなければならない。

（細則）

第七十条 総会及び理事会の運営、会計処理、管理組合への届出事項等については、別に細則を定めることができる。

（規約外事項）

第七十一条 規約及び使用細則に定めのない事項については、区分所有法その他の法令の定めるところによる。

2 規約 使用細則等又は法令のいずれにも定めのない事項については、総会の決議により定める。

「管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定」

㊦ 電磁的方法が利用可能ではない場合

（規約原本等）

第七十二条 この規約を証するため、区分所有者全員が記名押印した規約を一通作成し、これを規約原本とする。

2 規約原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があつたときは、規約原本の閲覧をさせなければならない。

3 規約が規約原本の内容から総会決議により変更されているときは、理事長は、一通の書面に、現に有効な規約の内容と、その内容が規約原本及び規約変更を決議した総会の議事録の内容と相違ないことを記載し、署名押印した上で、この書面を保管する。

4 区分所有者又は利害関係人の書面による請求があつたときは、理事長は、規約原本、規約変更を決議した総会の議事録及び現に有効な規約の内容を記載した書面（以下「規約原本等」という。）の閲覧をさせなければならない。

5 第二項及び前項の場合において、理事長は、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定すること

とができる。

6 理事長は、所定の掲示場所に、規約原本等の保管場所を掲示しなければならない。

イ) 電磁的方法が利用可能な場合

(規約原本等)

第七十二条 この規約を証するため、区分所有者全員が書面に記名押印又は電磁的記録に電子署名した規約を一通作成し、これを規約原本とする。

2 規約原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があつたときは、規約原本の閲覧をさせなければならない。

3 規約が規約原本の内容から総会決議により変更されているときは、理事長は、一通の書面又は電磁的記録に、現に有効な規約の内容と、その内容が規約原本及び規約変更を決議した総会の議事録の内容と相違ないことを記載又は記録し、署名押印又は電子署名した上で、この書面又は電磁的記録を保管する。

4 区分所有者又は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があつたときは、理事長は、規約原本、規約変更を決議した総会の議事録及び現に有効な規約の内容を記載した書面又は記録した電磁的記録(以下「規約原本等」という。)の閲覧をさせなければならない。

5 第二項及び前項の場合において、理事長は、

閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

6 理事長は、所定の掲示場所に、規約原本等の保管場所を掲示しなければならない。

7 電磁的記録により作成された規約原本等の閲覧については、第四十九条第五項に定める議事録の閲覧に関する規定を準用する。

附則

(規約の発効)

第一条 この規約は、平成 年 月 日から効力を発する。

別表第1 対象物件の表示

物 件 名		
敷 地	所 在 地	
	面 積	
	権 利 関 係	
建 物	構 造 等	<p style="text-align: center;">造 地上 階 地下 階 塔屋</p> <p style="text-align: center;">階建共同住宅</p> <p>延べ面積      m<sup>2</sup>    建築面積      m<sup>2</sup></p>
	専 有 部 分	<p>住戸数      戸</p> <p>延べ面積      m<sup>2</sup></p>
附 属 施 設	<p>駐車場施設、自転車置場、ごみ集積所、外灯設備、植樹等建物に附属する施設</p>	

別表第2 共用部分の範囲

- 1 玄関ホール、廊下、階段、エレベーターホール、エレベーター室、電気室、機械室、パイプスペース、メーターボックス（給湯器ボイラー等の設備を除く。）、内外壁、界壁、床スラブ、基礎部分、バルコニー、ベランダ、屋上テラス、車庫等専有部分に属さない「建物の部分」
- 2 エレベーター設備、電気設備、給排水衛生設備、ガス配管設備、火災警報設備、インターネット通信設備、ケーブルテレビ設備、オートロック設備、宅配ボックス、避雷設備、塔屋、集合郵便受箱、配線配管（給水管については、本管から各住戸メーターを含む部分、雑排水管及び汚水管については、配管継手及び立て管）等専有部分に属さない「建物の附属物」
- 3 管理事務室、管理用倉庫、集会室及びそれらの附属物

別表第3 敷地及び共用部分等の共有持分割合

持分割合 住戸番号	敷地 及び 附属施設	共用部分
〇〇号室	〇〇〇分の〇〇	〇〇〇分の〇〇
〇〇号室	〇〇〇分の〇〇	〇〇〇分の〇〇
〇〇号室	〇〇〇分の〇〇	〇〇〇分の〇〇
〇〇号室	〇〇〇分の〇〇	〇〇〇分の〇〇
〇〇号室	〇〇〇分の〇〇	〇〇〇分の〇〇
.	.	.
.	.	.
.	.	.
.	.	.
.	.	.
.	.	.
.	.	.
.	.	.
.	.	.
合計	〇〇〇分の〇〇〇	〇〇〇分の〇〇〇

別表第4 バルコニー等の専用使用権

専用使用部分 区分	バルコニー	玄関扉 窓枠 窓ガラス	1階に面する庭	屋上テラス
1 位置	各住戸に接するバルコニー	各住戸に附属する玄関扉、窓枠、窓ガラス	別添図のとおり	別添図のとおり
2 専用使用権者	当該専有部分の区分所有者	同左	〇〇号室住戸の区分所有者	〇〇号室住戸の区分所有者

別表第5 議決権割合

住戸番号	議決権割合	住戸番号	議決権割合
〇〇号室	〇〇〇分の〇〇	〇〇号室	〇〇〇分の〇〇
〇〇号室	〇〇〇分の〇〇	〇〇号室	〇〇〇分の〇〇
〇〇号室	〇〇〇分の〇〇	〇〇号室	〇〇〇分の〇〇
〇〇号室	〇〇〇分の〇〇	〇〇号室	〇〇〇分の〇〇
〇〇号室	〇〇〇分の〇〇	〇〇号室	〇〇〇分の〇〇
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	合計	〇〇〇分の〇〇〇



マンション標準管理規約(単棟型) コメント  
全般関係

マンションが重要な居住形態となっている中で、マンションの快適な居住環境を確保するため、区分所有者は、具体的な住まい方のルールを定めておくことが重要であるとともに、社会的には、マンションを社会的資産として、その資産価値を保全することが要請されている。

このような状況の中で、管理組合はマンションを適正に管理するよう努め、国は情報提供等の措置を講ずるよう努めなければならない旨の適正化法の規定を踏まえ、国は、管理組合が、各マンションの実態に応じて、管理規約を制定、変更する際の参考として、このマンション標準管理規約及びマンション標準管理規約コメントを作成し、その周知を図るものである。

この標準管理規約が対象としているのは、一般分譲の住居専用の単棟型マンションで、各住戸の床面積等が、均質のものもバリエーションのあるものも含めている。

いわゆる等価交換により特定の者が多数の住戸を区分所有する場合、一部共用部分が残存する場合、管理組合を法人とする場合等は別途考慮するものとする。

なお、店舗併用等の複合用途型マンション及び数棟のマンションが所在する団地型マンションについては、それぞれについて標準管理規約を示し

ているので、それらを参考とするものとする。

駐車場の扱い等、この標準管理規約に示している事項の取扱いに関しては、マンションの所在地の状況等の個別の事情を考慮して、合理的な範囲内において、その内容に多少の変化をもたせることも差し支えない。

なお、別に定められる公正証書による規約と一貫性をもたせることが望ましい。

#### 第五条関係

包括承継は相続、特定承継は売買及び交換等の場合をいう。賃借人は、占有者に当たる。

#### 第六条関係

管理組合は、マンションの管理又は使用をより円滑に実施し、もって区分所有者の共同の利益の増進と良好な住環境の確保を図るため構成するものであり、区分所有者全員が加入するものである。区分所有法によれば、区分所有者の数が二名以上の管理組合は法人となることができるが、この規約では管理組合を法人とはしていない。したがって、ここにいう管理組合は権利能力なき社団である。

#### 第七条関係

専有部分として倉庫又は車庫を設けるときは、「倉庫番号を付した倉庫」又は「車庫番号を付した車庫」を加える。また、すべての住戸に倉庫又は車庫が附属しているのではない場合は、管理組合と特定の者との使用契約により使用させること

とする。

利用制限を付すべき部分及び複数の住戸によって利用される部分を共用部分とし、その他の部分を専有部分とした。この区分は必ずしも費用の負担関係と連動するものではない。

利用制限の具体的内容は、建物の部位によって異なるが、外観を構成する部分については加工等外観を変更する行為を禁止し、主要構造部については構造の変更を禁止する趣旨である。

第一項は、区分所有権の対象となる専有部分を住戸部分に限定したが、この境界について疑義を生じることが多いので第二項で限界を明らかにしたものである。

雨戸又は網戸がある場合は、第二項第三号に追加する。

#### (第三項関係)

「専有部分の専用に供される」か否かは、設備機能に着目して決定する。

#### 第十条関係

共有持分の割合については、専有部分の床面積の割合によることとする。ただし、敷地については、公正証書によりその割合が定まっている場合、それに合わせる必要がある。

登記簿に記載されている面積は、内のり計算によるが、共有持分の割合の基準となる面積は、壁心計算(界壁の中心線で囲まれた部分の面積を算出する方法をいう。)によるものとする。

敷地及び附属施設の共有持分は、規約で定まるものではなく、分譲契約等によって定まるものであるが、本条に確認的に規定したものである。なお、共用部分の共有持分は規約で定まるものである。

第十一 条関係

住戸を他の区分所有者又は第三者に貸与することとは本条の禁止に当たらない。

倉庫又は車庫も専有部分となつて居るときは、倉庫（車庫）のみを他の区分所有者に譲渡する場合を除き、住戸と倉庫（車庫）とを分離し、又は専有部分と敷地及び共用部分等の共有持分とを分離して譲渡、抵当権の設定等の処分をしてはならない旨を規定する。

第十二 条関係

住宅としての使用は、専ら居住者の生活の本拠があるか否かによって判断する。したがって利用方法は、生活の本拠であるために必要な平穏さを有することを要する。

第十三 条関係

「通常の用法」の具体的内容は、使用細則で定めることとする。

例えば、「自転車は、一階の に置きます。それ以外の場所に置いてはいけません。」

第十四 条関係

バルコニー等については、専有部分と一体として取り扱うのが妥当であるため、専用使用権につ

いて定めたものである。

専用使用権は、その対象が敷地又は共用部分等の一部であることから、それぞれの通常の用法に従つて使用すべきこと、管理のために必要がある範囲内において、他の者の立ち入りを受けることがある等の制限を伴うものである。また、工作物設置の禁止、外観変更の禁止等は使用細則で物件ごとに言及するものとする。

バルコニー及び屋上テラスがすべての住戸に附属しているのではない場合には、別途専用使用料の徴収について規定することもできる。

第十五 条関係

本条は、マンションの住戸の数に比べて駐車場の収容台数が不足しており、駐車場の利用希望者（空き待ち）が多いという一般的状況を前提としている。

ここで駐車場と同様に扱うべきものとしては、倉庫等がある。

本条の規定のほか、使用者の選定方法をはじめとした具体的な手続き、使用者の遵守すべき事項等駐車場の使用に関する事項の詳細については、「駐車場使用細則」を別途定めるものとする。また、駐車場使用契約の内容（契約書の様式）についても駐車場使用細則に位置づけ、あらかじめ総会で合意を得ておくことが望ましい。

駐車場使用契約は、次のひな型を参考とする。

駐車場使用契約書

マンション管理組合（以下「甲」という。）は、マンションの区分所有者である（以下「乙」という。）と、マンションの駐車場のうち別添の図に示す の部分につき駐車場使用契約を締結する。当該部分の使用に当たっては、乙は下記の事項を遵守するものとし、これに違反した場合には、甲はこの契約を解除することができる。

記

- 1 契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、乙がその所有する専有部分を他の区分所有者又は第三者に譲渡又は貸与したときは、本契約は効力を失う。
- 2 月額 円の駐車場使用料を前月の 日までに甲に納入しなければならない。
- 3 別に定める駐車場使用細則を遵守しなければならない。
- 4 当該駐車場に常時駐車する車両の所有者、車両番号及び車種をあらかじめ甲に届け出るものとする。

車両の保管責任については、管理組合が負わない旨を駐車場使用契約又は駐車場使用細則に規定することが望ましい。

駐車場使用細則、駐車場使用契約等に、管理費

修繕積立金の滞納等の規約違反の場合は、契約を解除できるか又は次回選定時の参加資格をなく奪することができる旨の規定を定めることもできる。

駐車場使用者の選定は、最初に使用者を選定する場合には抽選、二回目以降の場合には抽選又は申込順にする等、公平な方法により行うものとする。

また、マンションの状況等によっては、契約期間終了時に入れ替えるという方法又は契約の更新を認めるという方法等について定めることも可能である。

駐車場が全戸分ない場合等には、駐車場使用料を近傍の同種の駐車場料金と均衡を失しないよう設定すること等により、区分所有者間の公平を確保することが必要である。

#### 第十六条関係

有償が無償かの区別、有償の場合の使用料の額等について使用条件で明らかにすることとする。

第二項の対象となるのは、広告塔、看板等である。

#### 第十七条関係

区分所有者は、区分所有法第六条第一項の規定により、専有部分の増築又は建物の主要構造部に影響を及ぼす行為を実施することはできない。

「専有部分の修繕、模様替え又は建物に定着する物件の取付け若しくは取替え」の工事の具体例

としては、床のフローリング、ユニットバスの設置、主要構造部に直接取り付けるエアコンの設置、配管（配線）の枝管（枝線）の取付け・取替え、間取りの変更等がある。

本条は、配管（配線）の枝管（枝線）の取付け、取替え工事に当たって、共用部分内に係る工事についても、理事長の承認を得れば、区分所有者が行うことができることも想定している。

専有部分の修繕等の実施は、共用部分に關係してくる場合もあることから、ここでは、そのような場合も想定し、区分所有法第十八条の共用部分の管理に関する事項として、同条第一項の規定により、規約で別の方法を定めたものである。

なお、区分所有法第十七条の共用部分の変更に該当し、集会の決議を経ることが必要となる場合もあることに留意する必要がある。

承認を行うに当たっては、専門的な判断が必要となる場合も考えられることから、専門的知識を有する者（建築士、建築設備の専門家等）の意見を聴く等により専門家の協力を得ることを考慮する。

特に、フローリング工事の場合には、構造、工事の仕様、材料等により影響が異なるので、専門家への確認が必要である。

承認の判断に際して、調査等により特別な費用がかかる場合には、申請者に負担させることが適当である。

工事の躯体に与える影響、防火、防音等の影響、耐力計算上の問題、他の住戸への影響等を考慮して、承認するかどうかが判断する。

専有部分に関する工事であっても、他の居住者等に影響を与えることが考えられるため、工事内容等を掲示する等の方法により、他の区分所有者等へ周知を図ることが適当である。

本条の承認を受けずに、専有部分の修繕等の工事を行った場合には、第六十七条の規定により、理事長は、その是正等のため必要な勧告又は指示若しくは警告を行うか、その差止め、排除又は原状回復のための必要な措置等をとることができ

る。  
本条の規定のほか、具体的な手続き、区分所有者の遵守すべき事項等詳細については、使用細則に別途定めるものとする。

申請書及び承認書の様式は、次のとおりとする。

#### 専有部分修繕等工事申請書

平成 年 月 日

マンション管理組合

理事長 殿

氏名

下記により、専有部分の修繕等の工事を実施することとしたいので、マンション管理規約第十八条の規定に基づき申請します。

記

1	対象住戸	号室
2	工事内容	
3	工事期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
4	施工業者	
5	添付書類	設計図、仕様書及び工程表

専有部分修繕等工事承認書

平成 年 月 日

殿

平成 年 月 日に申請のありました 号室  
における専有部分の修繕等の工事については、実  
施することを承認します。

(条件)

マンション管理組合  
理事長

第十八条関係

使用細則で定めることが考えられる事項として  
は、動物の飼育やピアノ等の演奏に関する事項等  
専有部分の使用方法に関する規制や、駐車場、倉  
庫等の使用方法、使用料等敷地、共用部分の使用  
方法や対価等に関する事項等があげられ、このう  
ち専有部分の使用に関するものは、その基本的な  
事項は規約で定めるべき事項である。

なお、使用細則を定める方法としては、これら

の事項を一つの使用細則として定める方法と事項  
ごとに個別の細則として定める方法とがある。

犬、猫等のペットの飼育に関しては、それを認  
める、認めない等の規定は規約で定めるべき事項  
である。基本的な事項を規約で定め、手続き等の  
細部の規定を使用細則等に委ねることは可能であ  
る。

なお、飼育を認める場合には、動物等の種類及  
び数等の限定、管理組合への届出又は登録等によ  
る飼育動物の把握、専有部分における飼育方法並  
びに共用部分の利用方法及びふん尿の処理等の飼  
育者の守るべき事項、飼育に起因する被害等に対  
する責任、違反者に対する措置等の規定を定める  
必要がある。

ペット飼育を禁止する場合、容認する場合の規  
約の例は、次のとおりである。

**ペットの飼育を禁止する場合**  
(ペット飼育の禁止)

第 条 区分所有者及び占有者は、専有部分、共  
用部分の如何を問わず、犬・猫等の動物を飼育  
してはならない。ただし、専ら専有部分内で、  
かつ、かご・水槽等内のみで飼育する小鳥・観  
賞用魚類(金魚・熱帯魚等)等を、使用細則に  
定める飼育方法により飼育する場合、及び身体  
障害者補助犬法に規定する身体障害者補助犬  
(盲導犬、介助犬及び聴導犬)を使用する場合

は、この限りではない。

**ペットの飼育を容認する場合**  
(ペットの飼育)

第 条 ペット飼育を希望する区分所有者及び占  
有者は、使用細則及びペット飼育に関する細則を  
遵守しなければならない。ただし、他の区分所有  
者又は占有者からの苦情の申し出があり、改善勧  
告に従わない場合には、理事会は、飼育禁止を含  
む措置をとることができる。

第十九条関係

規約の効力は対象物件の使用方法につき占有者  
にも及ぶが、本条は、それ以外に、区分所有者が  
その専有部分を第三者に貸与する場合に、区分所  
有者がその第三者に、この規約及び使用細則に定  
める事項を遵守させる義務を定めたものである。

第三者が遵守すべき事項は、この規約及び使用  
細則に定める事項のうち、対象物件の使用に関す  
る事項とする。

貸与に係る契約書に記載する条項及び管理組合  
に提出する誓約書の様式は次のとおりとする。

**賃貸借契約書**

第 条 賃借人は、対象物件の使用、収益に際し  
て、マンション管理規約及び同使用細則に  
定める事項を誠実に遵守しなければならない。

2 賃借人が、前項に規定する義務に違反したと

きは、賃貸人は、本契約を解除することができ  
る。

誓約書

私は、  
(賃貸人)との マンション  
号室(以下「対象物件」という。)の賃貸借  
契約の締結に際し、下記事項を誓約します。

記

対象物件の使用に際しては マンション管理  
規約及び同使用細則に定める事項を誠実に遵守す  
ること。

平成 年 月 日

マンション管理組合

理事長 殿

住所

氏名

印

区分所有者は、その専有部分を第三者に賃与し  
ている間(当該専有部分から転出する場合のみな  
らず、転出後さらに転居する場合も含む。)は、  
現に居住する住所 電話番号等の連絡先を管理組  
合に届け出なければならぬ旨を規約に定めるこ  
とも、区分所有者に連絡がつかない場合を未然に  
回避する観点から有効である。また、長期間不在  
にする場合も、届出の規定を設けることが有効で  
ある。

なお、上述の定めをした場合であっても、届出  
をしない区分所有者に対する総会招集手続きにつ  
いては、第四十三条第一項及び第三項によること  
となる。

第二十一条関係

駐車場の管理は、管理組合がその責任と負担で  
行う。

バルコニー等の管理のうち、管理組合がその責  
任と負担において行わなければならないのは、計  
画修繕等である。

本条ただし書の「通常の使用に伴う」管理とは、  
バルコニーの清掃や窓ガラスが割れた時の入れ替  
え等である。

第二項の対象となる設備としては、配管、配線  
等がある。

配管の清掃等に要する費用については、第二十  
七条第三号の「共用設備の保守維持費」として管  
理費を充当することが可能であるが、配管の取替  
え等に要する費用のうち専有部分に係るものにつ  
いては、各区分所有者が実費に応じて負担すべき  
ものである。

第二十一条関係

窓枠、窓ガラス及び玄関扉(玄関扉にあつては  
錠及び内部塗装部分を除く。以下「開口部」とい  
う。)については、第七条第二号及び第三号にお  
いて専有部分に含まれないこととされていること  
と、専有部分に属さない「建物の部分」について

は、第八条に基づく別表第二において共用部分と  
されていることから、開口部は共用部分として扱  
うこととなる。

また、区分所有法は、その形状又は効用の著し  
い変更を伴わない共用部分の変更について、集会  
の普通決議により決することを定めている。

第一項は、防犯、防音又は断熱等の住宅の性能  
の向上のため行われる開口部の改良工事について  
は、原則として、他の共用部分と同様に計画修繕  
の対象とすべき旨を規定したものである。

第二項は、開口部の改良工事については、治安  
上の問題を踏まえた防犯性能の向上や、結露から  
発生したカビやダニによるいわゆるシックハウス  
問題を改善するための断熱性の向上等、一棟全戸  
ではなく一部の住戸において緊急かつ重大な必要  
性が生じる場合もあり得ることにかんがみ、計画  
修繕によりただちに開口部の改良を行うことが困  
難な場合には、各区分所有者の責任と負担におい  
て工事を行うことができるよう、細則をあらかじめ  
定めるべきことを規定したものである。

また、第一項は、マンションでは通常個々の専  
有部分に係る開口部(共用部分)が形状や材質に  
おいて大きく異なるような状況は考えられないこ  
とから、当該開口部の改良工事についてもその方  
法や材質・形状等をあらかじめ定型的に細則で定  
めることにより、その範囲内で行われるものにつ  
いては施工の都度総会の決議を求めるまでもな

く、各区分所有者の責任と負担において実施することを可能とする趣旨である。

「共用部分のうち各住戸に附属する窓枠、窓ガラス、玄関扉その他の開口部に係る改良工事であつて、防犯、防音又は断熱等の住宅の性能の向上等に資するもの」の工事の具体例としては、防犯・防音・断熱性等により優れた複層ガラスやサッシ等への交換、既設のサッシへの内窓又は外窓の増設等が考えられる。

各区分所有者の責任と負担において行うことができるものとしてあらかじめ定型的な工事内容を定めるに当たっては、専門的知識を有する者の意見を聴くことを考慮する。

本条の規定のほか、具体的な工事内容、区分所有者の遵守すべき事項等詳細については、細則に別途定めるものとする。

申請書及び承認書の様式は、専有部分の修繕に関する様式に準じて定めるものとする。

第二十五条関係

管理費等の負担割合を定めるに当たっては、使用頻度等は勘案しない。

管理費のうち、管理組合の運営に要する費用については、組合費として管理費とは分離して徴収することもできる。

第二十七条関係

管理組合の運営に要する費用には役員活動費も含まれ、これについては一般の人件費等を勘案し

て定めるものとするが、役員は区分所有者全員の利益のために活動することにかんがみ、適正な水準に設定することとする。

コミュニティ形成は、日常的なトラブルの未然防止や大規模修繕工事等の円滑な実施などに資するものであり、マンションの適正管理を主体的に実施する管理組合にとつて、必要な業務である。

管理費からの支出が認められるのは、管理組合が居住者間のコミュニティ形成のために実施する催事の開催費用等居住者間のコミュニティ形成や、管理組合役員が地域の町内会に出席する際に支出する経費等の地域コミュニティにも配慮した管理組合活動である。

他方、各居住者が各自の判断で自治会、町内会等に参加する場合に支払うこととなる自治会費、町内会費等は地域コミュニティの維持・育成のため居住者が任意に負担するものであり、マンションという共有財産を維持・管理していくための費用である管理費等とは別のものである。

第二十八条関係

対象物件の経済的価値を適正に維持するためには、一定期間ごとに行う計画的な維持修繕工事が重要であるので、修繕積立金を必ず積み立てることとしたものである。

分譲会社が分譲時において将来の計画修繕に要する経費に充当していくため、一括して購入者より修繕積立基金として徴収している場合や、修繕

時に、既存の修繕積立金の額が修繕費用に不足すること等から、一時負担金が区分所有者から徴収される場合があるが、これらについても修繕積立金として積み立てられ、区分経理されるべきものである。

円滑化法に基づく建替組合によるマンション建替事業における建替えまでのプロセスの概要は、円滑化法の制定を踏まえ作成された「マンションの建替えに向けた合意形成に関するマニュアル」（平成十五年一月国土交通省公表）によれば、次のとおりである。

A. 建替え決議までのプロセス

① 準備段階：一部の区分所有者から建替えの発意がなされ、それに賛同する有志により、建替えを提起するための基礎的な検討が行われる段階であり、「管理組合として建替えの検討を行うこと」の合意を得ること」を目標とする。

② 検討段階：管理組合として、修繕・改修との比較等による建替えの必要性、建替えの構想について検討する段階であり、「管理組合として、建替えを必要として計画すること」の合意を得ること」を目標とする。

③ 計画段階：管理組合として、各区分所有者の合意形成を図りながら、建替えの計画を本格的に検討する段階であり、「建替え計画を策定するとともに、それを前提とした建替え

決議を得ること」を目標とする。

B. 建替え決議後のプロセス

(ア) 建替組合の設立段階…定款及び事業計画を定め、都道府県知事等の認可を受けて建替組合を設立する段階。

(イ) 権利変換段階…権利変換計画を策定し、同計画に関し都道府県知事等の認可を受け、権利変換を行う段階。

(ウ) 工事実施段階…建替え工事を施工し、工事完了時にマンション建替事業に係る清算を行う段階。

(エ) 再入居と新管理組合の設立段階…新マンションに入居し、新マンションの管理組合が発足する段階。

のプロセスのうち、のA(イ)及び(ウ)の段階においては、管理組合が建替えの検討のため、調査を実施する。調査の主な内容は、再建マンションの設計概要、マンションの取壊し及び再建マンションの建築に要する費用の概算額やその費用分担、再建マンションの区分所有権の帰属に関する事項等である。

のプロセスのうち、のB(ア)の段階においても、修繕積立金を取り崩すことのできる場合があることを定めたのが第二項である。

のプロセスによらず、円滑化法第四十五条のマンション建替事業の認可に基づく建替え、又は区分所有者の全員合意に基づく任意の建替えを推

進する場合であっても、必要に応じて、第一項及び第二項、又は第二項と同様の方法により、修繕積立金を取り崩すことは可能である。ただし、任意の組織に関しては、その設立時期について管理組合内で共通認識を得ておくことが必要である。建替えに係る調査に必要な経費の支出は、各マンションの実態に応じて、管理費から支出する旨管理規約に規定することもできる。

第二十九條関係

機械式駐車場を有する場合は、その維持及び修繕に多額の費用を要することから、管理費及び修繕積立金とは区分して経理することもできる。

第三十一條関係

届出書の様式は、次のとおりとする。

届出書	平成 年 月 日
マンション管理組合 理事長 殿	
マンションにおける区分所有権の取得 及び喪失について、下記のとおり届け出ます。	
記	号室
1 対象住戸	
2 区分所有権を取得した者	氏名
3 区分所有権を喪失した者	氏名

(住所) (移転先)

4 区分所有権の変動の年月日

平成 年 月 日

5 区分所有権の変動の原因

第三十二條関係

建物を長期にわたって良好に維持・管理していくためには、一定の年数の経過ごとに計画的に修繕を行っていくことが必要であり、その対象となる建物の部分、修繕時期、必要となる費用等について、あらかじめ長期修繕計画として定め、区分所有者の間で合意しておくことは、円滑な修繕の実施のために重要である。

長期修繕計画の内容としては次のようなものが最低限必要である。

1 計画期間が二十五年程度以上であること。なお、新築時においては、計画期間を三十年程度にすると、修繕のために必要な工事をほぼ網羅できることとなる。

2 計画修繕の対象となる工事として外壁補修、屋上防水、給排水管取替え、窓及び玄関扉等の開口部の改良等が掲げられ、各部位ごとに修繕周期、工事金額等が定められているものであること。

3 全体の工事金額が定められたものであること。  
また、長期修繕計画の内容については定期的な

(おおむね五年程度ごと)に見直しをすることが必要である。

長期修繕計画の作成又は変更及び修繕工事の実施の前提として、劣化診断(建物診断)を管理組合として併せて行う必要がある。

長期修繕計画の作成又は変更には変更に必要な経費及び長期修繕計画の作成等のための劣化診断(建物診断)に必要な経費の充当については、管理組合の財産状態等に応じて管理費又は修繕積立金のどちらからでもできる。

ただし、修繕工事の前提としての劣化診断(建物診断)に必要な経費の充当については、修繕工事の一環としての経費であることから、原則として修繕積立金から取り崩すこととなる。

管理組合が管理すべき設計図書は、適正化法第百三条に基づいて宅地建物取引業者から交付される竣工時の付近見取図、配置図、仕様書(仕上げ表を含む。)、各階平面図、二面以上の立面図、断面図又は短計図、基礎伏図、小屋伏図、構造詳細図及び構造計算書である。ただし、同条は、適正化法の施行(平成十三年八月一日)前に建設工事が完了した建物の分譲については適用されないこととなっており、これに該当するマンションには上述の図書が交付されていない場合もある。

他方、建物の修繕に有用な書類としては、上述以外の設計関係書類(数量調査、竣工地積測量図等)、特定行政庁関係書類(建築確認通知書、日

影協定書等)、消防関係書類、機械関係設備施設の関係書類、売買契約書関係書類等がある。

このような各マンションの実態に応じて、具体的な図書を規約に記載することが望ましい。

修繕等の履歴情報とは、大規模修繕工事、計画修繕工事及び設備改修工事等の修繕の時期、箇所費用及び工事施工者等や、設備の保守点検、建築基準法第十二条第一項及び第二項の特殊建築物等の定期調査報告及び建築設備(昇降機を含む。)の定期検査報告、消防法第八条の二の二の防火対象物定期点検報告等の法定点検など、維持管理の情報であり、整理して後に参照できるよう管理しておくことが今後の修繕等を適切に実施するために有効な情報である。

建替え等により消滅する管理組合は、管理費や修繕積立金等の残余財産を清算する必要がある。なお、清算の方法については、各マンションの実態に応じて規定を整備しておくことが望ましい。

第三十三条関係

第三者に委託する場合は、マンション標準管理委託契約書による。

第三十三条及び第三十四条関係

マンションは一つの建物を多くの人が区分して所有するという形態ゆえ、利用形態の混在による権利・利用関係の複雑さ、建物構造上の技術的判断の難しさなどを踏まえ、建物を維持していく上で区分所有者間の合意形成を進めることが必要で

ある。

このような中で、マンションを適切に維持管理していくためには、法律や建築技術等の専門的知識が必要となることから、管理組合は、マンション管理業者等第三者に管理事務を委託したり、マンション管理士その他マンション管理に関する各分野の専門的知識を有する者に対し、管理組合の運営その他マンションの管理に關し、相談したり、助言、指導その他の援助を求めたりするなど、専門的分野にも適切に対応しつつ、マンション管理を適正に進めることが求められる。

管理組合が支援を受けることが有用な専門的知識を有する者としては、マンション管理士のほか、マンションの権利・利用関係や建築技術に関する専門家である、弁護士、司法書士、建築士、行政書士、公認会計士、税理士等の国家資格取得者や、区分所有管理士、マンションリフォームマネジャー等の民間資格取得者などが考えられる。

専門的知識を有する者の活用の具体例としては、管理組合は、専門的知識を有する者に、管理規約改正原案の作成、管理組合における合意形成の調整に対する援助、建物や設備の劣化診断、安全性診断の実施の必要性についての助言、診断項目、内容の整理等を依頼することが考えられる。

第三十五条関係

理事の員数については次のとおりとする。  
1 おおむね十〜十五戸につき一名選出するもの



とする。

2 員数の範囲は、最低三名程度、最高二十名程度とし、〃名という枠により定めることとできる。

一〇〇戸を超え、役員数が二十名を超えるような大規模マンションでは、理事会のみで、実質的検討を行うのが難しくなるので、理事会の中に部会を設け、各部会に理事会の業務を分担して、実質的な検討を行うような、複層的な組織構成、役員 の体制を検討する必要がある。

この場合、理事会の運営方針を決めるため、理事長、副理事長（各部の部長と兼任するような組織構成が望ましい。）による幹部会を設けることも有効である。なお、理事会運営細則を別途定め、部会を設ける場合は、理事会の決議事項につき決定するのは、あくまで、理事全員による理事会であることを明確にする必要がある。

法人が区分所有する専有部分があるマンションにおいては、当該専有部分をどのように利用している場合に、第二項の「現に居住する組合員」が存在するとみなして法人関係者から役員になることを認めるか、法人関係者が役員になる場合には、管理組合役員の任務に当たることを当該法人の職務命令として受けた者に限定する等どのような資格を有する者が実際に役員業務を行うことができるかについて、あらかじめ規約や細則に定めておくことが望ましい。

### 第三十六条関係

役員の任期については、組合の実情に応じて一〜二年で設定することとし、選任に当たっては、その就任日及び任期の期限を明確にする。  
業務の継続性を重視すれば、役員は半数改選とするのもよい。この場合には、役員の任期は二年とする。

役員が転出、死亡その他の事情により任期中で欠けた場合、補欠の役員を理事会の決議で選任することができる、規約に規定することもできる。

### 第三十八条関係

例えば植栽による日照障害などの日常生活のトラブルの対応において、日照障害における植栽の伐採などの重要な問題に関しては総会の決議により決定することが望ましい。

### 第四十二条関係

#### （第五項関係）

総会において、議長を選任する旨の定めをすることもできる。

### 第四十三条関係

#### （第三項、第七項関係）

所定の掲示場所は建物内の見やすい場所に設けるものとする。以下同じ。

### 第四十四条関係

電磁的方法による議決権行使の具体例には、電子メールの送信やウェブサイト（ホームページ）

への書込みの利用、フロッピーディスクやCD-ROMの交付による方法等がある。

電磁的方法の一部のみ利用可能な管理組合は、電磁的方法の利用状況に応じた規約を制定することが望ましい。例えば、電子メールの受信やウェブサイトを（ホームページ）への書込みは利用できないが、フロッピーディスクに記録されている内容の読み及び表示は可能な場合、第四十四条において(イ)を選択した上で第四十四条第四項第一号は規定しないことが望ましい。

### 第四十五条関係

理事会が必要と認める者の例としては、マンション管理者、管理員、マンション管理士等がある。

### 第四十六条関係

議決権については、共用部分の共有持分の割合あるいはそれを基礎としつつ賛否を算定しやすい数字に直した割合によることが適当である。

各住戸の面積があまり異なる場合は、住戸一戸につき各一個の議決権により対応することも可能である。

また、住戸の数を基準とする議決権と専有面積を基準とする議決権を併用することにより対応することも可能である。

特定の者について利害関係が及ぶような事項を決議する場合には、その特定の少数者の意見が反映されるよう留意する。

書面による議決権の行使とは、総会には出席しないで、総会の開催前に議案についての賛否を記載した書面を総会の招集者に提出することである。他方、代理人による議決権の行使とは、組合員本人から授権を受けた代理人が総会に出席して議決権を行使することである。

なお、組合員は、代理人により議決権を行使する場合は、第四十六条第五項に規定する者の中で、誰を代理人とするかについて主体的に決定することが望まれる。

#### 第四十七条関係

第二項は、議長を含む出席組合員（書面又は代理人によって議決権を行使する者を含む。）の議決権の過半数で議決し、過半数の賛成を得られなかった議事は否決とすることを意味するものである。

特に慎重を期すべき事項を特別の決議によるものとした。あとの事項は、会議運営の一般原則である多数決によるものとした。

区分所有法では、共用部分の変更に関し、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議（特別多数決議）で決することを原則としつつ、その形状又は効用の著しい変更を伴わない共用部分の変更については区分所有者及び議決権の各過半数によることとしている。

建物の維持・保全に関し、区分所有者は協力してその実施に努めるべきであることを踏まえ、

機動的な実施を可能とするこの区分所有法の規定を、標準管理規約上も確認的に規定したのが第四十七条第三項第一号である。

第一項に基づき議決権総数の半数を有する組合員が出席する総会において、第二項に基づき出席組合員の議決権の過半数で決議（普通決議）される事項は、総組合員の議決権総数の四分の一の賛成により決議されることにかんがみ、例えば、大規模修繕工事のように多額の費用を要する事項については、総組合員数及び議決権総数の過半数で、又は議決権総数の過半数で決する旨規約に定めることもできる。

このような規定の下で、各工事に必要な総会の決議に関しては、例えば次のように考えられる。ただし、基本的には各工事の具体的内容に基づく個別の判断によることとなる。

ア) バリアフリー化の工事に關し、建物の基本的構造部分を取り壊す等の加工を伴わずに階段にスロープを併設し、手すりを追加する工事は普通決議により、階段室部分を改造したり、建物の外壁に新たに外付けしたりして、エレベーターを新たに設置する工事は特別多数決議により実施可能と考えられる。

イ) 耐震改修工事に關し、柱やはりに炭素繊維シートや鉄板を巻き付けて補修する工事や、構造躯体に壁や筋かいなどの耐震部材を設置する工事で基本的構造部分への加工が小さいものは

普通決議により実施可能と考えられる。

ウ) 防犯化工事に關し、オートロック設備を設置する際、配線を、空き管路内に通したり、建物の外周に敷設したりするなど共用部分の加工の程度が小さい場合の工事や、防犯カメラ、防犯灯の設置工事は普通決議により、実施可能と考えられる。

エ) エン化工事に關し、光ファイバー・ケーブルの敷設工事を実施する場合、その工事が既存のパイプスペースを利用するなど共用部分の形状に変更を加えることなく実施できる場合や、新たに光ファイバー・ケーブルを通すために、外壁、耐力壁等に工事を加え、その形状を変更するような場合でも、建物の躯体部分に相当程度の加工を要するものではなく、外観を見苦しくない状態に復元するのであれば、普通決議により実施可能と考えられる。

オ) 計画修繕工事に關し、鉄部塗装工事、外壁補修工事、屋上等防水工事、給水管更生・更新工事、照明設備、共聴設備、消防用設備、エレベーター設備の更新工事は普通決議で実施可能と考えられる。

カ) その他、集会室、駐車場、駐輪場の増改築工事などで、大規模なものや著しい加工を伴うものは特別多数決議により、窓枠、窓ガラス、玄関扉等の一斉交換工事、既に不要となったタストボックスや高置水槽等の撤去工事は普通決議

により、実施可能と考えられる。

建替え決議の賛否は、売渡し請求の相手方になるかならないかに関係することから、賛成者、反対者が明確にわかるよう決議することが必要である。

#### 第四十九条関係

第三項の「利害関係人」とは、敷地、専有部分に対する担保権者、差押え債権者、質借人、組合員からの媒介の依頼を受けた宅地建物取引業者等法律上の利害関係がある者をいい、単に事実上利益や不利益を受けたりする者、親族関係にあるだけの者等は対象とはならない。

電磁的記録の具体例には、磁気ディスク、磁気テープ、フロッピーディスクのような磁気的方式によるもの、ICカード、ICメモリー等のような電子的方式によるもの、CD ROMのような光学的方式によるものなどによって調製するファイルに情報を記録したものがある。

電子署名及び認証業務に関する法律第二十条第一項の電子署名とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）に記録することができる情報について行われる措置であって、次のア)及びイ)のいずれにも該当するものである。

ア) 当該情報が当該措置を行ったものの作成に係

るものであることを示すためのものであることと。

イ) 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

#### 第五十二条関係

理事に事故があり、理事会に出席できない場合は、その配偶者又は一親等の親族に限り、代理出席を認める旨を規約に定めることもできる。

#### 第五十五条関係

専門委員会の検討対象が理事会の責任と権限を越える事項である場合や、理事会活動に認められている経費以上の費用が専門委員会の検討に必要な場合、運営細則の制定が必要な場合等は、専門委員会の設置に総会の決議が必要となる。

専門委員会は、検討対象に関心が強い組合員を中心に構成されるものである。必要に応じ検討対象に関する専門的知識を有する者（組合員以外も含む。）の参加を求めることもできる。

#### 第六十条関係

管理費等に関し、組合員が各自開設する預金口座から自動振替の方法により管理組合の口座に受け入れる旨を規定する第一項の規定は、原則方式又は支払一任代行方式（いずれも、集金代行会社委託等を除く。）を前提とした規定であり、集金代行会社委託等による原則方式又は支払一任代行方式や、収納代行方式をとる場合にはその実状にあった規定とする必要がある。

督促及び徴収に要する費用とは、次のような費用である。

ア) 配達証明付内容証明郵便による督促は、郵便代の実費及び事務手数料

イ) 支払督促申立その他の法的措置については、それに伴う印紙代、予納切手代、その他の実費

ウ) その他督促及び徴収に要した費用

#### 第六十四条関係

作成 保管すべき帳票類としては、第六十四条に規定するもの他、領収書や請求書、管理委託契約書、修繕工事請負契約書、駐車場使用契約書、保険証券などがある。

組合員名簿の閲覧に際しては、組合員のプライバシーに留意する必要がある。

#### 第六十五条関係

共有持分割合と修繕積立金等の負担割合が大きく異なる場合は負担割合に応じた清算とするなど、マンションの実態に応じて衡平な清算の規定を定めることが望ましい。

#### 第六十九条関係

分譲会社が締結した協定は、管理組合が再協定するか、附則で承認する旨規定するか、いずれかとする。

協定書は規約に添付することとする。

ここでいう協定としては、公園、通路、目隠し、共同アンテナ、電気室等の使用等を想定している。

#### 第七十条関係

細則は他に、役員選出方法、管理事務の委託業者の選定方法、文書保存等に関するものが考えられる。

#### 第七十二条関係

区分所有者全員が記名押印した規約がない場合には、分譲時の規約案及び分譲時の区分所有者全員の規約案に対する同意を証する書面又は初めて規約を設定した際の総会の議事録が、規約原本の機能を果たすこととなる。

#### 附則全般関係

新規分譲において、分譲会社等が原始規約案を作成する際の参考とする場合は、附則第一条の次に以下のような附則を規定することが考えられる。

#### (管理組合の成立)

第二条 管理組合は、平成 年 月 日に成立したものである。

#### (初代役員)

第三条 第三十五条にかかわらず理事 名、監事 名とし、理事長、副理事長、会計担当理事、理事及びび監事の氏名は別に定めるとおりとする。

2 前項の役員の任期は、第三十六条第一項にかかわらず平成 年 月 日までとする。

#### (管理費等)

第四条 各区分所有者の負担する管理費等は、総会においてその額が決定されるまでは、

第二十五条第二項に規定する方法により算出された別に定める額とする。

#### (経過措置)

第五条 この規約の効力が発生する日以前に、区分所有者が 会社との間で締結した駐車場使用契約は、この規約の効力が発生する日において管理組合と締結したものとみなす。

に記載するもののほか、初年度の予算及び事業計画等に関しても必要に応じて附則で特例を設けるものとする。

新規分譲において、分譲会社等が原始規約案を作成する際の参考とする場合は、次の点に留意する。

ア) 規約の効力発生時点は、最初に住戸の引渡しがあつた時とする。また、管理組合の成立年月日も、規約の効力発生時点と同じく、最初に住戸の引渡しがあつた時とする。

イ) 役員の任期については、区分所有者が自立的に役員を選任することができるようになるまでとする。

ウ) 入居後直ちに開催する総会で抽選で駐車場の使用者を決定する場合には、附則第五条は、不要である。

#### 別表第一関係

敷地は、規約により建物の敷地としたものも含むものである。

所在地が登記簿上の所在地と住居表示で異なる場合は、両方を記載すること。

#### 別表第一関係

ここでいう共用部分には、規約共用部分のみならず、法定共用部分も含む。

管理事務室等は、区分所有法上は専有部分の対象となるものであるが、区分所有者の共通の利益のために設置されるものであるから、これを規約により共用部分とすることとしたものである。

一部の区分所有者のみの共有とする共用部分があれば、その旨も記載する。

### 第三章 管理組合法人登記 関係

#### ○組合等登記令〔抄〕

〔昭和三十九年三月十三日〕  
政令 第二十九号

最終改正 平成一五年二月一九日政令第五二九号  
第二十六条

6 第十七条第一項ただし書の規定は、監査法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、税理士法人、土地家屋調査士法人、特許業務法人又は弁護士法人の社員でこれらの法人を代表すべき社員以外のもの氏、名又は住所の変更の登記に準用する。

#### ○法人登記規則〔抄〕

〔昭和三十九年三月三十一日〕  
法務省令第四十六号

最終改正 平成一五年六月六日法務省令第五一号

第九条 商業登記規則第二条、第四条（第二項を除く。）から第七条まで、第九条から第二十四条まで、第二十七条から第四十五条まで、第四十七条の二から第四十九条まで、第五十一条の二、第六十五条から第六十七条まで、第八十条第一項、第六十二項及び第六項、第九十一条、第九十八条から第一百一条まで、第一百三十三条から第一百二十二条まで、第一百四十四条から第一百七十七条まで、第一百八十八条の三から第二百一十一条まで並びに第二百一十三条の規定は、

### 第四章 区分所有建物登記 関係

#### ○不動産登記法〔抄〕

〔明治三十二年二月二十四日〕  
法律 第二十四号

最終改正 平成一五年八月一日法律第一三八号  
第二十一条

法人及び外国法人の登記に、同規則第五十五条の二から第六十条まで、第六十八条、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十五条第一項、第七十六条、第七十八条、第八十条第三項、第四項、第七項及び第八項、第八十二条第一項及び第三項、第八十三条から第八十六条まで、第八十七条から第九十条まで、第九十二条中同規則第十一條第二項後段の規定を準用する部分、同規則第一百零二条第三項、第一百零八条並びに第一百零八条の二の規定は、法人の登記に、同規則第九十三条の二、第九十四条第二項、第九十五条、第九十六条第一項（第三号から第六号までを除く。）及び第二項、第九十七条並びに第一百零一条第四項の規定は、外国法人の登記に準用する。この場合において、同規則第九十六条第一項第二号中「登記所の管轄区域内に日本における代表者の住所地がある場合（すべての日本における営業所を閉鎖した場合に限る。）」とあるのは、「清算の開始の命令がある場合」と読み替えるものとする。

#### ○商業登記規則〔抄〕

〔昭和三十九年三月十一日〕  
法務省令第二十三号

最終改正 平成一六年三月一九日法務省令第三号

第一項ノ手数料ノ納付ハ登記印紙ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス但行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）第三条第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ第一項（第二十四条ノ二第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ請求ヲ為ストキハ法務省令ノ定ムルトコロニ依リ現金ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

第三百五十一条ノ三  
第一項及び第五項ノ手数料ノ納付ハ登記印紙ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス但行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ第一項、第二項又ハ第五項ノ請求ヲ為ストキハ法務省令ノ定ムルトコロニ依リ現金ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

## 第五章 マンションの建替 え関係

### ○マンションの建替えの円滑化 等に関する法律施行規則

〔平成十四年十二月十七日  
国土交通省令第百十六号〕

最終改正 平成十五年一月七日国土交通省令第一一一  
第十五条 法第十二条第七号の国土交通省令で定め  
る施行再建マンションの住戸の規模、構造及び設  
備の基準は次のとおりとする。

一 各戸が床面積（施行再建マンションの共用部  
分の床面積を除く。以下この号において同じ。）  
五十平方メートル（現に同居し、又は同居しよ  
うとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚  
姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約  
者を含む。以下この号において同じ。）がない  
者の居住の用に供する住戸にあっては、二十五  
平方メートル）以上であり、かつ、二以上の居  
住室を有するものであること。ただし、居住す  
べき者の年齢、所得その他の特別の事情により  
やむを得ないと認められる住戸（現に同居し、  
又は同居しようとする親族がない者の居住の用  
に供するものを除く。）にあっては、当該住戸  
の床面積を三十平方メートル以上とすることが  
できる。

二 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十

六号）第二条第四号に規定する耐火構造の住宅  
又は同条第五号に規定する準耐火構造の住宅で  
あること。

三 各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備  
及び浴室を備えたものであること。

附 則（平成十五年一月七日国土交通省令第  
一一一）

この省令は、公布の日から施行する。

## 第二編 マンション管理 適正化関係

### 第一章 マンション管理適 正化関係

### ○マンションの管理の適正化の 推進に関する法律

〔平成十二年十二月八日  
法律第百四十九号〕

最終改正 平成十五年六月一八日法律第九六号

#### 目次

第四節 義務等（第四十条 第四十三条の二）

第三十条

2 前項の登録は、国土交通大臣が、マンション管  
理士登録簿に、氏名、生年月日その他国土交通省  
令で定める事項を登録してするものとする。

参照 二項の、国土交通省令「規則二六条

第三十三条

2 国土交通大臣は、マンション管理士が第四十条  
から第四十二条までの規定に違反したときは、そ  
の登録を取り消し、又は期間を定めてマンション  
管理士の名称の使用の停止を命ずることができ  
る。

第四十一条 マンション管理士は、国土交通省令で  
定める期間ごとに、次条から第四十一条の四まで  
の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以

下この節において、「登録講習機関」という。）が国土交通省令で定めるところにより行う講習（以下この節において、「講習」という。）を受けなければならない。

参照 一項第一の「国土交通省令」＝規則四二条、  
一項第二の「国土交通省令」＝同四二条、  
九条

（登録）  
第四十一条の二 前条の登録は、講習の実施に関する事務（以下この節において、「講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第四十一条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、第四十一条の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第四十一条の十三の規定により第四十一条の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、講習事務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

罰則 法一〇八条

（登録基準等）

第四十一条の四 国土交通大臣は、第四十一条の規定により登録を申請した者の行う講習が、別

表第一の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師により行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、国土交通省令で定める。

2 登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録講習機関が講習事務を行う事務所の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

参照 一項の「国土交通省令」＝規則四二条、二項

四号の「国土交通省令」＝規則四二条の二

（登録の更新）

第四十一条の五 第四十一条の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければならないが、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

参照 一項の「政令」＝令四四条

（講習事務の実施に係る義務）

第四十一条の六 登録講習機関は、公正に、かつ、第四十一条の四第一項の規定及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により講習事務を行わ

なければならない。

参照 「国土交通省令」＝規則四二条の四

（登録事項の変更の届出）

第四十一条の七 登録講習機関は、第四十一条の四第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（講習事務規程）

第四十一条の八 登録講習機関は、講習事務に関する規程（以下この節において、「講習事務規程」という。）を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 講習事務規程には、講習の実施方法、講習に關する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めなければならない。

参照 一項の「国土交通省令」＝規則四二条の六

（講習事務の休止）

第四十一条の九 登録講習機関は、講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

参照 「国土交通省令」＝規則四二条の七

罰則 法一〇九条四号

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第四十一条の十 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第一百二条の二において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録講習機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 マンション管理士その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書

面の交付の請求

参照 一項三号の「国土交通省令」、規則四二条の八、同項四号の「国土交通省令」、規則四二条の九

罰則 一二二条の二

(適合命令)  
第四十一条の十一 国土交通大臣は、登録講習機関が第四十一条の四第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第四十一条の十二 国土交通大臣は、登録講習機関が第四十一条の六の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第四十一条の十三 国土交通大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第四十一条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第四十一条の七から第四十一条の九まで、第四十一条の十第一項又は次条の規定に違反した

とき。

三 正当な理由がないのに第四十一条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第四十一条の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第四十一条の十四 登録講習機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、講習事務に關し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

参照 「国土交通省令」、規則四二条の二〇  
罰則 一一〇条一号

(国土交通大臣による講習事務の実施)

第四十一条の十五 国土交通大臣は、第四十一条の登録を受けた者がいないとき、第四十一条の九の規定による講習事務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第四十一条の十三の規定により第四十一条の登録を取り消し、又は登録講習機関に対し講習事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録講習機関が天災その他の事由により講習事務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、講習事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 国土交通大臣が前項の規定により講習事務の全部又は一部を自ら行う場合における講習事務の引



続きその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

3 第一項の規定により国土交通大臣が行う講習を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

参照 二項の「国土交通省令」は規則四二条の二、三項の「政令」は令五条

(報告)

第四十一条の十六 国土交通大臣は、講習事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、登録講習機関に対し、報告をさせることができる。

罰則 一一〇条二号

(立入検査)

第四十一条の十七 国土交通大臣は、講習事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、登録講習機関の事務所に立ち入り、登録講習機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

罰則 一一〇条三号

(公示)

第四十一条の十八 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第四十一条の登録をしたとき。

二 第四十一条の七の規定による届出があったとき。

三 第四十一条の九の規定による届出があったとき。

四 第四十一条の十三の規定により第四十一条の登録を取り消し、又は講習事務の停止を命じたとき。

五 第四十一条の十五の規定により講習事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた講習事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(国土交通省令への委任)

第四十一条の二 この節に定めるもののほか、講習登録講習機関その他この節の施行に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

参照 「国土交通省令」は規則四二条の三、四二条の五、四二条の二一、四二条の三十四、四二条の五六

第五十二条 第四十四条第一項の規定により登録を受けようとする者は、登録免許税法の定めるところにより登録免許税を、同条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ国に納付しなければならない。

参照 「政令」は令六条

(試験)

第五十七条

2 第七条第二項及び第八条から第十条までの規定は、試験について準用する。

参照 二項で準用する一〇条一項の「政令」は令七条、二項で準用する七条二項の「国土交通省令」は規則六五条

(管理業務主任者証の交付等)

第六十条

2 管理業務主任者証の交付を受けようとする者は、第六十一条の二において準用する第四十一条の二から第四十一条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下この節において「登録講習機関」という。)が国土交通省令で定めるところにより行う講習(以下この節において「講習」という。)で交付の申請の日前六月以内に行われるものを受けなければならない。ただし、試験に合格した日から一年以内に管理業務主任者証の交付を受けようとする者については、この限りでない。

(準用規定)

第六十一条の二 第四十一条の二から第四十一条の十八までの規定は、登録講習機関について準用する。この場合において、第四十一条の二中「前条」とあるのは、「第六十条第二項本文(前条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)」と、第

四十一条の三、第四十一条の五第一項、第四十一条の十三第五号、第四十一条の十五第一項並びに第四十一条の十八第一号及び第四号中「第四十一条の登録」とあるのは「第六十条第二項本文の登録」と、第四十一条の四中「別表第一」とあるのは「別表第二」と、第四十一条の十第二項中「マニション管理士」とあるのは「管理業務主任者」と読み替えるものとする。

参照 本条で準用する四十一条の一五第三項の政令  
 二 令八条

第六十八条 第五十九条第一項の登録を受けようとする者及び管理業務主任者証の交付、有効期間の更新、再交付又は訂正を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

参照 「政令」二 令九条

第六十九条 この節に定めるもののほか、試験、指定試験機関、管理業務主任者の登録、講習、登録講習機関その他この節の規定の施行に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第八十条 第二十四条第二項（第三十八条、第五十八条第三項及び第九十四条において準用する場合を含む。）の規定による試験事務（第十一条第一項に規定する試験事務及び第五十八条第一項に規定する試験事務をいう。第一百十条において同じ。）登録事務若しくは管理適正化業務の停止の命令又は第四十一条の十三（第六十一条の二において準

用する場合を含む。）の規定による講習事務（第四十一条の二に規定する講習事務及び第六十一条の二において準用する第四十一条の二に規定する講習事務をいう。第一百十条において同じ。）の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関（第十一条第一項に規定する指定試験機関及び第五十八条第一項に規定する指定試験機関をいう。第一百十条において同じ。）指定登録機関、登録講習機関（第四十一条に規定する登録講習機関及び第六十条第二項本文に規定する登録講習機関をいう。第一百十条において同じ。）又はセンターの役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関、指定登録機関、登録講習機関、センター又は指定法人の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条（第三十八条、第五十八条第三項及び第九十四条において準用する場合を含む。）又は第四十一条の十四（第六十一条の二において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 二 第二十一条（第三十八条、第五十八条第三項、第九十四条及び第一百二条において準用する場合を含む。）又は第四十一条の十六（第六十一条

の二において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

- 三 第二十二條第一項（第三十八條、第五十八條第三項、第九十四條及び第一百二條において準用する場合を含む。）又は第四十一條の十七第一項（第六十一條の二において準用する場合を含む。）の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第二十三條第一項（第三十八條、第五十八條第三項及び第九十四條において準用する場合を含む。）の許可を受けないで、又は第四十一條の九（第六十一條の二において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないうで、試験事務、登録事務、講習事務又は管理適正化業務の全部を廃止したとき。

- 第一百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第六十七條又は第八十五條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第七十三條第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項各号に掲げる事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者
- 三 第七十三條第二項の規定による記名押印のない書面を同条第一項の規定により交付すべき者に対し交付した者

四 第八十条又は第八十七条の規定に違反した者  
 五 第八十六条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

六 第八十八条第一項の規定に違反した者  
 七 第九十九条第一項の規定による事業計画書若しくは収支予算書若しくは同条第二項の規定による事業報告書若しくは収支決算書の提出をせず、又は虚偽の記載をした事業計画書、収支予算書、事業報告書若しくは収支決算書を提出した者

第四百十二条の二 第四十一条の十第一項（第六十一条の二において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第四十一条の十第二項各号（第六十一条の二において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

附則（平成十五年六月一日法律第九六号抄）

（施行期日）  
 第一条 この法律は、平成十六年三月一日から施行する。  
 （マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）  
 第十三条 第十二条の規定による改正後のマンシヨ

ンの管理の適正化の推進に関する法律（以下この条において「新マンシヨン管理適正化法」という。）第四十一条又は第六十条第二項本文の登録を受けようとする者は、第十二条の規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新マンシヨン管理適正化法第四十一条の八第一項又は新マンシヨン管理適正化法第六十一条の二において準用する新マンシヨン管理適正化法第四十一条の八第一項の規定による講習事務規程の届出について、同様とする。

2 第十二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前のマンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律（以下この条において「旧マンシヨン管理適正化法」という。）第六十条第二項本文の規定を受けている者は、第十二条の規定の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、新マンシヨン管理適正化法第六十条第二項本文の登録を受けているものとみなす。

3 第十二条の規定の施行前六月以内に受けた旧マンシヨン管理適正化法第六十条第二項本文の指定を受けた者が同項本文の規定により行った講習は、その受けた日から起算して六月を経過する日までの間は、新マンシヨン管理適正化法第六十条第二項本文の登録を受けた者が同項本文の規定により行う講習とみなす。

（処分、手続等の効力に関する経過措置）  
 第十四条 附則第一条から前条までに規定するもの

のほか、この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）中相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十六条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

別表第一（第四十一条の四関係）

科 目	講 師
一 マンシヨンの管理に関する法令及び業務に関する科目（四の項に掲げる科目を除く。）	一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（以下「大学」という。）において民事法学、行政法学若しくは会計学を担当する教授若しくは助教の職にありつた者 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

<p>二 管理組合の運営の円滑化に関する科目</p>	<p>一 大学において民事法学を担当する教授若しくはこれらに相当する者又は前号に掲げる者と同等的以上の知識及び経験を有する者</p>
<p>三 マンションの建物及び附属施設に関する科目</p>	<p>一 大学において建築学を担当する教授若しくはこれらに相当する者又は前号に掲げる者と同等的以上の知識及び経験を有する者</p>
<p>四 この法律に関する科目</p>	<p>一 大学において行政法学を担当する教授若しくはこれらに相当する者又は前号に掲げる者と同等的以上の知識及び経験を有する者</p>

別表第二(第六十一条の二関係)

<p>科 目</p> <p>一 この法律その他関係法令に関する科目</p> <p>二 管理事務の委託契約に関する科目</p>	<p>講 師</p> <p>一 弁護士</p> <p>二 管理業務主任者であつて、現に管理業務主任者としてマンション管理業に従事している者</p> <p>三 前号に掲げる者と同等的以上の知識及び経験を有する者</p>
<p>三 管理組合の会計の収入及び支出の調定並びに出納に関する科目</p>	<p>一 公認会計士</p> <p>二 管理業務主任者であつて、現に管理業務主任者としてマンション管理業に従事している者</p>

<p>四 マンションの建物及び附属設備の維持又は修繕に關する企画又は実施の調整に関する科目</p>	<p>三 前号に掲げる者と同等的以上の知識及び経験を有する者</p> <p>一 一級建築士</p> <p>二 管理業務主任者であつて、現に管理業務主任者としてマンション管理業に従事している者</p> <p>三 前号に掲げる者と同等的以上の知識及び経験を有する者</p>
---	--

### ○マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令

〔平成十三年七月四日〕  
政令第二百二十八号

最終改正 平成十五年二月一〇日政令第四九六号

(マンション)管理士等に係る登録講習機関の登録の有効期間)

第四条 法第四十一条の五第一項(法第六十一条の二)において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、三年とする。

(マンション)管理士の講習手数料)

第五条 法第四十一条の十五第三項の政令で定める手数料の額は、一万三千五百円とする。

(マンション)管理業者の更新登録手数料)

第六条 法第五十二条の政令で定める手数料の額は、一万二千円とする。

(管理業務主任者試験の受験手数料)

第七条 法第五十七条第二項において準用する法第四十条第一項の政令で定める受験手数料の額は、八千九百円とする。

(管理業務主任者の講習手数料)

第八条 法第六十一条の二において準用する法第四十一条の十五第三項の政令で定める手数料の額は、六千七百円とする。

(管理業務主任者の登録等の手数料)

第九条 法第六十八条の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 法第五十九条第一項の登録を受けようとする者 四千二百五十円
- 二 管理業務主任者証の交付、有効期間の更新、再交付又は訂正を受けようとする者 二千三百円

附 則 (平成十五年二月一〇日政令第四九六号)

この政令は、平成十六年三月一日から施行する。

### ○マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則

〔平成十三年七月十九日〕  
国土交通省令第百十号

最終改正 平成十六年三月三一日国土交通省令第三四号

第一条 前条の基準によつて試験すべき事項は、おおむね次のとおりである。

一 マンシヨンの管理に関する法令及び実務に関すること（第四号に掲げるものを除く。）。

二 管理組合の運営の円滑化に関すること。

三 マンシヨンの建物及び附属施設の構造及び設備に関すること。

四 マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律（以下「法」という。）に関すること。

（受験手数料の納付）

第九条 法第十条第一項に規定する受験手数料（以下この節において単に「受験手数料」という。）は、受験申込書に収入印紙をはって納付するものとする。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して（以下「電子情報処理組織により」という。）受験の申込みをする場合において、当該申込みを行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができ。

### 第十條

3 法第十一条第一項に規定する指定試験機関（以下この節において単に「指定試験機関」という。）の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定をした日は、次のとおりとする。

指定試験機関		指定をした日
名称	主たる事務所 の所在地	
財団法人マンシヨン管理センター	東京都千代田区一ツ橋二丁目五番五号	平成十三年八月十日

第十四条 指定試験機関は、法第十五条第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に同項に規定する試験事務規程（以下この節において単に「試験事務規程」という。）を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

### 第二十一條

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）に記録され、必要に応じ指定試験機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第十九条に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 法第十九条に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、試験事務を廃止するまで保存し

なければならない。

### 第二十六條

2 国土交通大臣は、登録講習機関から第四十二条の十一第一項の報告書の提出があったとき、又は第四十二条の十四の規定により講習の課程を修了したことを証する書面を交付したときは、講習の修了年月日及び講習を行った機関の氏名又は名称をマンシヨン管理士登録簿に記載するものとする。

3 マンシヨン管理士登録簿の様式は、別記様式第五号によるものとする。

第三十三条 法第三十五条第二項に規定する手数料は、変更届出書又は再交付申請書に、それぞれ収入印紙をはって納付するものとする。ただし、電子情報処理組織により同項の再交付又は訂正の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができ。

第三十四条 法第三十六条第一項に規定する指定登録機関（以下この節及び次節において単に「指定登録機関」という。）がマンシヨン管理士の登録の実施に関する事務（以下この節及び次節において「登録事務」という。）を行う場合における第二十五条第一項及び第三項、第二十六条第二項、第二十八条、第二十九条第一項及び第四項、第三十条第二項、第三十一条、第三十二条並びに第三十三条第一項の規定の適用については、これらの

規定（第三十三条第一項を除く。）中「国土交通大臣」とあるのは「指定登録機関」と、第二十五条第一項中「法第三十条第一項」とあるのは「法第三十七条第一項の規定により読み替えて適用する法第三十条第一項」と、第二十六条第二項中「第四十二条の十一第一項の報告書」とあるのは「第四十二条の十一第三項の規定により修了者一覧表」と、又は「あるのは」、「又は第三十五条の規定により国土交通大臣から」と、「交付した」とあるのは「交付した旨の通知を受けた」と、第三十二条中「法第三十三条第一項若しくは第二項の規定により」とあるのは「法第三十三条第一項若しくは第二項の規定により国土交通大臣が」と、「停止をした」とあるのは「停止があった」と、第三十三条第一項中「法第三十五条第二項」とあるのは「法第三十七条第一項の規定により読み替えて適用する法第三十五条第二項及び法第三十七条第二項」と、「変更届出書又は再交付申請書に、それぞれ収入印紙を貼って納付するものとする。ただし、電子情報処理組織により同項の再交付又は訂正の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができ」とあるのは「法第三十八条において準用する法第十五条第一項に規定する登録事務規程で定めるところにより納付するものとする」とする。

第三十五条 指定登録機関が登録事務を行う場合に

において、国土交通大臣は、法第三十三条の規定によりマンション管理士の登録を取り消し、若しくは期間を定めてマンション管理士の名称の使用の停止を命じたとき、又は第四十二条の十四に規定する講習の課程を修了したことを証する書面を交付したときは、その旨を指定登録機関に通知しなければならない。

第三十七条

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ指定登録機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第三十八条において準用する法第十九条に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 法第三十八条において準用する法第十九条に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。

（法第四十一条の国土交通省令で定める期間）  
第四十一条 法第四十一条の国土交通省令で定める期間は、五年とする。

（登録の申請）

第四十二条 法第四十一条の登録又は法第四十一条の五第一項の登録の更新（以下この条において「登録等」という。）を受けようとする者は、別

記様式第十号による申請書（第四十二条の三において「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 法人である場合においては、次に掲げる書類
    - イ 定款又は寄附行為及び登録簿の謄本
    - ロ 申請に係る意思の決定を証する書類
    - ハ 役員の名及び略歴を記載した書類
  - 二 個人である場合においては、登録等を受けようとする者の略歴を記載した書類
  - 三 法第四十一条の講習（以下この節において「登録講習」という。）が法別表第一の上欄に掲げる科目（以下この節において「登録講習科目」という。）について、同表の下欄に掲げる講師（以下この節において「登録講習講師」という。）により行われるものであることを証する書類
  - 四 法第四十一条の二の講習事務（以下この節において「登録講習事務」という。）以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
  - 五 登録等を受けようとする者が法第四十一条の三各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
  - 六 その他参考となる事項を記載した書類
- 2 国土交通大臣は、登録等を受けようとする者（個人である場合に限る。）に係る本人確認情報

について、住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

(登録講習機関登録簿の記載事項)

第四十二条の二 法第四十一条の四第二項第四号(法第四十一条の五第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める事項は、法第四十一条に規定する登録講習機関(以下この節において単に「登録講習機関」という。)が法人である場合における役員の名をとする。

(登録の更新の申請期間)

第四十二条の三 法第四十一条の五第一項の登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に申請書を提出しなければならない。

(登録講習事務の実施基準)

第四十二条の四 法第四十一条の六の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 登録講習を毎年一回以上行うこと。
- 二 登録講習は講義により行い、講義時間の合計は六時間を標準とし、登録講習科目ごとの講義時間は国土交通大臣が定める時間とする。
- 三 登録講習科目に応じ国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材(以下この節において「登録講習教材」という。)を用いること。

四 登録講習講師は講義の内容に関する受講者の

質問に対し、登録講習中に適切に応答すること。

五 登録講習の課程を修了した者(以下この節において「登録講習修了者」という。)に対して別記様式第十号の二による修了証(以下この節において単に「修了証」という。)を交付すること。

六 不正な受講を防止するための措置を講じること。

七 登録講習を実施する日時、場所その他登録講習の実施に関し必要な事項及び当該講習が登録講習である旨を公示すること。

八 登録講習事務以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が登録講習事務であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

(登録事項の変更の届出)

第四十二条の五 登録講習機関は、法第四十一条の七の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(講習事務規程の記載事項)

第四十二条の六 法第四十一条の八第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録講習事務を行う時間及び休日に関する事

項

二 登録講習事務所を行う事務所及び登録講習の実施場所に関する事項

三 登録講習の実施に係る公示の方法に関する事項

四 登録講習の受講の申込みに関する事項

五 登録講習の実施方法に関する事項

六 登録講習に関する料金の額及びその収納方法に関する事項

七 登録講習の内容及び時間に関する事項

八 登録講習に用いる登録講習教材に関する事項

九 修了証の交付に関する事項

十 第四十二条の十第三項の帳簿その他の登録講習事務に関する書類の管理に関する事項

十一 不正受講者の処分に関する事項

十二 その他登録講習事務の実施に関し必要な事項

項

(登録講習事務の休止の届出)

第四十二条の七 登録講習機関は、法第四十一条の九の規定により登録講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする登録講習事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 休止しようとする場合にあつては、その期間

## 四 休止又は廃止の理由

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第四十二条の八 法第四十一条の第十二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための方法)

第四十二条の九 法第四十一条の第十二項第四号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録講習機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
  - 二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。
- (帳簿の備付け等)
- 第四十二条の十 法第四十一条の十四の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 登録講習の実施年月日
  - 二 登録講習の実施場所

## 三 講義を行った登録講習講師の氏名並びに講義

において担当した登録講習科目及びその時間

四 受講者の氏名、生年月日、住所及びマンション管理士の登録番号

五 登録講習修了者にあつては、前号に掲げる事項のほか、修了証の交付年月日及び修了証番号

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録講習機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。

3 登録講習機関は、法第四十一条の十四に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)を、登録講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4 登録講習機関は、登録講習に用いた登録講習教材を登録講習を実施した日から三年間保存しなければならない。

(登録講習事務の実施結果の報告)

第四十二条の十一 登録講習機関は、登録講習事務を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録講習の実施年月日
- 二 登録講習の実施場所

## 三 受講申込者数

四 受講者数

五 登録講習修了者数

2 前項の報告書には、登録講習修了者の氏名、生年月日、住所及びマンション管理士の登録番号並びに登録講習の修了年月日、修了証の交付年月日及び修了証番号を記載した修了者一覧表並びに登録講習に用いた登録講習教材を添えなければならない。

3 指定登録機関が登録事務を行う場合において、登録講習機関は、登録講習事務を実施したときは、遅滞なく、前項の修了者一覧表を指定登録機関に提出しなければならない。

(登録講習事務の引継ぎ等)

第四十二条の十二 登録講習機関は、法第四十一条の十五第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 登録講習事務を国土交通大臣に引き継ぐこと。
  - 二 第四十二条の十三の帳簿その他の登録講習事務に関する書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。
  - 三 その他国土交通大臣が必要と認める事項
- (国土交通大臣が行う講習の受講手続)
- 第四十二条の十三 法第四十一条の十五第一項の規定により国土交通大臣が行う講習を受けようとする者は、別記様式第十号の三によるマンション管



理士講習受講申込書を国土交通大臣に提出しなればならない。

(講習の修了)

第四十二条の十四 国土交通大臣は、その行う講習の課程を修了した者に対して、講習の課程を修了したことを証する書面を交付するものとする。

(講習手数料の納付)

第四十二条の十五 法第四十一条の十五第三項に規定する手数料は、第四十二条の十三に規定するマンション管理士講習受講申込書に収入印紙を貼って納付するものとする。ただし、電子情報処理組織により法第四十一条の十五第一項の規定により国土交通大臣が行う講習の受講の申込みをする場合において、当該申込みを行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

(立入検査を行う職員の見解書)

第四十二条の十六 法第四十一条の十七第二項の職員の身分を示す証明書の様式は、別記様式第十号の四によるものとする。

第四十三条から第四十九条まで 削除

第五十一条 法第四十五条第一項に規定する登録申請書(以下この節において単に「登録申請書」という。)の様式は、別記様式第十一号によるものとする。

第六十条 法第五十二条に規定する手数料は、登録申請書に収入印紙を貼って納付するものとする。

ただし、電子情報処理組織により法第四十四条第三項の更新の登録の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

第六十七条 第五条から第二十四条までの規定は、試験及び法第五十八条第一項に規定する指定試験機関について準用する。この場合において、第六条中「別記様式第一号」とあるのは、「別記様式第十五号」と、「マンション管理士試験受験申込書」とあるのは、「管理業務主任者試験受験申込書」と、第九条中「法第十条第一項」とあるのは、「法第五十七条において準用する法第十条第一項」と、第十条第一項中「法第十一条第二項」とあるのは、「法第五十八条第二項」と、同項第三号中「法第十一号」とあるのは、「法第五十八条第一項」と、同条第三項の表中「財団法人マンション管理センター」とあるのは、「社団法人高層住宅管理業協会」と、「東京都千代田区一ツ橋二丁目五番五号」とあるのは、「東京都港区虎ノ門一丁目二十三番七号」と、第十二条中「法第十三条第一項」とあるのは、「法第五十八条第三項において準用する法第十三条第一項」と、第十三条第一項中「法第十四条第二項前段」とあるのは、「法第五十八条第三項において準用する法第十四条第二項前段」と、同条第二項中「法第十四条第一項後段」とあるのは、「法第五十八条第三項において準用する法第十四条第一項後段」と、同条第三項において準用する法第十四条第一項後段」とあるのは、「法第五十八号第三項において準用する法第十四条第一項後段」と、第十五条中「法第十五条第二項」とあるのは、「法第五十八号第三項において準用する法第十五条第二項」と、第十五条中「法第十五条第二項」とあるのは、「法第五十八号第三項において準用する法第十五条第二項」と、同条第五号中「マンション管理士試験委員」とあるのは、「管理業務主任者試験委員」と、第十六条中「法第十六条第二項」とあるのは、「法第五十八号第三項において準用する法第十六条第二項」と、同条第二号中「第二号各号」とあるのは、「第六十四号各号」と、第十七条中「法第十六条第三項」とあるのは、「法第五十八号第三項において準用する法第十六条第三項」と、第十九条第一項中「法第十七条第一項」とあるのは、「法第五十八号第三項において準用する法第十七条第一項」と、同条第二項中「法第十九条第二項」とあるのは、「法第五十七号第二項において準用する法第十九条第二項」と、第二十条第一項及び第三項中「法第十九条」とあるのは、「法第五十八号第三項において準用する法第十九条」と、第二十二号中「法第二十二号第一項」とあるのは、「法第五十八号第三項において準用する法第二十二号第一項」と、「別記様式第一号」とあるのは、「別記様式第十六号」と、第二十三号中「法第二十三号第一項」とあるのは、「法第五十

八条第三項において準用する法第二十三条第一項」と、第二十四条中「法第二十三条」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第二十三条」と、「法第二十四条」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第二十四条」と、「法第二十七条第二項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第二十七条第二項」と読み替えるものとする。

第六十九条

2 前項第一号の規定により国土交通大臣が指定する講習は、次のすべてに該当するものでなければならぬ。

- 一 マンションにおける良好な居住環境の確保を図ることを目的として民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人で、講習を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると国土交通大臣が認める者が実施する講習であること。
- 二 正当な理由なく受講を制限する講習でないこと。

三 国土交通大臣が定める講習の実施要領に従って実施される講習であること。

3 第一項第一号の規定による指定を受けた講習を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の名称は、次のとおりとする。

講習を実施する者		講習の名称
名称	主たる事務所 の所在地	
社団法人高層 住宅管理業協 会	東京都港区虎 ノ門一丁目二 十三番七号	管理業務主任者資 格登録に係る実務 講習

第七十二条

2 国土交通大臣は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に掲げる事項を管理業務主任者登録簿に記載するものとする。

- 一 法第六十四条第一項の規定による指示又は同条第二項の規定による禁止の処分をした場合  
当該指示又は処分をした年月日及びその内容
- 二 管理業務主任者証を交付した場合 当該管理業務主任者証の交付年月日、有効期間の満了する日及び発行番号
- 三 法第六十条第一項の規定による管理業務主任者証の交付の申請に当たって、次条第二項の修了証明書又は同項の講習の課程を修了したことを証する書類が添付されている場合 当該修了証明書又は書類に係る講習の修了年月日及び講習を行った機関の氏名又は名称

3 管理業務主任者登録簿の様式は、別記様式第二十号によるものとする。

2 管理業務主任者証の交付を申請しようとする者

（試験に合格した後一年以内に交付を申請しようとする者を除く。）は、管理業務主任者証交付申請書に第七十五条において読み替えて準用する第四十二条の四第一項第五号の修了証明書又は第七十五条において準用する第四十二条の十四の講習の課程を修了したことを証する書面を添付しななければならない。

第七十四条の二（削除）

第七十五条 第四十二条から第四十二条の十六までの規定（第四十二条の十一第三項を除く。）は、法第六十一条の二において準用する法第四十一条の二の講習事務及び法第六十一条の二において準用する法第四十一条の十五第一項の規定により国土交通大臣が行う講習事務について準用する。この場合において、第四十二条第一項中「法第四十一条の登録又は法第四十一条の五第一項」とあるのは「法第六十条第二項本文（法第六十一条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の登録又は法第六十一条の二において準用する法第四十一条の五第一項」と、「別記様式第十号」とあるのは「別記様式第二十三号」と、「第四十二条の三」とあるのは「第七十五条において準用する第四十二条の三」と、同項第三号中「法第四十一条」とあるのは「法第六十条第二項本文」と、「法別表第一」とあるのは「法別表第二」と、同項第四号中「法第四十一条の二」とあるのは「法第六十一条の二において準用する法第四十一条の

「二」と、同項第五号中、「法第四十一条の三」とあるのは、「法第六十一条の二において準用する法第四十一条の三」と、第四十二条の二中、「法第四十一条の四第二項第四号」法第四十一条の五第二項」とあるのは、「法第六十一条の二において準用する法第四十一条の四第二項第四号」法第六十一条の二において準用する法第四十一条の五第二項」と、「法第四十一条」とあるのは、「法第六十一条第二項本文」と、第四十二条の三中、「法第四十一条の五第一項」とあるのは、「法第六十一条の二において準用する法第四十一条の五第一項」と、第四十二条の四中、「法第四十一条の六」とあるのは、「法第六十一条の二において準用する法第四十一条の六」と、同条第五号中、「別記様式第十号の二」とあるのは、「別記様式第二十三号の二」と、「修了証」とあるのは、「修了証明書」と、第四十二条の五中、「法第四十一条の七」とあるのは、「法第六十一条の二において準用する法第四十一条の七」と、第四十二条の六中、「法第四十一条の八第二項」とあるのは、「法第六十一条の二において準用する法第四十一条の八第二項」と、同条第九号中、「修了証」とあるのは、「修了証明書」と、同条第十号中、「第四十二条の十第三項」とあるのは、「第七十五条において準用する第四十二条の十第三項」と、第四十二条の七中、「法第四十一条の九」とあるのは、「法第六十一条の二において準用する法第四十

一条の九」と、第四十二条の八中、「法第四十一条の十第二項第三号」とあるのは、「法第六十一条の二において準用する法第四十一条の十第二項第三号」と、第四十二条の九第一項中、「法第四十一条の十第二項第四号」とあるのは、「法第六十一条の二において準用する法第四十一条の十第二項第四号」と、第四十二条の十第一項及び第三項中、「法第四十一条の十四」とあるのは、「法第六十一条の二において準用する法第四十一条の十四」と、同条第一項第四号中、「マンション管理士」とあるのは、「管理業務主任者」と、同項第五号中、「修了証の」とあるのは、「修了証明書の」と、「修了証番号」とあるのは、「修了番号」と、第四十二条の十一第二項中、「マンション管理士」とあるのは、「管理業務主任者」と、「修了証の」とあるのは、「修了証明書の」と、「修了証番号」とあるのは、「修了番号」と、第四十二条の十二中、「法第四十一条の十五第二項」とあるのは、「法第六十一条の二において準用する法第四十一条の十五第二項」と、同条第二号中、「第四十二条の十第三項」とあるのは、「第七十五条において準用する第四十二条の十第三項」と、第四十二条の十三中、「法第四十一条の十五第一項」とあるのは、「法第六十一条の二において準用する法第四十一条の十五第一項」と、「別記様式第十号の三」とあるのは、「別記様式第二十三号の三」と、同条及び第四十二条の十五中

「マンション管理士講習受講申込書」とあるのは「管理業務主任者講習受講申込書」と、同条中「法第四十一条の十五第三項」とあるのは、「法第六十一条の二において準用する法第四十一条の十五第三項」と、「第四十二条の十三」とあるのは「第七十五条において準用する第四十二条の十三」と、「法第四十一条の十五第一項」とあるのは「法第六十一条の二において準用する法第四十一条の十五第一項」と、第四十二条の十六中、「法第四十一条の十七第二項」とあるのは、「法第六十一条の二において準用する法第四十一条の十七第二項」と、「別記様式第十号の四」とあるのは、「別記様式第二十三号の四」と読み替えるものとする。

第七十九条 国に納付する法第六十八条に規定する手数料については、第七十条第一項に規定する管理業務主任者登録申請書、第七十三条第一項に規定する管理業務主任者証交付申請書、第七十七条第二項に規定する管理業務主任者証再交付申請書及び第七十六条第一項に規定する登録事項変更届出書に、それぞれ収入印紙をはって納付するものとする。ただし、電子情報処理組織により法第五十九条第一項の登録又は管理業務主任者証の交付、有効期間の更新、再交付若しくは訂正の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

第八十六条

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第七十五条に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 マンション管理業者は、法第七十五条に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後五年間当該帳簿を保存しなければならない。

第九十条

2 業務状況調書等が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ事務所ごとに電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第七十九条に規定する書類への記載に代えることができる。この場合における法第七十九条の規定による閲覧は、当該業務状況調書等を紙面又は当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

3 マンション管理業者は、第一項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。次項において同じ。）を事業年度ごとに当該事業年度経過後三月以内に作成し、遅滞なく事務所ごとに備え置くものとする。

第九十五条

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じマンション管理適正化推進センターにおいて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第九十四条において準用する法第十九条に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 法第九十四条において準用する法第十九条に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、管理適正化業務を廃止するまで保存しなければならない。

附 則（平成一六年二月一七日国土交通省令第四号）

この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月三一日国土交通省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式第四号（第二十五条関係）

(A4)

<b>誓 約 書</b>
私は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第30条第1項第2号から第6号までに該当しない者であることを誓約します。
年 月 日
氏 名 <span style="float: right;">Ⓜ</span>
国土交通大臣 指定登録機関代表者 殿

別記様式第五号（第二十六条関係）

(A4)

マンション管理士登録簿

- | 登録番号                 | 登録年月日  |
|----------------------|--------|
| (1) フリガナ<br>氏 名      |        |
| (2) 生年月日             |        |
| (3) 住所               |        |
| (4) 本籍               | 性別     |
| (5) 試験の合格年月日         | 合格証書番号 |
| (6) 講習の修了年月日及び講習実施機関 |        |
| 年月日                  | 講習実施機関 |
| 年月日                  | 講習実施機関 |
| (7) 名称の使用の停止         |        |
| 年月日                  | 期間     |
|                      | 理由     |
| (8) 訂正又は削除           |        |
| 年月日                  | 種類 理由  |

登録講習機関登録申請書			
登録の種類	新規・更新	登録番号	年 月 日
		登録・更新 年月日	
<p>この申請書により、マンションの管理の適正化の推進に関する法律</p> <p style="text-align: center;"> <span style="font-size: 1.2em;">{</span> <span style="font-size: 0.8em;">第41条の登録 第41条の5第1項の登録の更新</span> <span style="font-size: 1.2em;">}</span> を申請します。 </p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 印</p> <p style="text-align: center;">国土交通大臣 殿</p>			
フリガナ 氏名又は名称			
住 所		郵便番号（            ）	電話番号（            ）
講習事務を行う 主たる事務所の所在地		郵便番号（            ）	電話番号（            ）
フリガナ 法人である場合の代表者の氏名			
講習事務を開始しようとする年月日		年 月 日	

## 備考

- 1 印のある欄には、記入しないこと。
- 2 「新規・更新」及び「{第41条の登録  
第41条の5第1項の登録の更新}」については、不要のものを消すこと。

(裏面)

(A4)

講師に関する事項

フリガナ 氏名	担当する予定の科目

# 登 録 講 習 修 了 証

氏 名

生年月日            年    月    日

この者は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第41条の規定に基づく講習の課程を修了した者であることを証します。

講習の修了年月日                                    年    月    日

交 付 年 月 日                                    年    月    日

修 了 証 番 号                                    番            号

登録講習機関                                    印

( 登録番号 第          番 )



マンション管理士講習受講申込書

取 入 印 紙  
(消印しないこと。)

フリガナ					※ 整理番号	
氏 名	(姓)	(名)				
生 年 月 日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
郵便番号	-					
フリガナ						
住 所						
電 話 番 号						
登 録 番 号						

私は、マンション管理士の講習を受けたいので、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第42条の13の規定により申し込みます。

年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

氏名

㊞

- 備考 1 のある欄は該当するの中にV印を付けること。  
2 ※印欄には、記入しないこと。

（表面）

第	号	年	月	日（有効期間1カ年）	6 cm
所属局部課名					
職	名				
氏	名				
					年 月 日生
上記の者は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第41条の17第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。					
国土交通大臣					印

8.5cm

（裏面）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律抜粋

第41条の17 国土交通大臣は、講習事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、登録講習機関の事務所に立ち入り、登録講習機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

別記様式第十九号（第七十条関係）

誓 約 書

(A4)

私は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第59条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

氏 名 ㊟

国土交通大臣 殿

別記様式第二十号（第七十二条関係）

(A4)

管理業務主任者登録簿

登録番号

登録年月日

- フリガナ
- (1) 氏 名
  - (2) 生年月日
  - (3) 本籍 性別
  - (4) 住所
  - (5) 試験合格年月日 合格証書番号
  - (6) 実務経験に関する事項
 

実務経験の期間に従事していたマンション管理業者の登録番号、 期間  
商号、名称又は氏名及びそこでの職務内容  
合計
  - (7) 国土交通大臣の認定に関する事項
 

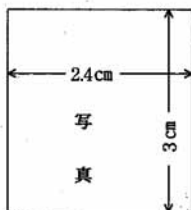
認定の内容 認定年月日
  - (8) 業務に従事するマンション管理業者に関する事項
 

商号、名称又は氏名  
登録番号
  - (9) 事務禁止等の処分
 

年月日 内容  
年月日 内容
  - (10) 管理業務主任者証に関する事項
 

交付年月日 有効期間の満了する日 発行番号
  - (11) 講習の修了年月日及び講習実施機関
 

年月日 講習実施機関  
年月日 講習実施機関

管理業務主任者証  
交付申請書収入印紙欄  
(消印してはならない)

下記より、管理業務主任者証の交付を申請します。

年 月 日

国土交通大臣 殿

郵便番号

申請者 住 所

氏 名

㊦

申請の種類

 1. 新規     2. 更新

受付番号

受付年月日

申請時の登録番号

受講年月日

住 所	電話番号 (      )      —	
(フリガナ)氏名		
生 年 月 日	年      月      日	
業務に従事している マンション管理者 に関する事項	商号、名称又は氏名	
	登 録 番 号	国土交通大臣 (      ) 第      号
新 規 の 場 合	試験の合格後1年を経過しているか否かの別	1年を経過して { いる } { いない }
更 新 の 場 合	現に有する管理業務主任者証の有効期限	年      月      日

確認欄

備考

- ① 申請者は、\*印の欄には記入しないこと。
- ② 「申請の種類」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ③ 「試験の合格後1年を経過しているか否かの別」の欄は、該当するものを○で囲むこと。

登録講習機関登録申請書			
登録の種類	新規・更新	登録番号	
		登録・更新 年月日	年 月 日
<p>この申請書により、マンションの管理の適正化の推進に関する法律</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>第60条第2項本文（同法第61条第2項において準用する場合を含む。）の登録</p> <p>第61条の2において準用する同法第41条の5の登録の更新</p> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>を申請します。</p> </div> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">申請者 印</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">国土交通大臣 殿</p>			
フリガナ 氏名又は名称			
住 所	郵便番号（                      ）  電話番号（                      ）		
講習事務を行う 主たる事務所の所在地	郵便番号（                      ）  電話番号（                      ）		
フリガナ 法人である場合の代表者の氏名			
講習事務を開始しようとする年月日	年 月 日		

備考

1 印のある欄には、記入しないこと。

2 「新規・更新」及び 「第60条第2項本文（同法第61条第2項において準用する場合を含む。）の登録  
第61条の2において準用する同法第41条の5の登録の更新」 については、不要のものを

消すこと。

(裏面)

(A4)

講師に関する事項

フリガナ 氏名	担当する予定の科目

登 録 講 習 修 了 証 明 書

氏 名

生年月日

年 月 日

この者は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第60条第2項本文（同法第61条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく講習の課程を修了した者であることを証明します。

講習の修了年月日

年 月 日

交 付 年 月 日

年 月 日

修 了 番 号

第 号

登録講習機関 印  
(登録番号 第 番)

## 管理業務主任者講習受講申込書

取 入 印 紙  
(消印しないこと。)

フリガナ					※ 整理番号	
氏 名	(姓)	(名)				
生 年 月 日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
郵便番号	-					
フリガナ						
住 所						
電話番号						
受講希望地						
<p>私は、管理業務主任者講習を受けたいので、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第75条において準用する同規則第42条の13の規定により申し込みます。</p> <p>年 月 日</p> <p>国 土 交 通 大 臣 殿</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p>						

## 備考

- のある欄は該当する  の中に  を付けること。
- ※印欄には、記入しないこと。



( 表面 )

第	号	平成	年	月	日	(有効期間 1 カ年)
所属局部課名						
職	名					
氏	名					
						年 月 日生
上記の者は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第61条の2において準用する同法第41条の17第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。						
国土交通大臣						印

8.5cm

6 cm

( 裏面 )

マンションの管理の適正化の推進に関する法律抜粋

第41条の17 国土交通大臣は、講習事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、登録講習機関の事務所に立ち入り、登録講習機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第61条の2 第41条の2から第41条の18までの規定は、登録講習機関について準用する。

[ 後段略 ]

○マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律第六十条第二項の規定に基づく講習の実施要領を定める件

〔平成十三年八月一日〕  
〔国土交通省告示第千二百八十二号〕

〔廃止〕

○マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第四十二条の四第二号及び第三号の規定に基づく時間等を定める件

〔平成十六年二月二十七日〕  
〔国土交通省告示第百七十三号〕

マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）第七十五条において読み替えて準用する第四十二条の四第二号及び第三号の規定に基づき、国土交通大臣が定める時間等を次のように定める。

なお、平成十三年国土交通省告示第千二百八十二号（マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律第六十条第二項の規定に基づく講習の実施要領を定める件）は、廃止する。

第一 登録講習科目ごとの講義時間

マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号。以下

「規則」という。）第七十五条において読み替えて準用する第四十二条の四第二号の登録講習科目（以下「科目」という。）ごとの講義時間は、次の表の上欄に掲げる科目ごとにおおむね同表の下欄に掲げる時間とする。

科 目	時 間
マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律その他関係法令に関する科目	一・五時間
管理事務の委託契約に関する科目	一時間
管理組合の会計の収入及び支出の調定並びに出納に関する科目	一・五時間
マンシヨンの建物及び附属設備の維持又は修繕に関する企画又は実施の調整に関する科目	二時間

第二 登録講習教材の内容

規則第七十五条において読み替えて準用する第四十二条の四第三号の国土交通大臣が定める事項は、次の表の上欄に掲げる科目ごとと同表の下欄に掲げる事項とする。

科 目	事 項
マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律その他関係法令に関する科目	イ マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律の章及び節ごとの概要並びに最近の改正内容並びに最近の改正内容等に関する法令等との関係

管理事務の委託契約に関する科目

イ マンシヨンの標準管理規約の改正内容等

管理組合の会計の収入及び支出の調定並びに出納に関する科目

イ マンシヨンの建物及び附属設備の維持又は修繕に関する企画又は実施の調整に関する科目

イ マンシヨンの建物及び附属設備の点検及び検査の概要並びに最近の長期修繕計画の作成方法及び大規模修繕の実施方法の概要並びに最近の実務動向の解説

イ マンシヨンの建物及び附属設備の維持又は修繕に関する企画又は実施の調整に関する科目

イ マンシヨンの建物及び附属設備の点検及び検査の概要並びに最近の長期修繕計画の作成方法及び大規模修繕の実施方法の概要並びに最近の実務動向の解説

備考 登録講習教材は次に掲げるものであること。

一 管理業務主任者証の交付又は有効期間の更新を受けようとする者に対し、マンシヨンの管理事務に関する基礎的知識の確認並びに最新の知識及び能力の習得を行うために必要かつ十分な内容と認められるものであること

二 記載された内容が新しいものであること

附 則

この告示は、平成十六年三月一日から施行する。

## 第三編 民事關係

### 第一章 民法關係

#### ○民法第一編第二編第三編

〔抄〕

〔明治二十九年四月二十七日法律第八十九号〕

最終改正 平成一五年八月一日法律第一三三八号

第十二条 被保佐人力左ニ掲ケタル行為ヲ為スニハ其保佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但第九条但書ニ定メタル行為ニ付テハ此限ニ在ラズ

- 一 元本ヲ領收シ又ハ之ヲ利用スルコト
- 二 借財又ハ保証ヲ為スコト
- 三 不動産其他重要ナル財産ニ関スル權利ノ得喪ヲ目的トスル行為ヲ為スコト
- 四 訴訟行為ヲ為スコト
- 五 贈与、和解又ハ仲裁合意ヲ為スコト
- 六 相続ノ承認若クハ放棄又ハ遺産ノ分割ヲ為スコト
- 七 贈与若クハ遺贈ヲ拒絕シ又ハ負擔付ノ贈与若クハ遺贈ヲ受諾スルコト
- 八 新築、改築、増築又ハ大修繕ヲ為スコト
- 九 第六百一一条ニ定メタル期間ヲ超コル貸借借ヲ為スコト

第三百六条 左ニ掲ケタル原因ヨリ生シタル債權ヲ有スル者ハ債務者ノ総財産ノ上ニ先取特權ヲ有ス

- 一 共益ノ費用
- 二 雇用關係
- 三 葬式ノ費用
- 四 日用品ノ供給

第三百五十九條 前三條ノ規定ハ設定行為ニ別段ノ定アルトキ又ハ担保不動産收益執行ノ開始アリタルトキハ之ヲ適用セス  
(權利質ノ成立要件)

第三百六十三條 債權ニシテ之ヲ讓渡スニハ其證書ヲ交付スルコトヲ要スルモノヲ以テ質權ノ目的ト為ストキハ質權ノ設定ハ其證書ノ交付ヲ為スニ因リテ其効力ヲ生ズ

第三百七十一條 抵當權ハ其担保スル債權ニ付キ不履行アリタルトキハ其後ニ生ジタル抵當不動産ノ果實ニ及ブ  
(抵當權消滅請求)

第三百七十八條 抵當不動産ニ付キ所有權ヲ取得シタル第三者ハ抵當權消滅請求(第三百八十三條ノ規定ニ依リ同条第三号ノ代價又ハ金額ヲ抵當權者ニ提供シテ抵當權ノ消滅ヲ請求スルコトヲ謂フ以下同ジ)ヲ為スコトヲ得

第三百七十九條 主タル債務者、保証人及ヒ其承継人ハ抵當權消滅請求ヲ為スコトヲ得ス  
第三百八十條 停止条件付第三取得者ハ条件ノ成否未定ノ間ハ抵當權消滅請求ヲ為スコトヲ得ス  
第三百八十一條 削除  
第三百八十二條 第三取得者ハ抵當權ノ実行トシテ

ノ競売ニ因ル差押ノ効力發生前ニ抵當權消滅請求ヲ為スコトヲ要ス

第三百八十三條 第三取得者力抵當權ヲ消滅セシメント欲スルトキハ登記ヲ為シタル各債權者ニ左ノ書面ヲ送達スルコトヲ要ス

一 取得ノ原因、年月日、讓渡人及ヒ取得者ノ氏名、住所、抵當不動産ノ性質、所在、代價其他取得者ノ負擔ヲ記載シタル書面

二 抵當不動産ニ関スル登記簿ノ謄本但既ニ消滅シタル權利ニ関スル登記ハ之ヲ掲ケルコトヲ要セス

三 債權者力二箇月内ニ抵當權ヲ実行シテ競売ノ申立ヲ為サザルトキハ第三取得者ハ第一号ニ掲ケタル代價又ハ特ニ指定シタル金額ヲ債權ノ順位ニ從ヒテ弁済又ハ供託スヘキ旨ヲ記載シタル書面

第三百八十四條 左ノ場合ニ於テハ前条ノ送達ヲ受ケタル債權者ハ第三取得者力同条ノ規定ニ依リ提供シタル同条第三号ノ代價又ハ金額ヲ承諾シタルモノト看做ス

一 其債權者力前条ノ送達ヲ受ケタル後二箇月内ニ抵當權ヲ実行シテ競売ノ申立ヲ為サザルトキ

二 其債權者力前号ノ申立ヲ取下ケタルトキ  
三 第一号ノ申立ヲ却下スル旨ノ決定力確定シタルトキ

四 第一号ノ申立ニ基ク競売ノ手續ヲ取消ス旨

ノ決定（民事執行法第百八十八條ニ於テ準用スル同法第六十三條第三項若クハ第六十八條の第三項又は同法第百八十三條第一項第五号ノ贖本ガ提出セラレタル場合ニ於ケル同条第二項ノ規定ニ依ルモノヲ除ク）ガ確定シタルトキ

第三百八十五條 第三百八十三條ノ送達ヲ受ケタル債權者ガ前条第一号ノ申立ヲ為スルキハ同号ノ期間内ニ債務者及ヒ抵当不動産ノ讓渡人ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

（抵当權の消滅）

第三百八十六條 登記ヲ為シタル總テノ債權者ガ第一三取得者ノ提供シタル代価又ハ金額ヲ承諾シ且第三取得者ガ其承諾ヲ得タル代価若クハ金額ヲ払渡シ又ハ之ヲ供託シタルトキハ抵当權ハ消滅ス

（同意による質賃借の對抗）

第三百八十七條 登記シタル質賃借ハ其登記前ニ登記シタル抵当權ヲ有スル總テノ者ガ同意シ且其同意ノ登記アルトキハ之ヲ以テ其同意ヲ為シタル抵当權者ニ對抗スルコトヲ得

抵当權者ガ前項ノ同意ヲ為スニハ其抵当權ヲ目的トスル權利ヲ有スル者其他抵当權者ノ同意ニ因リテ不利益ヲ受クベキ者ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス

第三百八十九條 抵当權設定ノ後抵当地ニ建築物ヲ競売スルコトヲ得但し其優先權ハ土地ノ代価ニ付テノミ之ヲ行フコトヲ得

前項ノ規定ハ其建物ノ所有者ガ抵当地ヲ占有スルニ付キ抵当權者ニ對抗スルコトヲ得ベキ權利ヲ有スル場合ニハ之ヲ適用セズ

（明渡しの猶予）

第三百九十五條 抵当權者ニ對抗スルコトヲ得ザル質賃借ニ因リ抵当權ノ目的タル建物ノ使用又ハ収益ヲ為ス者ニシテ左ニ掲ゲタルモノ（以下建物使用者ト稱ス）ハ其建物ノ競売ノ場合ニ於テ買受人ノ買受ノ時ヨリ六箇月ヲ經過スルマデハ其建物ヲ買受人ニ引渡スコトヲ要セズ

者

一 強制管理又ハ担保不動産収益執行ノ管理人  
力競売手續ノ開始後ニ為シタル質賃借ニ因リ使用又ハ収益ヲ為ス者

前項ノ規定ハ買受人ノ買受ノ時ヨリ後ニ同項ノ建物ノ使用ヲ為シタルコトノ対価ニ付キ買受人ガ建物使用者ニ対シ相当ノ期間ヲ定メテ其一月分以上ノ支払ヲ催告シ其相当ノ期間内ニ履行ナキ場合ニハ之ヲ適用セズ

第三百九十八條ノ十九 根抵当權設定者ハ根抵当權設定ノ時ヨリ三年ヲ經過シタルトキハ担保スベキ元本ノ確定ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ担保スベキ元本ハ其請求ノ時ヨリ二週間ヲ經過シタルニ因リテ確定ス

八其請求ノ時ニ於テ確定ス  
前二項ノ規定ハ担保スベキ元本ノ確定スベキ期日ノ定アルトキハ之ヲ適用セズ

第三百九十八條ノ二十 左ノ場合ニ於テハ根抵当權ノ担保スベキ元本ハ確定ス

一 根抵当權者ガ抵当不動産ニ付キ競売若クハ担保不動産収益執行又ハ第三百七十二條ニ於テ準用スル第三百四條ノ規定ニ依リ差押アリタルトキ但競売手續若クハ担保不動産収益執行手續ノ開始又ハ差押アリタルトキニ限ル

二 根抵当權者ガ抵当不動産ニ対シ滞納処分ニ因ル差押ヲ為シタルトキ

三 根抵当權者ガ抵当不動産ニ対スル競売手續ノ開始又ハ滞納処分ニ因ル差押アリタルコトヲ知りタル時ヨリ二週間ヲ經過シタルトキ

四 債務者又ハ根抵当權設定者ガ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

前項第三号ノ競売手續ノ開始若クハ差押又ハ同項第四号ノ破産ノ宣告ノ効力ガ消滅シタルトキハ担保スベキ元本ハ確定セザリシモノト看做ス但元本ガ確定シタルモノトシテ其根抵当權又ハ之ヲ目的トスル權利ヲ取得シタル者アルトキハ此限ニ在ラズ

第四百三十六條 連帯債務者ノ一人ガ債權者ニ対シテ債權ヲ有スル場合ニ於テ其債務者ガ相殺ヲ援用シタルトキハ債權ハ總債務者ノ利益ノ為メニ消滅ス

ス

第五百七十七条 買受ケタル不動産ニ付キ抵当權ノ登記アルトキハ買主ハ抵当權消滅請求ノ手続ヲ終ハルマテ其代金ノ支払ヲ拒ムコトヲ得但売主ハ買主ニ対シテ遲滞ナク抵当權消滅請求ヲ為スヘキ旨ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ハ買受ケタル不動産ニ付キ先取特權又ハ質權ノ登記アル場合ニ之ヲ準用ス

### ○中間法人法〔抄〕

〔平成十三年六月十五日〕  
法律第四十九号

最終改正 平成一五年八月一日法律第一三三号

## 第二章 民法関係

### ○民事訴訟法〔抄〕

〔平成八年六月二十六日〕  
法律第百九号

最終改正 平成一五年七月二五日法律第一二八号

第七條 一の訴えて数個の請求をする場合には、第四條から前條まで（第六條第三項を除く。）の規定により一の請求について管轄権を有する裁判所にその訴えを提起することができる。ただし、数人からの又は数人に対する訴えについては、第三十八條前段に定める場合に限る。

第八條

2 前項の価額を算定することができないとき、又は極めて困難であるときは、その価額は百四十万円を超えるものとみなす。

#### 第四節 送達

第四百四十五條

2 前項の訴訟が係属する裁判所が第六條第一項各号に定める裁判所である場合において、前項の確認の請求が同條第一項の規定により他の裁判所の専屬管轄に属するときは、前項ただし書の規定は、適用しない。

3 第四百四十三條第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による請求の拡張について準用する。

第四百四十六條 被告は、本訴の目的である請求又は防御の方法と関連する請求を目的とする場合に限り、口頭弁論の終結に至るまで、本訴の係属する裁判所に反訴を提起することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 反訴の目的である請求が他の裁判所の専屬管轄（当事者が第十一條の規定により合意で定めたるものを除く。）に属するとき。

二 反訴の提起により著しく訴訟手続を遅滞させることとなるとき。

2 本訴の係属する裁判所が第六條第一項各号に定める裁判所である場合において、反訴の目的である請求が同項の規定により他の裁判所の専屬管轄に属するときは、前項第一号の規定は、適用しない。

3 反訴については、訴えに関する規定による。

第四百四十七條 時効の中断又は法律上の期間の遵守のために必要な裁判上の請求は、訴えを提起した時又は第四百四十三條第二項（第四百四十四條第三項及び第四百四十五條第三項において準用する場合を含む。）の書面を裁判所に提出した時に、その効力を生ずる。

第三章 口頭弁論及びその準備

第五章 判決

第六章 裁判によらない訴訟の完結

第八章 簡易裁判所の訴訟手続に関する特則（和解に代わる決定）

第二百七十五條の二 金銭の支払の請求を目的とする訴えについては、裁判所は、被告が口頭弁論において原告の主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合において、被告の資力その他の事情を考慮して相当であると認めるときは、原告の意見を聴いて、第三項の期間の経過時から五年を超えない範囲内において、当該請求に係る金銭の支払について、その時期の定め若しくは分割払の定めをし、又はこれと併せて、その時期の定めに従い支払をしたとき、若しくはその分割払の定めによる期限の利益を次項の規定による定めにより失つことなく支払をしたときは訴え提起後の遅延損害金の支払義務を免除する旨の定めをして、当該請求に係る金銭の支払を命ずる決定をすることができる。

2 前項の分割払の定めをするときは、被告が支払

を怠つた場合における期限の利益の喪失についての定めをしなければならない。

3 第一項の決定に対しては、当事者は、その決定の告知を受けた日から二週間の不変期間内に、その決定をした裁判所に異議を申し立てることができる。

4 前項の期間内に異議の申立てがあつたときは、第一項の決定は、その効力を失つ。

5 第三項の期間内に異議の申立てがないときは、第一項の決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

第三百十二条

2 上告は、次に掲げる事由があることを理由とするときも、することができ。ただし、第四号に掲げる事由については、第三十四条第二項（第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による追認があつたときは、この限りでない。

一 法律に従つて判決裁判所を構成しなかつたこと。

二 法律により判決に關与することができない裁判官が判決に關与したこと。

三 專屬管轄に關する規定に違反したこと（第六一条第一項各号に定める裁判所が第一審の終局判決をした場合において当該訴訟が同項の規定により他の裁判所の專屬管轄に屬するときを除く。）

四 法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたこと。

五 口頭弁論の公開の規定に違反したこと。  
六 判決に理由を付せず、又は理由に食違ひがあること。

第三百六十八條 簡易裁判所においては、訴訟の目的の価額が六十万円以下の金銭の支払の請求を目的とする訴えについて、少額訴訟による審理及び裁判を求めることができる。ただし、同一の簡易裁判所において同一の年に最高裁判所規則で定める回数を超えてこれを求めることができない。

○民事執行法（抄）

〔昭和五十四年三月三十日〕  
法律 第四号

最終改正 平成 五年八月一日法律第三八号

第一条 強制執行、担保権の実行としての競売及び民法（明治二十九年法律第八十九号）、商法（明治三十二年法律第四十八号）その他の法律の規定による換価のための競売並びに債務者の財産の開示（以下「民事執行」と総称する。）については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

第二十一条 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」といふ。）により行つ。

- 一 確定判決
- 二 仮執行の宣言を付した判決
- 三 抗告によらなければ不服を申し立てることができない裁判（確定しなければその効力を生じ

ない裁判にあつては、確定したものに限る。）

四 仮執行の宣言を付した支払督促

四の二 訴訟費用若しくは和解の費用の負担の額を定める裁判所書記官の処分又は第四十一条第四項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める裁判所書記官の処分（後者の処分にあつては、確定したものに限る。）

五 金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの（以下「執行証書」といふ。）

六 確定した執行判決のある外国裁判所の判決

六の二 確定した執行決定のある仲裁判断

七 確定判決と同一の効力を有するもの（第三号に掲げる裁判を除く。）

第二十七条

3 執行文は、債務名義について次に掲げる事由のいずれかがあり、かつ、当該債務名義に基づく不動産の引渡し又は明渡しの強制執行をする前に当該不動産を占有する者を特定することを困難とする特別の事情がある場合において、債権者がこれを証する文書を提出したときに限り、債務者を特定しないで、付与することができる。

一 債務名義が不動産の引渡し又は明渡しの請求権を表示したものであり、これを本案とする占有移転禁止の仮処分命令（民事保全法（平成元

（年法律第九十一号）第二十五条の二第一項に規定する占有移転禁止の仮処分命令をいう。）が執行され、かつ、同法第六十二條第一項の規定により当該不動産を占有する者に対して当該債務名義に基づく引渡し又は明渡し強制執行をすることができるとあること。

二 債務名義が強制競売の手続（担保権の実行としての競売の手続を含む。以下この号において同じ。）における第八十三條第一項本文（第八十八條において準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「引渡命令」という。）であり、当該強制競売の手続において当該引渡命令の引渡義務者に対し次のイから八までのいずれかの保全処分及び公示保全処分（第五十五条第一項に規定する公示保全処分をいう。以下この項において同じ。）が執行され、かつ、第八十三條の二第一項（第八十七條第五項又は第八十八條において準用する場合を含む。）の規定により当該不動産を占有する者に対して当該引渡命令に基づく引渡しの強制執行をすることができるとあること。

イ 第五十五条第一項第三号（第八十八條において準用する場合を含む。）に掲げる保全処分及び公示保全処分  
ロ 第七十七條第一項第三号（第八十八條において準用する場合を含む。）に掲げる保全処分及び公示保全処分

八 第八十七條第一項に規定する保全処分又は公示保全処分（第五十五条第一項第三号に掲げるものに限る。）

4 前項の執行文の付された債務名義の正本に基づく強制執行は、当該執行文の付与の日から四週間を経過する前であつて、当該強制執行において不動産の占有を解く際にその占有者を特定することができる場合に限り、することができる。

5 第三項の規定により付与された執行文については、前項の規定により当該執行文の付された債務名義の正本に基づく強制執行がされたときは、当該強制執行によつて当該不動産の占有を解かれた者が、債務者となる。

第六十二條 執行裁判所は、次に掲げる事項を記載した物件明細書を作成しなければならない。

一 不動産の表示

二 不動産に係る権利の取得及び仮処分の執行で売却によりその効力を失わないもの

三 売却により設定されたものとみなされる地上権の概要

2 執行裁判所は、前項の物件明細書の写しを執行裁判所に備え置いて一般の閲覧に供し、又は不特定多数の者が当該物件明細書の内容の提供を受けることができるものとして最高裁判所規則で定める措置を講じなければならない。

第六十四条

4 前項の場合においては、裁判所書記官は、売却

すべき不動産の表示、最低売却価額並びに売却の日時及び場所を公告しなければならない。

（内覧）

第六十四条の二 執行裁判所は、差押債権者（配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。）の申立てがあるときは、執行官に対し、内覧（不動産の買受けを希望する者をこれに立ち入らせて見学させることをいう。以下この条において同じ。）の実施を命じなければならない。ただし、当該不動産の占有者の占有の権原が差押債権者、仮差押債権者及び第五十九條第一項の規定により消滅する権利を有する者に対抗することができる場合で当該占有者が同意しないときは、この限りでない。

2 前項の申立ては、最高裁判所規則で定めるところにより、執行裁判所の売却を実施させる旨の命令の時までにしなければならない。

3 第一項の命令を受けた執行官は、売却の実施の時までに、最高裁判所規則で定めるところにより内覧への参加の申出をした者（不動産を買受けする資格又は能力を有しない者その他最高裁判所規則で定める事由がある者を除く。第五項及び第六項において「内覧参加者」という。）のために、内覧を実施しなければならない。

4 執行裁判所は、内覧の円滑な実施が困難であることが明らかであるときは、第一項の命令を取り消すことができる。

5 執行官は、内覧の実施に際し、自ら不動産に立ち入り、かつ、内覧参加者を不動産に立ち入らせることができる。

6 執行官は、内覧参加者であつて内覧の円滑な実施を妨げる行為をするものに対し、不動産に立ち入ることを制限し、又は不動産から退去させることができる。

(買受けの申出をした差押債権者のための保全処分等)

第六十八条の二 執行裁判所は、入札又は競り売りの方法により売却を実施させても買受けの申出がなかつた場合において、債務者又は不動産の占有者が不動産の売却を困難にする行為をし、又はその行為をするおそれがあるときは、差押債権者(配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。次項において同じ。)の申立てにより、買受人が代金を納付するまでの間、担保を立てさせて、次に掲げる事項を内容とする保全処分(執行裁判所が必要があると認めるときは、公示保全処分を含む。)を命ずることができる。

一 債務者又は不動産の占有者に対し、不動産に対する占有を解いて執行官又は申立人に引き渡すことを命ずること。

二 執行官又は申立人に不動産の保管をさせること。

4 第五十五条第二項の規定は第一項に規定する保

全処分について、同条第三項の規定は第一項の規定による決定について、同条第六項の規定は第一項の申立てについての裁判、前項の規定による裁判又は同項の申立てを却下する裁判について、同条第七項の規定は前項の規定による決定について、同条第八項及び第九項並びに第五十五条の二の規定は第一項に規定する保全処分を命ずる決定について、第五十五条第十項の規定は第一項の申立て又は同項の規定による決定の執行に要した費用について、第六十三条第四項の規定は第二項の保証の提供について準用する。

第二百二十二条 動産(登記することができない土地の定着物、土地から分離する前の天然果実で一月以内に收穫することが確実であるもの及び裏書の禁止されている有価証券以外の有価証券を含む。)以下この節、次章及び第四章において同じ。)に対する強制執行(以下「動産執行」といふ。)は、執行官の目的物に対する差押えにより開始する。第三百三十一条 次に掲げる動産は、差し押さえてはならない。

一 債務者等の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具

二 債務者等の一月間の生活に必要な食料及び燃料

料

三 標準的な世帯の二月間の必要生計費を勘案して政令で定める額の金銭

四 主として自己の労力により農業を営む者の農

業に欠くことができない器具、肥料、労役の用に供する家畜及びその飼料並びに次の收穫まで農業を続行するために欠くことができない種子その他これに類する農産物

五 主として自己の労力により漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具、えさ及び稚魚その他これに類する水産物

六 技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に従事する者(前二号に規定する者を除く。)のその業務に欠くことができない器具その他の物(商品を除く。)

七 実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの

八 仏像、位牌その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物

九 債務者に必要な系譜、日記、商業帳簿及びこれらに類する書類

十 債務者又はその親族が受けた勲章その他の名誉を表章する物

十一 債務者等の学校その他の教育施設における学習に必要な書類及び器具

十二 発明又は著作に係る物で、まだ公表していないもの

十三 債務者等に必要な義手、義足その他の身体の補正に供する物



十四 建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品

第六百六十八条 不動産又は人の居住する船舶等をいう。以下この条及び次条において同じ。引渡し又は明渡しの強制執行は、執行官が債務者の不動産等に対する占有を解いて債権者にその占有を取得させる方法により行う。

2 執行官は、前項の強制執行をするため同項の不動産等の占有者を特定する必要があるときは、当該不動産等に在る者に対し、当該不動産等又はこれに近接する場所において、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 第一項の強制執行は、債権者又はその代理人が執行の場所に出頭したときに限り、することができる。

4 執行官は、第一項の強制執行をするに際し、債務者の占有する不動産等に立ち入り、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすることができる。

5 執行官は、第一項の強制執行においては、その目的物でない動産を取り除いて、債務者、その代理人又は同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまえのあるものに引き渡さなければならぬ。この場合において、その動産をこれらの者に引き渡すことができないときは、執行官

は、最高裁判所規則で定めるところにより、これを売却することができる。

6 執行官は、前項の動産のうち同項の規定による引渡し又は売却をしなかつたものがあるときは、これを保管しなければならない。この場合において、前項後段の規定を準用する。

7 前項の規定による保管の費用は、執行費用とする。

8 第五項（第六項後段において準用する場合を含む。）の規定により動産を売却したときは、執行官は、その売得金から売却及び保管に要した費用を控除し、その残余を供託しなければならない。

9 第五十七条第五項の規定は、第一項の強制執行について準用する。

（明渡しの催告）

第六百六十八条の二 執行官は、不動産等の引渡し又は明渡しの強制執行の申立てがあつた場合において、当該強制執行を開始することができるときは、次項に規定する引渡し期限を定めて、明渡しの催告（不動産等の引渡し又は明渡しの催告をいう。以下この条において同じ。）をすることができる。ただし、債務者が当該不動産等を占有していないときは、この限りでない。

2 引渡し期限（明渡しの催告に基づき第六項の規定による強制執行をすることができる期限をいう。以下この条において同じ。）は、明渡しの催告があつた日から一月を経過する日とする。ただ

し、執行官は、執行裁判所の許可を得て、当該日以後の日を引渡し期限とすることができる。

3 執行官は、明渡しの催告をしたときは、その旨、引渡し期限及び第五項の規定により債務者が不動産等の占有を移転することを禁止されている旨を、当該不動産等の所在する場所に公示書その他の標識を掲示する方法により、公示しなければならない。

4 執行官は、引渡し期限が経過するまでの間においては、執行裁判所の許可を得て、引渡し期限を延長することができる。この場合においては、執行官は、引渡し期限の変更があつた旨及び変更後の引渡し期限を、当該不動産等の所在する場所に公示書その他の標識を掲示する方法により、公示しなければならない。

5 明渡しの催告があつたときは、債務者は、不動産等の占有を移転してはならない。ただし、債権者に対して不動産等の引渡し又は明渡しをする場合は、この限りでない。

6 明渡しの催告後に不動産等の占有の移転があつたときは、引渡し期限が経過するまでの間においては、占有者（第一項の不動産等を占有する者であつて債務者以外のものをいう。以下この条において同じ。）に対して、第一項の申立てに基づく強制執行をすることができる。この場合において、第四十二条及び前条の規定の適用については、当該占有者を債務者とみなす。

7 明渡しの催告後に不動産等の占有の移転があつたときは、占有者は、明渡しの催告があつたことを知らず、かつ、債務者の占有の承継人でないことを理由として、債権者に対し、強制執行の不許を求める訴えを提起することができる。この場合においては、第三十六条、第三十七条及び第三十八条第三項の規定を準用する。

8 明渡しの催告後に不動産等を占有した占有者は、明渡しの催告があつたことを知つて占有したものと推定する。

9 第六項の規定により占有者に対して強制執行がされたときは、当該占有者は、執行異議の申立てにおいて、債権者に対抗することができる権原により目的物を占有していること、又は明渡しの催告があつたことを知らず、かつ、債務者の占有の承継人でないことを理由とすることができる。

10 明渡しの催告に要した費用は、執行費用とする。  
 第一百六十九条 第一百六十八条第一項に規定する動産以外の動産（有価証券を含む。）の引渡しの強制執行は、執行官が債務者からこれを取り上げて債権者に引き渡す方法により行う。

2 第二百二十二条第二項、第二百二十三条第一項及び第一百六十八条第五項から第八項までの規定は、前項の強制執行について準用する。

（不動産担保権の実行の開始）  
 第一百八十一条 不動産担保権の実行は、次に掲げる文書が提出されたときに限り、開始する。

一 担保権の存在を証する確定判決若しくは家事審判法（昭和二十二年法律第五十二号）第十五条の審判又はこれらと同一の効力を有するものの謄本

二 担保権の存在を証する公証人が作成した公正証書の謄本

三 担保権の登記（仮登記を除く。）のなされている登記簿の謄本

四 一般の先取特権にあつては、その存在を証する文書

2 抵当証券の所持人が不動産担保権の実行の申立てをするには、抵当証券を提出しなければならない。

3 担保権について承継があつた後不動産担保権の実行の申立てをする場合には、相続その他の一般承継にあつてはその承継を証する文書を、その他の承継にあつてはその承継を証する裁判の謄本その他の公文書を提出しなければならない。

4 不動産担保権の実行の開始決定がされたときは、裁判所書記官は、開始決定の送達に際し、不動産担保権の実行の申立てにおいて提出された前三項に規定する文書の目録及び第一項第四号に掲げる文書の写しを相手方に送付しなければならない。

（開始決定に対する執行抗告等）  
 第一百八十二条 不動産担保権の実行の開始決定に対する執行抗告又は執行異議の申立てにおいては、

債務者又は不動産の所有者（不動産とみなされるものにあつては、その権利者、以下同じ。）は、担保権の不存在又は消滅を理由とすることができる。

（不動産担保権の実行の手続の停止）  
 第一百八十三条 不動産担保権の実行の手続は、次に掲げる文書の提出があつたときは、停止しなければならない。

一 担保権のないことを証する確定判決（確定判決と同一の効力を有するものを含む。次号において同じ。）の謄本

二 第一百八十一条第一号に掲げる裁判若しくはこれと同一の効力を有するものを取り消し、若しくはその効力がないことを宣言し、又は同項第三号に掲げる登記を抹消すべき旨を命ずる確定判決の謄本

三 担保権の実行をしない旨、その実行の申立てを取り下げる旨又は債権者が担保権によつて担保される債権の弁済を受け、若しくはその債権の弁済の猶予をした旨を記載した裁判上の和解の調書その他の公文書の謄本

四 担保権の登記の抹消されている登記簿の謄本

五 不動産担保権の実行の手続の停止及び執行処分の取消しを命ずる旨を記載した裁判の謄本

六 不動産担保権の実行の手続の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の謄本

七 担保権の実行を一時禁止する裁判の謄本

(不動産執行の規定の準用)

第八十八條 第四十四條の規定は不動産担保権の実行について、前章第二節第一款第二目(第八十一條を除く。)の規定は担保不動産競売について、同款第三目の規定は担保不動産収益執行について準用する。

(動産競売の要件)

第九十條 動産を目的とする担保権の実行としての競売(以下「動産競売」という。)は、次に掲げる場合に限り、開始する。

一 債権者が執行官に対し当該動産を提出した場合

二 債権者が執行官に対し当該動産の占有者が差押えを承諾することを証する文書を提出した場合

三 債権者が執行官に対し次項の許可の決定書の謄本を提出し、かつ、第九十二條において準用する第二十三條第二項の規定による搜索に先立つて又はこれと同時に当該許可の決定が債務者に送達された場合

2 執行裁判所は、担保権の存在を証する文書を提出した債権者の申立てがあつたときは、当該担保権についての動産競売の開始を許可することができる。ただし、当該動産が第九十三條第二項に規定する場所又は容器にない場合は、この限りでない。

3 前項の許可の決定は、債務者に送達しなければ

ならない。

4 第二項の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

第九十二條 前章第二節第三款(第九十三條第二項、第九十八條、第九十九條及び第一百二十二條を除く。)及び第九十三條の規定は動産競売について、第九十八條、第九十九條及び第一百二十二條の規定は一般の先取特権の実行としての動産競売について、第九十三條第二項の規定は第九十條第一項第三号に掲げる場合における動産競売について準用する。

第九十三條

2 前章第二節第四款(第九十六條第二項、第九十七條及び第九十三條を除く。)及び第九十八條から第九十四條までの規定は前項に規定する担保権の実行及び行使について、第九十六條第二項、第九十七條及び第九十三條の規定は前項に規定する一般の先取特権の実行及び行使について準用する。

### ○民事執行規則(抄)

〔昭和五十四年十一月八日  
最高裁判所規則第五号〕

最終改正 平成五年二月二日最高裁判所

第二十一條 強制執行の申立書には、次に掲げる事項を記載し、執行力のある債務名義の正本を添付しなければならない。

一 債権者及び債務者の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所

二 債務名義の表示

三 第五号に規定する場合を除き、強制執行の目的とする財産の表示及び求める強制執行の方法

四 金銭の支払を命ずる債務名義に係る請求権の一部について強制執行を求めるときは、その旨及びその範囲

五 民法第四百十四條第二項本文又は第三項に規定する請求に係る強制執行を求めるときは、求める裁判

第九十七條

配当要求があつたときは、裁判所書記官は、差押債権者及び債務者に対し、その旨を通

知しなければならない。

(売却のための保全処分等の申立ての方式等)

第二十七條の二 法第五十五條第一項の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 当事者の氏名又は名称及び住所(相手方を特定することができる場合にあつては、その旨)並びに代理人の氏名及び住所

二 申立ての趣旨及び理由

三 強制競売の申立てに係る事件の表示

四 不動産の表示

2 申立ての理由においては、申立てを理由付ける事実を具体的に記載し、かつ、立証を要する事由ごとに証拠を記載しなければならない。

(公示保全処分執行方法)

第二十七条の三 執行官は、法第五十五条第一項に規定する公示保全処分を執行するときは、滅失又は破損しにくい方法により標識を掲示しなければならない。

2 執行官は、前項の公示保全処分を執行するときは、法第五十五条第一項に規定する公示書その他の標識に、標識の損壊に対する法律上の制裁その他の執行官が必要と認める事項を記載することができる。

(相手方不特定の保全処分等を執行した場合の届出)

第二十七条の四 執行官は、法第五十五条の第二項(法第六十八条の二第四項及び法第七十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による決定を執行したときは、速やかに、法第五十五条の第三項(法第六十八条の二第四項及び法第七十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該決定の相手方となつた者の氏名又は名称その他の当該者を特定するに足りる事項を、執行裁判所に届け出なければならない。

(最低売却価額の変更の方法)

第三十条の三 売却を実施させても適法な買受けの申出がなかつた場合(買受人が代金を納付しなかつた場合を含む。)において、不動産の現況、利用状況手続の経過その他諸般の事情を考慮して、当該最低売却価額により更に売却を実施させても

売却の見込みがないと認めるときは、執行裁判所は、評価書の記載を参考にして、最低売却価額を変更することができる。この場合においては、執行裁判所は、当該評価書を提出した評価人の意見を聴くことができる。

2 執行裁判所は、前項の聴取をするときは、裁判所書記官に命じて行わせることができる。

(物件明細書の内容の公開等)

第三十一条 法第六十二条第二項の最高裁判所規則で定める措置は、執行裁判所が使用する電子計算機と情報の提供を受ける者が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する措置であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該情報の提供を受ける者の使用する電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものうち、次のいずれにも該当するものとする。

- 一 当該執行裁判所の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録された物件明細書の内容に係る情報を電気通信回線を通じて当該情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用する電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するもの
- 二 インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

2 法第六十二条第二項の規定による物件明細書の写しの備置き又は前項の措置は、売却の実施の日の一週間前までに開始しなければならない。

3 執行裁判所は、前項の備置き又は措置を実施している期間中、現況調査報告書及び評価書の写しを執行裁判所に備え置いて一般の閲覧に供し、又は当該現況調査報告書及び評価書の内容に係る情報について第一項の措置に準ずる措置を講じなければならない。

4 法第六十二条第二項及び前項の規定により物件明細書、現況調査報告書及び評価書の内容が公開されたときは、裁判所書記官は、その旨並びに公開の方法及び年月日を記録上明らかにしなければならない。

○破産法〔抄〕

〔大正十一年四月二十五日〕  
〔法律第七十一号〕

最終改正 平成十五年八月一日法律第一三八号

○供託規則〔抄〕

〔昭和三十四年一月十七日〕  
〔法務省令第二一号〕

最終改正 平成十五年八月五日法務省令第六〇号

第十三条

2 前項の規定にかかわらず、指定供託所に提出する供託書は、第一号から第十一号までの様式によ

るものでなければならぬ。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

3 前二項の供託書には、次の事項を記載しなければならない。

一 供託者の氏名及び住所、供託者が法人であるとき又は法人でない社団若しくは財団であつて、代表者若しくは管理人の定めのあるものであるときは、その名称、主たる事務所及び代表者又は管理人の氏名

二 代理人により供託する場合には、代理人の氏名及び住所、ただし、公務員がその職務上するときは、その官公職、氏名及び所属官公署の名称

三 供託金の額又は供託有価証券の名称、総額面、券面額（券面額のない有価証券についてはその旨）、回記号、番号、枚数並びに附属利賦札及びその最終の渡期

四 供託の原因たる事実

五 供託を義務付け又は許容した法令の条項

六 供託物の還付を請求し得べき者（以下「被供託者」という。）が特定できるときは、その者の氏名及び住所、その者が法人又は法人でない社団若しくは財団であるときは、その名称及び主たる事務所

七 供託により質権又は抵当権が消滅するとき、その質権又は抵当権の表示

八 反対給付を受けることを要するときは、その

反対給付の内容

九 供託物の還付又は取戻しについて官庁の承認、確認又は証明等を要するときは、当該官庁の名称及び事件の特定に必要な事項

十 裁判上の手続に関する供託については、当該裁判所の名称、件名及び事件番号

十一 供託所の表示

十二 供託申請年月日

4 振替国債の供託をしようとする者は、供託の種類に従い、第五号から第九号まで、第十一号及び第十二号の様式による供託書一通を供託所に提出しなければならない。

5 第三項の規定は、前項の供託書について準用する。この場合において、第三項第三号中「供託金の額又は供託有価証券の名称、総額面、券面額（券面額のない有価証券についてはその旨）、回記号、番号、枚数並びに附属利賦札及びその最終の渡期」とあるのは、「供託振替国債の銘柄、金額、利息の支払期及び元本の償還期限」と読み替えるものとする。

第二十四条 供託物の還付を受けようとする者は、供託物払渡請求書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 供託の通知をすべき供託及びこれ以外の供託で供託書正本を官庁又は公署が保管しているものにあつては、供託書正本又は第十九条、第二十条第二項若しくは第二十条の二第四項の規定

により供託所の発送した供託通知書。ただし、利害関係人の承諾書を添付した場合、供託の通知をすべき供託について供託通知書の発送ができなかつた場合及び供託物払渡請求権（供託書正本を官庁又は公署が保管しているものを除く。）に対する強制執行、担保権の実行若しくは行使又は滞納処分その例による処分を含む。次条において同じ。）に基づく場合を除く。

二 還付を受ける権利を有することを証する書面。ただし、供託書の記載又は副本ファイルの記録により、還付を受ける権利を有することが明らかである場合を除く。

三 反対給付をしなければならないときは、供託法第十条の規定による証明書類

第二十五条 供託物の取戻しをしようとする者は、供託物払渡請求書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 供託書正本。ただし、利害関係人の承諾書を添付した場合及び供託物払渡請求権（供託書正本を官庁又は公署が保管しているものを除く。）に対する強制執行、担保権の実行若しくは行使又は滞納処分に基づく場合を除く。

二 取戻しをする権利を有することを証する書面。ただし、供託書の記載又は副本ファイルの記録により、取戻しをする権利を有することが明らかである場合を除く。

第五号書式（第13条第1項関係）地代・家賃弁済金銭供託の供託書正本

供託書（地代・家賃弁済）

(注) 1. 供託金額の冒頭に\*記号を記入すること。  
 2. 供託金額の訂正はできない。  
 3. 副本は折り曲げないこと。

申請年月日	年 月 日	法令条項	民法第494条	年度金第	号
供託所の表示		供託の原因	供託の事由		
住所 供託者の氏名	代理人による供託のときは、代理人の住所氏名を (も記載すること。)	契約内容	借物の賃料	円	支払日
		支払場所	1. 被供託者住所	2. 供託者住所	3.
		供託する賃料	年 月 日提供したが受領を拒否された。	年 月 日	
住所 供託者の氏名		供託の事由	1. 年 月 日提供したが受領を拒否された。 2. 受領しないことが明らかである。 3. 受領しないことが明らかである。 4. 債権者を確知できない。		
住所 供託者の氏名		備考			
1. 供託により消滅すべき質権又は抵当権					
2. 供託金額	百 十 万 千 百 十 円				

上記供託を受領する。日までに日本銀行における供託所口座に供託金を払い込まれたい。同日までに払い込まないときは、この決定は効力を失う。

受入書式  
 上記供託金の受入れを証する。  
 年 月 日  
 日本銀行 印

上記供託を受領する。若しくは、上記供託を受領する。

供託金の受領を証する。  
 年 月 日  
 法務局 供託官 印

年 月 日  
 法 務 局 供 託 官 印

備考 用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。

第七号書式（第13条第1項関係）裁判上の保証及び仮差押・仮処分解放金の金銭供託の供託書正本

供託書（裁判上の保証及び仮差押・仮処分解放金）

（注） 1. 供託金額の買頭にY記号を記入すること。  
 2. なお、供託金額の訂正はできない。  
 副本は折り曲げないこと。

申請年月日	年	月	日	法令条項	年度金第	号
供託所の表示				裁判所	年（ ）第	号
住所氏名 （代理人による供託のときは、代理人の住所氏名をも記載すること。）	裁判及 判所の 姓名		当事者	原告	申請人	債権者
	供事 の 原因 たる		被告	被申請人	債務者	
住所氏名 の 被 託 者 の 金 額	百	十	万	千	百	十
円			備	考		

上記供託を受理する。供託金を月まで日本銀行に預けたい。同日までに払い込まないときは、この決定は効力を失う。

受入書式  
上記供託金の受入れを証する。  
 年 月 日  
 日本銀行  
 印  
 供託金の受領を証する。  
 年 月 日  
 法務局  
 供託官  
 印

年 月 日 供託官 印

備考 用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。

第九号書式（第13条第1項関係）営業保証金の金銭供託の供託書正本

供託書（営業保証）

- (注) 1. 供託金額の冒頭に\*記号を記入すること。  
 2. なお、供託金額の訂正はできない。  
 副本は折り曲げないこと。

申請年月日	年 月 日	法令条項	年度金第 号
供託所の表示	供託の原因たる事実		
供託所 者の氏名 の 官庁の名称等 及び 件名等	(代理人による供託のときは、代理人の住所氏名を) (記載すること。)		
備考			
供託金額	百 十 万 千 百 十 円		

上記供託を受理する 年 月 日までに日本銀行 における供託所口座に私  
 供託金を い込まれたい。同日までに払い込まないときは、この承認は効力を失う。  
 又は  
 上記供託を受理する。  
 供託金を 差し上げ  
 上記供託を受理する。

受入書式  
 上記供託金の受入れを証する。  
 年 月 日 印  
 日本銀行

供託金の受領を証する。 日 印  
 年 月 日  
 法務局 供託官

年 月 日 印  
 法 務 局 供 託 官

備考 用紙の寸法は、日本工業規格 A列 4 とする。



第十九号書式（第16条関係）地代・家賃弁済金銭供託の供託通知書

（注）この供託通知書は、供託物の還付請求時に必要となりますので、大切に保管して下さい。

供託通知書（地代・家賃弁済）

申請年月日	年	月	日	法令条項	民法第494条	年度金第	号
供託所の表示							
住所氏名の表示	（代理人による供託のときは、代理人の住所氏名を） （も記載すること。）						
住所氏名の表示							
供託金額	百		十		万		千
	百		十		万		千
1. 供託により消滅すべき質権又は抵当権				備考			
2. 反対給付の内容				備考			

上記のとおり供託したので通知する。

被供託者 殿

年 月 日 発送  
法務局

備考 用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。

第二十号書式（第16条関係）その他の金銭供託の供託通知書

供託通知書（雑）		法令案項	年度金第	号
申請年月日	年 月 日			
供託所の表示				
住居 供託者の氏名 (代理人による供託のときは、代理人の住所氏名をも記載すること。)		供託の原因たる事実		
住居 被供託者の氏名		備考		
1. 供託により消滅すべき 質権又は抵当権				
2. 反対給付の内容				
供託金額				

上記のとおり供託したので通知する。

被 供 託 者 殿

年 月 日 発送  
法務局

備考 用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。

○商法〔抄〕

〔明治三十二年三月九日〕  
法律第四十八号

最終改正 平成一五年八月一日法律第一三八号

第四編 建物・設備の維持保全関係

第一章 建物・建築設備関係

○建築基準法〔抄〕

〔昭和二十五年五月二十四日〕  
法律第一一〇号

最終改正 平成一五年六月二〇日法律第一〇一号

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）（これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。
- 二 特殊建築物 学校（専修学校及び各種学校を含む。）以下同様とする。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険

物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

- 三 建築設備 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。
- 四 居室 居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。
- 五 主要構造部 壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、附け柱、揚げ床、最下階の床、廻り舞台の床、小ばり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとする。
- 六 延焼のおそれのある部分 隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の二以上の建築物（延べ面積の合計が五百平方メートル以内の建築物は、一の建築物とみなす。）相互の外壁間の中心線から、一階にあつては三メートル以下、二階以上にあつては五メートル以下の距離にある建築物の部分をいう。ただし、防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面又は耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分を除く。
- 七 耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能（通常の火災が終了す

るまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。)に關して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

七の二 準耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能(通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。第九号の三口及び第二十七条第一項において同じ。)に關して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

八 防火構造 建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、防火性能(建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。)に關して政令で定める技術的基準に適合する鉄網モルタル塗、しつくい塗その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

九 不燃材料 建築材料のうち、不燃性能(通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。)に關して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土

交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

九の二 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

イ その主要構造部が(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 耐火構造であること。

(2) 次に掲げる性能(外壁以外の主要構造部にあつては、(イ)に掲げる性能に限る。)に關して政令で定める技術的基準に適合するものであること。

(i) 当該建築物の構造、建築設備及び用途に於いて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

(ii) 当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備(その構造が遮炎性能(通常の火災時における火災を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。)に關して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。)を有すること。

九の三 準耐火建築物 耐火建築物以外の建築物で、イ又はロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に前号ロに規定する防火設備を有するものをいう。

イ 主要構造部を準耐火構造としたもの

ロ イに掲げる建築物以外の建築物であつて、イに掲げるものと同等の準耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について政令で定める技術的基準に適合するもの

十 設計 建築士法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第五項に規定する設計をいう。

十一 工事監理者 建築士法第二条第六項に規定する工事監理をする者をいう。

十二 設計図書 建築物、その敷地又は第八十八条第一項から第三項までに規定する工作物に關する工事用の図面(現寸図その他これに類するものを除く。)及び仕様書をいう。

十三 建築 建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。

十四 大規模の修繕 建築物の主要構造部の一種以上について行つて過半の修繕をいう。

十五 大規模の模様替 建築物の主要構造部の一種以上について行つて過半の模様替をいう。

十六 建築主 建築物に關する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

十七 設計者 その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。

十八 工事施工者 建築物、その敷地若しくは第八十八条第一項から第三項までに規定する工作物に関する工事の請負人又は請負契約によらな

いで自らこれらの工事をする者をいう。  
十九 都市計画 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第一項に規定する都市計画をいう。

二十 都市計画区域又は準都市計画区域 それぞれ、都市計画法第四条第一項に規定する都市計画区域又は準都市計画区域をいう。

二十一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、特別用途地区、特定用途制限地域、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は美観地区 それぞれ、都市計画法第八条第一項第一号から第六号までに掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、

特別用途地区、特定用途制限地域、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は美観地区をいう。

二十二 地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画をいう。

二十三 地区整備計画 都市計画法第十二条の五第二項第三号に掲げる地区整備計画をいう。

二十四 防災街区整備地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画をいう。

二十五 特定建築物地区整備計画 密集市街地における防災街区の整備に関する法律（平成九年法律第四十九号。以下「密集市街地整備法」という。）第三十二条第一項第二号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。

二十六 防災街区整備地区整備計画 密集市街地整備法第三十二条第二項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。

二十七 沿道地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第三号に掲げる沿道地区計画をいう。

二十八 沿道地区整備計画 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号。以下「沿道整備法」という。）第九条第二項第二号に掲げる沿道地区整備計画をいう。

二十九 集落地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる集落地区計画をいう。

三十 集落地区整備計画 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。

三十一 地区計画等 都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。

三十二 特定行政庁 建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、第九十七条の二第一項の市町村又は特別区の区域については、同条第四項の規定により当該市町村の長が行うこととなる事務又は第九十七条の三第三項の規定により特別区の長が行うこととなる事務に限る。当該市町村又は特別区の長をもつて特定行政庁とみなし、当該市町村又は特別区の長が行わないこととされる事務については、都道府県知事を特定行政庁とみなす。

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、適用しない。  
一 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例を改正する法令による改正（この法律に基づく命令又は条例を廃止すると同時に新たにこれに相当する命令又は条例を制定することを含む。）後のこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用の際当該規定に相当する従前の規定に違反している建築物、建築物の敷地又は

建築物若しくはその敷地の部分

二 都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域若しくは工業専用地域若しくは防火地域若しくは準防火地域に関する都市計画の決定若しくは変更、第四十二条第一項、第五十二条第二項第二号若しくは第三号若しくは第七項、第五十六条第一項第二号イ若しくは別表第三備考三の号の区域の指定若しくはその取消し又は第五十二条第一項第六号、第二項第三号若しくは第七項、第五十二条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二若しくは別表第三(欄)の五の項に掲げる数値の決定若しくは変更により、第四十三条第一項、第四十八条第一項から第十二項まで、第五十二条第一項、第二項、第六項若しくは第七項、第五十三条第一項から第三項まで、第五十四条第一項、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十六条の二第一項、第六十一条若しくは第六十二条に規定する建築物、建築物の敷地若しくは建築物若しくはその敷地の部分に関する制限又は第四十三条第二項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで若しくは第六十八條の九の規定に基づく条例に規定する建築物、建

築物の敷地若しくは建築物若しくはその敷地の部分に関する制限に変更があつた場合における当該変更後の制限に相当する従前の制限に違反している建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

三 工事の着手がこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の後である増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替に係る建築物又はその敷地

四 前号に該当する建築物又はその敷地の部分  
五 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合するに至つた建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

(居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置)

第二十八条の二 居室を有する建築物は、その居室内において政令で定める化学物質の発散による衛生上の支障がないよう、建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。

第四十二条 この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員四メートル(特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会を経て指定する区域内においては、六メートル。次項及び第三項において同じ。)以上のもの(地下におけるものを除く。)をいふ。

一 道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路

二 都市計画法、土地区画整理法(昭和二十九年法律百十九号)、旧住宅地造成事業に関する法律(昭和三十九年法律第六十号)、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)、新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)又は密集市街地整備法(第六章に限る。以下この項において同じ。)による道路

三 この章の規定が適用されるに至つた際現に存在する道

四 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で、二年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したものを

五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指

定を受けたもの

第二節 建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係等

(その敷地が四メートル未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加)

第四十三条の二 地方公共団体は、交通上、安全上、防火上又は衛生上必要があると認めるときは、その敷地が第四十二条第三項の規定により水平距離が指定された道路にのみ二メートル(前条第二項に規定する建築物で同項の条例によりその敷地が道路に接する部分の長さの制限が付加されているものにあつては、当該長さ)以上接する建築物について、条例で、その敷地、構造、建築設備又は用途に關して必要な制限を付加することができる。

第五十二条

3 第一項(ただし書を除く)、前項、第六項、第十一項及び第十三項、第五十二条の二第三項第二号、第五十二条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五(第一号イを除く、第五項において同じ。)、第六十八号の五の二第一項(第一号ロを除く、第五項において同じ。)、第六十八号の五の三(ただし書及び第一号ロを除く。)、第六十八号の五の四第一項第一号ロ、第六十八号の八、第六十八号の九、

第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率(第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八号の九に規定するものについては、建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。第五項において同じ。)(の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ一米ートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分の床面積(当該床面積が当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一を超え、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一)は、算入しないものとする。

第五節の二 特定防災街区整備地区  
(特定防災街区整備地区)

第六十七条の二 特定防災街区整備地区内にある建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。ただし、第六十一条各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

2 建築物が特定防災街区整備地区と特定防災街区整備地区として指定されていない区域にわたる場合においては、その全部について、前項の規定を適用する。ただし、その建築物が特定防災街区整備地区外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、この限りでない。

3 特定防災街区整備地区内においては、建築物の敷地面積は、特定防災街区整備地区に關する都市計画において定められた建築物の敷地面積の最低限度以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の敷地については、この限りでない。

一 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの

二 特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

4 第五十三条の二第三項の規定は、前項の都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められ、又は変更された場合に準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第六十七条の二第三項」と読み替えるものとする。

5 特定防災街区整備地区内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱は、特定防災街区整備地区に關する都市計画において壁面の位置の制限が定められたときは、建築物の地盤面下の部分を除き、当該壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

一 第三項第一号に掲げる建築物

二 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

6 特定防災街区整備地区内においては、その敷地が防災都市計画施設（密集市街地整備法第三十一条第二項に規定する防災都市計画施設をいう。以下この条において同じ。）に接する建築物の防災都市計画施設に係る間口率（防災都市計画施設に面する部分の長さの敷地の当該防災都市計画施設に接する部分の長さに対する割合をいう。以下この条において同じ。）及び高さは、特定防災街区整備地区に関する都市計画において建築物の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度及び建築物の高さの最低限度が定められたときは、それぞれこれらの最低限度以上でなければならない。

7 前項の場合においては、同項に規定する建築物の高さの最低限度より低い高さの建築物の部分（同項に規定する建築物の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。）は、空<sup>クハ</sup>隙のない壁が設けられる等防火上有効な構造としなければならない。

8 前二項の建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さの算定に關し必要な事項は、政令で定める。

9 前三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 第三項第一号に掲げる建築物
- 二 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものを

10 第四十四条第二項の規定は、第三項第二号、第五項第二号又は前項第二号の規定による許可をする場合に準用する。

第八十六条 一団地（その内に第八項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。）内に二以上の構えを成す建築物で総合的設計によつて建築されるものうち、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁がその各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに対する第二十三条、第四十三条、第五十二条第一項から第十三項まで、第五十二条の二、第五十二条の三第一項から第四項まで、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項、第五十五条第二項、第五十六条第一項から第四項まで、第六項若しくは第七項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十九条第一項、第六十条の二第一項、第六十一条第二項、第六十二条の二第六十八条の三第一項から第三項までの規定（次項から第四項までにおいて、「特例対象規定」という。）の適用については、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。

4 その面積が政令で定める規模以上である一定の一団の土地の区域（その内に第八項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。）内

に現に存する建築物の位置及び建べい率、容積率、各部分の高さその他の構造を前提として、安全上、防火上及び衛生上必要な国土交通省令で定める基準に従い総合の見地からした設計によつて当該区域内に建築物が建築され、かつ、当該区域内に政令で定める空地を有する場合において、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が、その建築物の位置及び建べい率、容積率、各部分の高さその他の構造について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したときは、当該区域内に存することとなる各建築物に対する特例対象規定（第五十九条の二第一項を除く。）の適用について、これらの建築物を同一敷地内にあるものとみなすとともに、建築される建築物の容積率又は各部分の高さを、その許可の範囲内において、これらの建築物が同一敷地内にあるものとして適用する第五十二条第一項から第八項まで、第五十二条の二第六項若しくは第五十六条又は第五十五条第一項の規定による限度を超えるものとすることができる。

第八十七条

2 建築物（次項の建築物を除く。）の用途を変更する場合においては、第四十八条第一項から第十二項まで、第五十一条及び第六十条の二第三項の規定並びに第三十九条第二項、第四十条、第四十一条第二項、第四十三条の二、第四十九条から第



五十条まで、第六十八条の二第一項及び第五項並びに第六十八条の九の規定に基づく条例の規定を準用する。

- 3 第三条第二項の規定により第二十四条、第二十七条、第二十八条第一項若しくは第三項、第二十九条、第三十条、第三十五条から第三十五条の三まで、第三十六条中第二十八条第一項若しくは第三十五条に関する部分、第四十八条第一項から第十二項まで若しくは第五十一条の規定又は第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九の規定に基づく条例の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これらの規定を準用する。
- 一 増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合
  - 二 当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものであつて、かつ、建築物の修繕若しくは模様替をしない場合又はその修繕若しくは模様替が大規模でない場合
  - 三 第四十八条第一項から第十二項までの規定に関しは、用途の変更が政令で定める範囲内である場合
- 第九十一条 建築物の敷地がこの法律の規定（第五十二条から第五十三条まで、第五十四条から第五

十六条の二まで、第六十七条の二第一項及び第二項並びに別表第三の規定を除く。以下この条において同じ。）による建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する禁止又は制限を受ける区域（第二十二条第一項の市街地の区域を除く。以下この条において同じ。）、地域（防火地域及び準防火地域を除く。以下この条において同じ。）、又は地区（高度地区を除く。以下この条において同じ。）の内外にわたる場合においては、その建築物又はその敷地の全部について敷地の過半の属する区域、地域又は地区内の建築物に関するこの法律の規定又はこの法律に基づく命令の規定を適用する。

### ○建築基準法施行令（抄）

〔昭和二十五年十一月十六日〕  
政令第三三〇三十八号

最終改正 平成二年三月二十四日政令第五九号

（発散により衛生上の支障を生じさせるおそれのある化学物質）

第二十條の四 法第二十八條の二の政令で定める化学物質は、クロルピリホス及びホルムアルデヒドとする。

（化学物質の発散に対する衛生上の措置に関する技術的基準）

第二十條の五 法第二十八條の二の政令で定める技術的基準で建築材料に係るものは、次のとおりと

する。

- 一 建築材料にクロルピリホスを添加しないこと。
- 二 クロルピリホスをあらかじめ添加した建築材料を用いないこと。ただし、その添加から長期間経過していることその他の理由によりクロルピリホスを発散するおそれがないものとして国土交通大臣が定める建築材料については、この限りでない。
- 三 居室（常時開放された開口部を通じてこれと相互に通気が確保される廊下その他の建築物の部分を含む。以下この節において同じ。）の壁、床及び天井（天井のない場合においては、屋根）並びにこれらの開口部に設ける戸その他の建具の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において「内装」という。）の仕上げには、夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・一二ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散するものとして国土交通大臣が定める建築材料（以下この条において「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）を用いないこと。
- 四 居室の内装の仕上げに、夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇二ミリグラムを超え〇・一二ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発散するものとして国土交通大臣が定める建築材料（以下この条において「第二種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）

又は夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇〇五ミリグラムを超え〇・〇二ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発散するものとして国土交通大臣が定める建築材料（以下この条において「第三種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）を用いるときは、それぞれ、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を用いる内装の仕上げの部分の面積に次の表（一）の項に定める数値を乗じて得た面積又は第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を用いる内装の仕上げの部分の面積に同表（二）の項に定める数値を乗じて得た面積（居室の内装の仕上げに第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を用いるときは、これらの面積の合計）が、当該居室の床面積を超えないこと。

（一）	住宅等の居室	住宅等の居室以外の居室
一・二	換気回数が〇・七以上かつ機械換気設備が設けられ、又はこれに相当する換気設備が確保されているものとして、その他の居室	換気回数が〇・五以上かつ機械換気設備が設けられ、又はこれに相当する換気設備が確保されているものとして、その他の居室
二・八	国土交通大臣が定めた構造方法を用いた居室	国土交通大臣が定めた構造方法を用いた居室
〇・八八	国土交通大臣が定めた構造方法を用いた居室	国土交通大臣が定めた構造方法を用いた居室
一・四	換気回数が〇・七未満かつ機械換気設備が設けられ、又はこれに相当する換気設備が確保されているものとして、その他の居室	換気回数が〇・五未満かつ機械換気設備が設けられ、又はこれに相当する換気設備が確保されているものとして、その他の居室
三・〇	国土交通大臣が定めた構造方法を用いた居室	国土交通大臣が定めた構造方法を用いた居室

- 2 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・二ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散しないものとして国土交通大臣の認定を受けたもの（次項及び第四項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを除く。）については、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当するものとみなす。
- 3 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は第二種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇二ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを

口	〇・二〇	〇・五〇	〇・一五	〇・二五	〇・五〇
備考	<p>一 この表において、住宅等の居室とは、住宅の居室並びに下宿の宿泊室、寄宿舎の居室及び家具その他これに類する物品の販売業を営む店舗の売場（常時開放された開口部を通してこれらと相互に通気が確保される廊下その他の建築物の部分を含む。）をいうものとする。</p> <p>二 この表において、換気回数とは、次の式によつて計算した数値をいうものとする。</p> $N = \frac{V}{t} \times \frac{1}{n}$ <p>「この式において、<math>n</math>、<math>V</math>、<math>A</math>及び<math>h</math>は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「<math>n</math>」 一時間当たりの換気回数</li> <li>「<math>V</math>」 機械換気設備の有効換気量（次条第一項第一号に規定する方式を用いる機械換気設備で同号ロ（1）から（3）までに掲げる構造とするものにあつては、同号ロ（1）に規定する有効換気換算量）（単位 一時間につき立方メートル）</li> <li>「<math>A</math>」 居室の床面積（単位 平方メートル）</li> <li>「<math>h</math>」 居室の天井の高さ（単位 メートル）</li> </ul>				

- 4 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料又は第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇〇五ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散しないものとして国土交通大臣の認定を受けたものについては、これらの建築材料に該当しないものとみなす。
- 5 次条第一項第一号八に掲げる基準に適合する中央管理方式の空調調和設備を設ける建築物の居室については、第一項第三号及び第四号の規定は、適用しない。
- 第二十条の六 法第二十八条の二の政令で定める技術的基準で換気設備に係るものは、次のとおりとする。
  - 一 居室には、次のいずれかに適合する構造の換気設備を設けること。
  - イ 機械換気設備（ロに規定する方式を用いるものでロ（1）から（3）までに掲げる構造とするものを除く。）にあつては、第二百二十九条の二の六第二項の規定によるほか、次に掲げる構造とすること。

(1) 有効換気量（立方メートル毎時で表した量とする。(2)において同じ。)が、次の式によつて計算した必要有効換気量以上であること。

$$V_i = nAh$$

この式において、 $V_i$ 、 $n$ 、 $A$ 及び $h$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $V_i$  必要有効換気量（単位 一時間につき立方メートル）
- $n$  前条第一項第四号の表備考一に規定する住宅等の居室（次項において単に「住宅等の居室」という。）にあつては〇・五、その他の居室にあつては〇・三
- $A$  居室の床面積（単位 平方メートル）
- $h$  居室の天井の高さ（単位 メートル）

(2) 一の機械換気設備が二以上の居室に係る場合にあつては、当該換気設備の有効換気量が、当該二以上の居室のそれぞれの必要有効換気量の合計以上であること。

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができるとして、国土交通大臣が定

めた構造方法を用いるものであること。

居室内の空気を浄化して供給する方式を用いる機械換気設備にあつては、第二百二十九条の二の六第二項の規定によるほか、次に掲げる構造とすること。

(1) 次の式によつて計算した有効換気換算量がイ(1)の式によつて計算した必要有効換気量以上であるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

$$V_q = \frac{Q \cdot C_p}{C} + V$$

この式において $V_q$ 、 $Q$ 、 $C$ 、 $C_p$ 及び $V$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $V_q$  有効換気換算量（単位 一時間につき立方メートル）
- $Q$  浄化して供給する空気量（単位 一時間につき立方メートル）
- $C$  浄化前の空気に含まれるホルムアルデヒドの量（単位 一立方メートルにつきミリグラム）
- $C_p$  浄化して供給する空気に含まれるホルムアルデヒドの量（単位 一立方メートルにつきミリグラム）
- $V$  有効換気量（単位 一時間につき立方メートル）

(「き立方メートル」)

(2) 一の機械換気設備が二以上の居室に係る場合にあつては、当該換気設備の有効換気換算量が、当該二以上の居室のそれぞれの必要有効換気量の合計以上であること。

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができるとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

八 中央管理方式の空気調和設備にあつては、第二百二十九条の二の六第三項の規定によるほか、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる構造又は国土交通大臣の認定を受けた構造とすること。

二 法第三十四条第二項に規定する建築物又は各構えの床面積の合計が千平方メートルを超える地下街に設ける機械換気設備（一の居室のみに係るものを除く。）又は中央管理方式の空気調和設備にあつては、これらの制御及び作動状態の監視を中央管理室において行うことができるものとする。

2 前項の規定は、同項に規定する基準に適合する換気設備を設ける住宅等の居室又はその他の居室とそれそれ同様にホルムアルデヒドの発散に

よる衛生上の支障がないようにするために必要なる換気を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる住宅等の居室若しくはその他の居室又は国土交通大臣の認定を受けた住宅等の居室若しくはその他の居室については、適用しない。

第二十條の七 前二條(第二十條の五第一項第一号及び第二号を除く。)の規定は、一年を通じて、当該居室内の人が通常活動することが想定される空間のホルムアルデヒドの量を空気一立方メートルにつきおおむね〇・一ミリグラム以下に保つことができるものとして、国土交通大臣の認定を受けた居室については、適用しない。

第二十一條

2 学校(大学、専修学校、各種学校及び幼稚園を除く。)の教室でその床面積が五十平方メートルを超えるものにあつては、天井の高さは、前項の規定にかかわらず、三メートル以上でなければならない。

○建築基準法施行規則(抄)

〔昭和二十五年十一月十六日〕  
建設省令第四十号

最終改正 平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号

第五條

2 法第十二條第一項の規定による報告は、別記第三十六号の様式による報告書によるものとす

る。ただし、特定行政庁が規則により同様式に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式を定めた場合にあつては、当該様式による報告書によるものとす。

3 法第十二條第一項の規定による報告は、報告書に、特定行政庁が建築物の敷地、構造及び建築設備の状況を把握するため必要があると認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

第六條

2 法第十二條第一項の規定による報告は、昇降機にあつては別記第三十六号の様式による報告書に、建築設備等(昇降機を除く。)にあつては別記第三十六号の様式による報告書によるものとす。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六号の様式又は別記第三十六号の様式に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式を定めた場合にあつては、当該様式による報告書によるものとす。

3 法第十二條第二項の規定による報告は、報告書に、特定行政庁が建築設備等の状況を把握するために必要と認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(抄)

〔平成七年十二月二十五日〕  
建設省令第二十八号

最終改正 平成一五年二月一八日国土交通省令第一一六号

第二條

3 法第五條第三項第三号に掲げる基準に適合するものとして同項の計画の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第一項又は前項の認定の申請書の正本及び副本並びに別記第四号様式の正本及び副本に、それぞれ、建築基準法第六條第一項第一号に掲げる建築物については建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第一條の三第一項の表一のい項及び(四)項に掲げる図書を、同法第六條第一項第二号及び第三号に掲げる建築物については同表のい項、(三)項及び(四)項に掲げる図書並びに同規則第一條の三第一項の表二の(二)項(三)欄に掲げる図書を、これらの建築物以外の建築物については同項の表一のい項に掲げる図書を添えて、これらの図書のほか、さらに、同法第二十八條の二の規定により居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置を講ずべき建築物については同表の(二)項に掲げる図書を、同法第三十五條の二の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等(建築基準法施行令第百二十八條の四第四項に規

定する内装の制限を受ける調理室等をいう。)を有する建築物については同表の(イ)に掲げる図書を、同法第五十二条第七項の規定によりその延べ面積の敷地面積に対する割合が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ハ)に掲げる図書を、同条第八項の規定によりその延べ面積の敷地面積に対する割合が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ト)に掲げる図書を、同法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ケ)に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ク)に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(コ)に掲げる図書を、同法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については同表の(カ)に掲げる図書を、建築基準法第六十七条の二第六項の規定により防災都市計画施設(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十一条第一項に規定する防災都市計画施設をいう。)に係る間口率(建築基準法第六十七条の二第六項に規定する間口率をいう。)の制限及び

高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の(セ)に掲げる図書を、当該計画に同法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合又は当該計画が同法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に係るもので同令第四百四十六条第一項第二号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合においては同規則別記第四号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに同規則第一条の三第六項の表のそれぞれの項に掲げる図書及び同条第四項の表の(一)項又は(二)項に該当する建築設備が含まれる場合においては同表の(ロ)欄の当該各項に掲げる図書を、同条第九項の規定に基づき特定行政庁(同法第二条第三十二号に規定する特定行政庁をいう。)が規則で同法第六条第一項の申請書に添えるべき図書を定めた場合においては当該図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

### ○建築士法施行規則(抄)

〔昭和二十五年十月三十一日〕  
建設省令第第三十八号

最終改正 平成 五年六月九日国土交通省令第72号

### ○建設業法(抄)

〔昭和二十四年五月二十四日〕  
法律 第百四号

最終改正 平成 五年八月一日法律第一三八号

第二条 この法律において「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表第一の上欄に掲げるものをいう。

#### 第三条

2 前項の許可は、別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる建設業に分けて与えるものとする。

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 法人である場合においてはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者

ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

二 その営業所ごとに、次のいずれかに該当する

ないことが明らかでないこと。

## 第二章 消防設備関係

### ○消防法〔抄〕

〔昭和二十三年七月二十四日〕  
〔法律第百八十六号〕

最終改正 平成一五年六月一八日法律第百八十四号

#### 第二条

危険物とは、別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

消防隊とは、消防器具を装備した消防吏員若しくは消防団員の一隊又は消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十八条の三第三項の規定による都道府県の航空消防隊をいう。

第三条 消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。第六章及び第三十五条の三の二を除き、以下同じ。）、消防署長その他の消防吏員は、屋外において火災の予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者に対して、次に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する

者で専任のものを置く者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。以下同じ。）若しくは中等教育学校を卒業した後五年以上又は同法による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）若しくは高等專門学校（旧專門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による專門学校を含む。以下同じ。）を卒業した後三年以上以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し十年以上実務の経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

三 法人である場合においては当該法人又はその役員若しくは政令で定める使用人が、個人である場合においてはその者又は政令で定める使用人が、請負契約に關して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかでないこと。

四 請負契約（第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事に係るものを除く。）を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有し

行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備

二 残火、取灰又は火粉の始末

三 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理

四 放置され、又はみだりに存置された物件（前号の物件を除く。）の整理又は除去

第四条 消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員（消防本部を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員又は常勤の消防団員。第五条の第三第一項を除き、以下同じ。）にあらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入する場所その他の関係のある場所に立ち入つて、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。ただし、個人の住居は、関係者の承諾を得た場合又は火災発生のおそれが著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合でなければ、立ち入らせてはならない。

第五条の二 消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について次のいずれかに該当する場合には、権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることができる。

一 前条第一項、次条第一項、第八条第三項若しくは第四項、第八条の二第三項又は第十七条の四第一項若しくは第二項の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては履行されても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合

二 前条第一項、次条第一項、第八条第三項若しくは第四項、第八条の二第三項又は第十七条の四第一項若しくは第二項の規定による命令によつては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合

第八条の二の二 第八条第一項の防火対象物のうち火災の予防上必要があるものとして政令で定めるものの管理について権原を有する者は、総務省令で定めるところにより、定期に、防火対象物における火災の予防に関する専門的知識を有する者で総務省令で定める資格を有するもの（次項及び次条第一項において「防火対象物点検資格者」という。）に、当該防火対象物における防火管理上必要な業務、消防の用に供する設備、消防用水又は

消火活動上必要な施設の設置及び維持その他火災の予防上必要な事項（次項及び次条第一項において「点検対象事項」という。）がこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項に關し総務省令で定める基準（次項及び次条第一項において「点検基準」という。）に適合しているかどうかを点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、第十七条の三の規定による点検及び報告の対象となる事項については、この限りでない。

前項の規定による点検（その管理について権原が分かれている防火対象物にあつては、当該防火対象物全体（次条第一項の規定による認定を受けた部分を除く。））についての前項の規定による点検の結果、防火対象物点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していると認められた防火対象物には、総務省令で定めるところにより、点検を行った日その他総務省令で定める事項を記載した表示を付することができる。

何人も、防火対象物に、前項に規定する場合を除くほか同項の表示を付してはならず、又は同項の表示と紛らわしい表示を付してはならない。

消防長又は消防署長は、防火対象物で第二項の規定によらないで同項の表示が付されているもの又は同項の表示と紛らわしい表示が付されているものについて、当該防火対象物の関係者が権原を有する者に対し、当該表示を除去し、又はこれに

消印を付するべきことを命ずることができる。

第一項の規定は、次条第一項の認定を受けた防火対象物については、適用しない。

第八条の二の三 消防長又は消防署長は、前条第一項の防火対象物であつて次の要件を満たしているものを、当該防火対象物の管理について権原を有する者の申請により、同項の規定の適用につき特例を設けるべき防火対象物として認定することができる。

一 申請者が当該防火対象物の管理を開始した時から三年が経過していること。

二 当該防火対象物について、次のいずれにも該当しないこと。

イ 過去三年以内において第五条第一項、第五条の二第一項、第五条の三第一項、第八条第三項若しくは第四項又は第十七条の四第一項若しくは第二項の規定による命令（当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。）がされたことがあり、又はされるべき事由が現にあること。

ロ 過去三年以内において第六項の規定による取消しを受けたことがあり、又は受けるべき事由が現にあること。

ハ 過去三年以内において前条第一項の規定にかかわらず同項の規定による点検若しくは報

告がされなかつたことがあり、又は同項の報告について虚偽の報告がされたことがあること。

二 過去三年以内において前条第一項の規定による点検の結果、防火対象物点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していないと認められたことがあること。

三 前号に定めるもののほか、当該防火対象物について、この法律又はこの法律に基づく命令の遵守の状況が優良なものであるとして総務省令で定める基準に適合するものであると認められること。

申請者は、総務省令で定めるところにより、申請書に前項の規定による認定を受けようとする防火対象物の所在地その他総務省令で定める事項を記載した書類を添えて、消防長又は消防署長に申請し、検査を受けなければならない。

消防長又は消防署長は、第一項の規定による認定をしたとき、又は認定をしないことを決定したときは、総務省令で定めるところにより、その旨を申請者に通知しなければならない。

第一項の規定による認定を受けた防火対象物について、次のいずれかに該当することとなつたときは、当該認定は、その効力を失ふ。

一 当該認定を受けてから三年が経過したとき（当該認定を受けてから三年が経過する前に当該防火対象物について第二項の規定による申請

がされている場合にあつては、前項の規定による通知があつたとき。）。

二 当該防火対象物の管理について権原を有する者に変更があつたとき。

第一項の規定による認定を受けた防火対象物について、当該防火対象物の管理について権原を有する者に変更があつたときは、当該変更前の権原を有する者は、総務省令で定めるところにより、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

消防長又は消防署長は、第一項の規定による認定を受けた防火対象物について、次のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消さなければならない。

一 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したとき。

二 第五条第一項、第五条の二第一項、第五条の三第一項、第八条第三項若しくは第四項又は第十七条の四第一項若しくは第二項の規定による命令（当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。）がされたとき。

三 第一項第三号に該当しなくなつたとき。

第一項の規定による認定を受けた防火対象物（当該防火対象物の管理について権原が分かれてあるものにあつては、当該防火対象物全体が同項



の規定による認定を受けたものに限る。)には、総務省令で定めるところにより、同項の規定による認定を受けた日その他総務省令で定める事項を記載した表示を付することができる。

前条第三項及び第四項の規定は、前項の表示について準用する。

第十七条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設(以下「消防用設備等」という。)について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するよう、政令で定める技術上の基準に従つて、設置し、及び維持しなければならない。

第一項の防火対象物の関係者が、同項の政令若しくはこれに基づき命令又は前項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従つて設置し、及び維持しなければならない消防用設備等に代えて、特殊の消防用設備等その他の設備等(以下「特殊消防用設備等」という。)であつて、当該消防用設備等と同等以上の性能を有し、かつ、当該関係者が総務省令で定めるところにより作成する特殊消防用設備等の設置及び維持に関する計画(以下「設備等設置維持計画」という。)に従つて設置し、及び維持するものとして、総務大臣の認定を受けたものを用いる場合には、当該消防用設備等

(それが代えて当該認定を受けた特殊消防用設備等が用いられるものに限る。)については、前二項の規定は、適用しない。

第十七条の二 前条第三項の認定を受けようとする者は、あらかじめ、日本消防検定協会(以下この章において「協会」という。)又は法人であつて総務大臣の登録を受けたものが行う性能評価(設備等設置維持計画に従つて設置し、及び維持する場合における特殊消防用設備等の性能に関する評価をいう。以下この条及び第十七条の二の四において同じ。)を受けなければならない。

性能評価を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、申請書に設備等設置維持計画その他総務省令で定める書類を添えて、協会又は前項の規定による登録を受けた法人に申請しなければならない。

協会又は第一項の規定による登録を受けた法人は、前項の申請があつたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請に係る性能評価を行い、その性能評価の結果(次条第一項及び第二項において「評価結果」という。)を前項の申請をした者に通知しなければならない。

第十七条の二の二 前条第三項(第十七条の二の四第三項において準用する場合を含む。)の評価結果の通知を受けた者が第十七条第三項の認定を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、申請書に設備等設置維持計画及び当該評価

結果を記載した書面を添えて、総務大臣に申請しなければならない。

総務大臣は、前項の申請があつたときは、同項の設備等設置維持計画及び評価結果を記載した書面により、当該申請に係る設備等設置維持計画に従つて設置し、及び維持する場合における特殊消防用設備等が第十七条第一項の政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従つて設置し、及び維持しなければならない消防用設備等と同等以上の性能を有しているかどうかを審査し、当該性能を有していること認められるときは、同条第三項の規定による認定をしなければならない。

総務大臣は、前項の規定により認定をしようとするときは、その旨を関係消防長又は関係消防署長に通知しなければならない。この場合において、関係消防長又は関係消防署長は、当該認定に関し、総務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

第十七条の二の三 総務大臣は、第十七条第三項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定の効力を失わせることができる。

- 一 偽りその他不正な手段により当該認定又は次項の承認を受けたことが判明したとき。
  - 二 設備等設置維持計画に従つて設置され、又は維持されていないと認めるとき。
- 第十七条第三項の規定による認定を受けた者

は、当該認定に係る特殊消防用設備等又は設備等設置維持計画を変更しようとするときは、総務大臣の承認を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

前二条の規定は、前項の規定により総務大臣が承認する場合について準用する。

第十七条第三項の規定による認定を受けた者は、第二項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

第四 総務大臣は、協会又は第十七条の二第一項の規定による登録を受けた法人が、性能評価を行う機能の全部又は一部を喪失したことにより、当該性能評価に関する業務を行うことが困難となつた場合において、特別の必要があると認めるときは、第十七条第三項の認定を受けようとする者の申請に基づき当該性能評価を行うことができる。

総務大臣は、前項の規定により性能評価の全部又は一部を自ら行う場合は、あらかじめ、当該性能評価を行う期間を公示しなければならない。

第十七条の二第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により総務大臣が性能評価を行う場合について準用する。

第一項の規定により総務大臣の行う性能評価を

受けようとする者は、実費を助案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

第十七条の二の五 第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の際、現に存する同条第一項の防火対象物における消防用設備等（消火器、避難器具その他政令で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の同条同項の防火対象物に係る消防用設備等がこれらの規定に適合しないときは、当該消防用設備等については、当該規定は、適用しない。この場合においては、当該消防用設備等の技術上の基準に関する従前の規定を適用する。

前項の規定は、消防用設備等で次の各号のいずれかに該当するものについては、適用しない。

一 第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例を改正する法令による改正（当該政令若しくは命令又は条例を廃止すると同時に新たにこれに相当する政令若しくは命令又は条例を制定することを含む。）後の当該政令若しくは命令又は条例の規定の適用の際、当該規定に相当する従前の規定に適合していないことにより同条第一項の規定に違反している同条同項の防火対象物における消防用

設備等

二 工事の着手が第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の後である政令で定める増築、改築又は大規模の修繕若しくは模様替えに係る同条第一項の防火対象物における消防用設備等

三 第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定に適合するに至つた同条第一項の防火対象物における消防用設備等

四 前三号に掲げるもののほか、第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の際、現に存する百貨店、旅館、病院、地下街、複合用途防火対象物（政令で定めるものに限る。）その他同条第一項の防火対象物で多数の者が出入するものとして政令で定めるもの（以下「特定防火対象物」という。）における消防用設備等又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の特定防火対象物に係る消防用設備等

第十七条の三の二 第十七条第一項の防火対象物のうち特定防火対象物その他の政令で定めるものの

関係者は、同項の政令若しくはこれに基づく命令若しくは同条第二項の規定に基づき条例で定める技術上の基準（第十七条の二の五第一項前段又は前条第一項前段に規定する場合には、それぞれ第十七条の二の五第一項後段又は前条第一項後段の規定により適用されることとなる技術上の基準とする。以下「設備等技術基準」という。）又は設備等設置維持計画に従つて設置しなければならぬ消防用設備等又は特殊消防用設備等（政令で定めるものを除く。）を設置したときは、総務省令で定めるところにより、その旨を消防長又は消防署長に届け出て、検査を受けなければならない。

第十七条の三の三 第十七条第一項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第八条の二の二第一項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

第十七条の四 消防長又は消防署長は、第十七条第一項の防火対象物における消防用設備等が設備等技術基準に従つて設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該設備等技術基準に従つてこれを設置すべきこと、又はその維持のために必要な措置をなすべきことを命ずることができ

る。

消防長又は消防署長は、第十七条第一項の防火対象物における同条第三項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等が設備等設置維持計画に従つて設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該設備等設置維持計画に従つてこれを設置すべきこと、又はその維持のために必要な措置をなすべきことを命ずることができ

る。

第五條第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による命令について準用する。

第十七条の五 消防設備士免状の交付を受けていない者は、次に掲げる消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事（設置に係るものに限る。）又は整備のうち、政令で定めるものを行つてはならない。

一 第十条第四項の技術上の基準又は設備等技術基準に従つて設置しなければならない消防用設備等

二 設備等設置維持計画に従つて設置しなければならない特殊消防用設備等

第十七条の六 消防設備士免状の種類は、甲種消防設備士免状及び乙種消防設備士免状とする。

甲種消防設備士免状の交付を受けている者（以

下「甲種消防設備士」という。）が行つことができる工事又は整備の種類及び乙種消防設備士免状の交付を受けている者（以下「乙種消防設備士」という。）が行つことができる整備の種類は、これらの消防設備士免状の種類に応じて総務省令で定める。

### ○消防法施行令（抄）

〔昭和三十六年三月二十五日〕  
政令第三十七号

最終改正 平成一六年三月二六日政令第七三号

第三条 法第八条第一項の政令で定める資格を有する者は、次の各号に掲げる防火対象物の区分に応じて防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあるものとする。

一 第一条の二第三項に規定する防火対象物で、次号に規定する防火対象物以外のもの（以下この条において「甲種防火対象物」という。）  
次のいずれかに該当する者

イ 都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は法人であつて総務省令で定めるところにより総務大臣の登録を受けたものが行う甲種防火対象物の防火管理に関する講習（第四項において「甲種防火管理講習」という。）の課程を修了した者

口 学校教育法(昭和二十二年法律第一十六号)による大学、短期大学又は高等専門学校において総務大臣の指定する防災に関する学科又は課程を修めて卒業した者で、一年以上防火管理の実務経験を有するもの

ハ 市町村の消防職員で、管理的又は監督的な職に一年以上あつた者

二 イからハまでに掲げる者に準ずる者で、総務省令で定めるところにより、防火管理者として必要な学識経験を有すると認められるもの

二 第一条の二第三項に規定する防火対象物で、延べ面積が、別表第一(一)項から四項まで、(五)項、(六)項、(九)項イ、(内)項イ及び(六)の(二)項に掲げる防火対象物にあつては三百平方メートル未満、その他の防火対象物にあつては五百平方メートル未満のもの(以下この号において「乙種防火対象物」という。) 次のいずれかに該当する者

イ 都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は法人であつて総務省令で定めるところにより総務大臣の登録を受けたものが行う乙種防火対象物の防火管理に関する講習(第四項において「乙種防火管理講習」という。)の課程を修了した者

2 共同住宅その他総務省令で定める防火対象物

で、管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが遠隔の地に勤務していることその他の事由により防火管理上必要な業務を適切に遂行することができないと消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長が認めるものの管理については権原を有する者が、当該防火対象物に係る防火管理者を定める場合における前項の規定の適用については、同項中「防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあるもの」とあるのは、防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限が付与されていることその他総務省令で定める要件を満たすものとする。

3 甲種防火対象物でその管理について権原が分かれているものの管理について権原を有する者がその権原に属する防火対象物の部分で総務省令で定めるものに係る防火管理者を定める場合における第一項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、法第八条第一項の政令で定める資格を有する者は、第一項第一号に掲げる者のほか、同項第二号イに掲げる者として定めることができる。

4 甲種防火管理講習及び乙種防火管理講習の実施に關し必要な事項は、総務省令で定める。(火災の予防上必要な事項等について点検を要する防火対象物)

第四条の二の二 法第八条の二の二第一項の政令で

定める防火対象物は、別表第一(一)項から四項まで、(五)項イ、(六)項イ、(内)項イ及び(六)の(二)項に掲げる防火対象物であつて、次に掲げるものとする。

一 収容人員が三百人以上のもの

二 前号に掲げるもののほか、別表第一(一)項から四項まで、(五)項イ、(六)項イ又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第十三条の三第一号に規定する避難階をいう。以下同じ。)(以外の階(一階及び二階を除くものとし、総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分)が存する場合にあつては、その区画された部分とする。以下この号、第二十一條第一項第六号の二、第三十五條第一項第三号及び第三十六條第二項第三号において「避難階以外の階」という。)に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段(建築基準法施行令第二十六條に規定する傾斜路を含む。以下同じ。)(が二(当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合)にあつては、一)以上設けられていないもの

第七條

7 第一項及び前二項に規定するもののほか、第二十九條の四第一項に規定する必要とされる防火安

全性能を有する消防の用に供する設備等は、法第十七条第一項に規定する政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設とする。

第三十四条 法第十七条の二の五第一項の政令で定める消防用設備等は、次の各号に掲げる消防用設備等とする。

- 一 簡易消火用具
  - 二 自動火災報知設備（別表第一（一）項から四項まで、四項イ、六項、九項イ、一〇項イ及び一〇項に掲げる防火対象物に設けるものに限る。）
  - 三 漏電火災警報器
  - 四 非常警報器具及び非常警報設備
  - 五 誘導灯及び誘導標識
  - 六 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等であつて、消火器、避難器具及び一前各号に掲げる消防用設備等に類するものとして消防庁長官が定めるもの
- 第三十四条の二 法第十七条の二の五第二項第二号及び第十七条の三第二項第二号の政令で定める増築及び改築は、防火対象物の増築又は改築で、次の各号に掲げるものとする。
- 一 工事の着手が基準時以後である増築又は改築に係る当該防火対象物の部分の床面積の合計が千平方メートル以上となることとなるもの
  - 二 前号に掲げるもののほか、工事の着手が基準時以後である増築又は改築に係る当該防火対象

物の部分の床面積の合計が、基準時における当該防火対象物の延べ面積の二分の一以上となることとなるもの

2 前項の基準時とは、法第十七条の二の五第一項前段又は法第十七条の三第一項前段の規定により第八号から第三十三号までの規定若しくはこれらに基づく総務省令又は法第十七条第二項の規定に基づく条例の規定の適用を受けない別表第一に掲げる防火対象物における消防用設備等について、それらの規定（それらの規定が改正された場合にあっては、改正前の規定を含むものとする。）が適用されない期間の始期をいう。

第三十四条の三 法第十七条の二の五第二項第二号及び第十七条の三第二項第二号の政令で定める大規模の修繕及び模様替は、当該防火対象物の主要構造部である壁について行う過半の修繕又は模様替えとする。

第三十四条の四 法第十七条の二の五第二項第四号の政令で定める複合用途防火対象物は、別表第一一項イに掲げる防火対象物とする。

2 法第十七条の二の五第二項第四号の多数の者が出入するものとして政令で定める防火対象物は、別表第一（一）項から四項まで、四項イ、六項、九項イ及び一〇項二項に掲げる防火対象物のうち、百貨店、旅館及び病院以外のものとする。

第三十五条 法第十七条の三の二の政令で定める防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

一 別表第一（一）項から四項まで、四項イ、六項、九項イ、一〇項イ、一〇項イ及び一〇項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの

二 別表第一四項口、七項、八項、九項口、十項から一〇項まで、一〇項口、一〇項イ及び一〇項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル以上のものうち、消防長又は消防署長が火災予防が必要であると認めて指定するもの

三 前二項に掲げるもののほか、別表第一（一）項から四項まで、四項イ、六項又は九項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が（当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあつては、一）以上設けられていないもの

2 法第十七条の三の二の政令で定める消防用設備等又は法第十七条第三項に規定する特殊消防用設備等（以下「特殊消防用設備等」という。）は、簡易消火用具及び非常警報器具とする。

（消防用設備等又は特殊消防用設備等について点検を要しない防火対象物等）

第三十六条 法第十七条の三の三の消防用設備等又は特殊消防用設備等について点検を要しない防火対象物は、別表第一（一）項に掲げる防火対象物とする。

2 法第十七条の三の三の消防用設備等又は特殊消防用設備等について消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検をさせなければならない防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

一 別表第一(一)項から四項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ、(十)項イ、(十一)項及び(十二)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が千平方メートル以上のもの

二 別表第一(五)項ロ、(七)項、(八)項、(九)項ロ、(十)項から(十二)項まで、(十三)項ロ、(十四)項及び(十五)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が千平方メートル以上のもののうち、消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの

三 前二号に掲げるもののほか、別表第一(一)項から四項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が二(当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあつては、

(一) 以上設けられていないもの

第三十六条の二 法第十七条の五の政令で定める消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事は、次に掲げる消防用設備等(第一号から第三号まで及び第八号に掲げる消防用設備等)については電源、水源及び配管の部分を除き、第四号から

第七号まで及び第九号から第十号までに掲げる消防用設備等については電源の部分を除く。)又は必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等若しくは特殊消防用設備等(これらのうち、次に掲げる消防用設備等に類するものとして消防庁長官が定めるもの)に限り、電源、水源及び配管の部分を除く。次項において同じ。)の設置に係る工事とする。

一 屋内消火栓設備

二 スプリンクラー設備

三 水噴霧消火設備

四 泡消火設備

五 不活性ガス消火設備

六 ハロゲン化物消火設備

七 粉末消火設備

八 屋外消火栓設備

九 自動火災報知設備

九の二 ガス漏れ火災警報設備

十 消防機関へ通報する火災報知設備

十一 金属製避難はしご(固定式のものに限る。)

十二 救助袋

十三 緩降機

2 法第十七条の五の政令で定める消防用設備等又は特殊消防用設備等の整備は、次に掲げる消防用設備等又は必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等若しくは特殊消防用設備等の整備(屋内消火栓設備の表示灯の交換その他総

務省令で定める軽微な整備を除く。)とする。

一 前項各号に掲げる消防用設備等(同項第一号から第三号まで及び第八号に掲げる消防用設備等)については電源、水源及び配管の部分を除き、同項第四号から第七号まで及び第九号から第十号までに掲げる消防用設備等については電源の部分を除く。)

二 消火器

三 漏電火災警報器

別表第一（第一条の二、第三条、第四条の二、第四  
 条の三、第六条、第九条、第十四条、第十九条、  
 第二十一条、第二十九条の三、第三十一条、第三  
 十四条、第三十四条の二、第三十四条の四、第三  
 十六条関係）

(一)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(二)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラ ブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化 等に関する法律（昭和二十三年法律第 百二十二号）第二条第五項に規定する 性風俗関連特殊営業を営む店舗（一）項 イ、四項、五項イ及び六項イに掲げる 防火対象物の用途に供されているもの を除く。（その他これに類するものとし て総務省令で定めるもの）

○消防法施行規則（抄）

〔昭和三十六年四月一日〕  
 〔自治省令第六号〕

最終改正 平成一六年三月二六日総務省令第五四号

第三条

- 3 その管理について権原が分かれている防火対象物にあつては、当該防火対象物の防火管理者は、第一項の消防計画に、当該防火対象物の当該権原の範囲を定めなければならない。
- 4 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第三条第一項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域（以下「強化地域」という。）に所在する令第一条の二第三項に規定する防火対象物のうち、大規模地震対策特別措置法施行令昭和五十三年政令第三百八十五号（第四条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十三号）に規定する施設（同法第六条第一項に規定する者が管理するものを除く。）の防火管理者は、第一項の消防計画に次に掲げる事項を定めなければならない。
  - 一 大規模地震対策特別措置法第十三号に規定する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合における自衛消防の組織に関すること。
  - 二 大規模地震対策特別措置法第三条第三号に規定する地震予知情報及び警戒宣言の伝達に関すること。
- 三 警戒宣言が発せられた場合における避難誘導に関すること。
- 四 警戒宣言が発せられた場合における施設及び設備の点検及び整備その他地震による被害の発生の防止又は軽減を図るための応急対策に関すること。
- 五 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関すること。
- 六 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関すること。
- 五 強化地域の指定の際現に当該地域に所在する前項の施設の防火管理者は、当該指定があつた日から六月以内に、第一項の消防計画に前項各号に掲げる事項を定めるものとする。
- 6 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項の規定により東南海・南海地震防災対策推進地域として指定された地域（以下「推進地域」という。）に所在する令第一条の二第三項に規定する防火対象物のうち、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十四号に規定する施設（同法第六条第一項に規定する者が管理するものを除き、同法第二条第一項に規定する東南海・南海地震（以下「東南海・南海地

震」という。)に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する東南海・南海地震防災対策推進基本計画で定める者が管理するものに限る。)の防火管理者は、第一項の消防計画に次に掲げる事項を定めなければならない。

一 東南海・南海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。

二 東南海・南海地震に係る防災訓練の実施に関すること。

三 東南海・南海地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関すること。

7 推進地域の指定の際現に当該地域に所在する前項の施設の防火管理者は、当該指定があつた日から六月以内に、第一項の消防計画に前項各号に掲げる事項を定めるものとする。

8 消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物で防災センター(総合操作盤(消防用設備等又は特殊消防用設備等の監視、操作等を行うために必要な機能を有する設備をいう。その他これに類する設備により、当該防火対象物の消防用設備等又は特殊消防用設備等その他これらに類する防災のための設備を管理する場所をいう。)が設置されているものに係る防火管理者が第一項の消防計画に定める同項第七号に掲げる防火上必要な教育に関する事項のうち、当該防災センターにおいて

当該防火対象物の消防用設備等又は特殊消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等に従事する者に対するものについては、消防庁長官の定めるところによる。

9 令別表第一(一)項から四項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ、(六)項イ又は(六)項ロに掲げる防火対象物の防火管理者は、令第四条第三項の消火訓練及び避難訓練を年二回以上実施しなければならない。

10 前項の防火管理者は、同項の消火訓練及び避難訓練を実施する場合には、あらかじめ、その旨を消防機関に通報しなければならない。

第四条の二 法第八条の二第一項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 防火対象物の管理について権原を有する者により組織する共同防火管理協議会の設置及び運用に関すること。

二 前号の共同防火管理協議会の代表者(防火対象物の所有者その他の当該防火対象物の管理について権原を有する者のうち主要な者で、共同防火管理協議会を代表するものをいう。第四条の二の七第二項第二号及び第四条の二の九第二項第二号において同じ。)の選任に関すること。

三 統括防火管理者(当該防火対象物の防火管理者となるべき資格を有する者のうち、当該防火対象物全体にわたる防火管理上必要な業務を統括する者をいう。以下同じ。)の選任及び当該

統括防火管理者に付与すべき防火管理上必要な権限に関すること。

四 防火対象物全体にわたる消防計画の作成並びにその計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。

五 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。

六 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

七 火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、共同防火管理に關し必要な事項

2 強化地域に所在する法第八条の二第一項に規定する防火対象物のうち、大規模地震対策特別措置法施行令第四条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十二号に規定する施設(大規模地震対策特別措置法第六条第一項に規定する者が管理するものを除く。)を含むものの管理について権原を有する者は、前項第四号の消防計画に第三條第四項各号に掲げる事項を定めなければならない。

3 第三条第五項の規定は、前項の場合について準用する。



4 推進地域に所在する法第八条の二第一項に規定する防火対象物のうち、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第三十三条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十四号に規定する施設（東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第六条第一項に規定する者が管理するものを除き、東南海・南海地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する東南海・南海地震防災対策推進基本計画で定める者が管理するものに限る。）を含むものの管理について権原を有する者は、第一項第四号の消防計画に第三条第六項各号に掲げる事項を定めなければならない。

5 第三条第七項の規定は、前項の場合について準用する。

## 第三章 給水設備関係

### ○水道法〔抄〕

〔昭和三十一年六月十五日〕  
法律第百七十七号

最終改正 平成十五年七月二日法律第一〇二号

#### 第二十條

3 水道事業者は、第一項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない。

#### （登録）

第二十條の二 前条第三項の登録は、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査を行うおとする者の申請により行う。

#### （欠格条項）

第二十條の三 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十條第三項の登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第二十條の十三の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

#### （登録基準）

第二十條の四 厚生労働大臣は、第二十條の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第二十條第一項に規定する水質検査を行うために必要な検査施設を有し、これを用いて水質検査を行うものであること。

二 別表第一に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者が水質検査を実施し、その人数が五名以上であること。

三 次に掲げる水質検査の信頼性の確保のための措置がとられていること。

イ 水質検査を行う部門に専任の管理者が置かれていないこと。

ロ 水質検査の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。

ハ 口に掲げる文書に記載されたところに従い、専ら水質検査の業務の管理及び精度の確保を行う部門が置かれていること。

2 登録は、水質検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

<p>三 登録を受けた者が水質検査を行う区域及び登録を受けた者が水質検査を行う事業所の所在地（登録の更新）</p> <p>第二十條の五 第二十條第三項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失ふ。</p> <p>2 前三條の規定は、前項の登録の更新について準用する。</p> <p>（受託義務等）</p> <p>第二十條の六 第二十條第三項の登録を受けた者（以下「登録水質検査機関」といふ。）は、同項の水質検査の委託の申込みがあつたときは、正当な理由がある場合を除き、その受託を拒んではならない。</p> <p>2 登録水質検査機関は、公正に、かつ、厚生労働省令で定める方法により水質検査を行わなければならない。</p> <p>（変更の届出）</p> <p>第二十條の七 登録水質検査機関は、氏名若しくは名称、住所、水質検査を行う区域又は水質検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>（業務規程）</p> <p>第二十條の八 登録水質検査機関は、水質検査の業務に関する規程（以下「水質検査業務規程」とい</p>	<p>う。）を定め、水質検査の業務の開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 水質検査業務規程には、水質検査の実施方法、水質検査に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない。</p> <p>（業務の休止）</p> <p>第二十條の九 登録水質検査機関は、水質検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>（財務諸表等の備付け及び閲覧等）</p> <p>第二十條の十 登録水質検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいふ。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」といふ。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。</p> <p>2 水道事業者その他の利害関係人は、登録水質検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請</p>	<p>求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録水質検査機関の定めた費用を支払わなければならない。</p> <p>一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求</p> <p>二 前号の書面の謄本又は抄本の請求</p> <p>三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求</p> <p>四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求</p> <p>（適合命令）</p> <p>第二十條の十一 厚生労働大臣は、登録水質検査機関が第二十條の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録水質検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>（改善命令）</p> <p>第二十條の十二 厚生労働大臣は、登録水質検査機関が第二十條の六第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その登録水質検査機関に対し、水質検査を受託すべきこと又は水質検査の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
--	---	--

(登録の取消し等)

第二十条の十三 厚生労働大臣は、登録水質検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて水質検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第二十条の七から第二十条の九まで、第二十条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第二十条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 第二十条の十一又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第二十条第三項の登録を受けたとき。

(帳簿の備付け)

第二十条の十四 登録水質検査機関は、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第二十条の十五 厚生労働大臣は、水質検査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録水質検査機関に対し、業務の状況に関し必要な報告を求め、又は当該職員に、登録水質検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状

況若しくは検査施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公示)

第二十条の十六 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第二十条第三項の登録をしたとき。

二 第二十条の七の規定による届出があつたとき。

三 第二十条の九の規定による届出があつたとき。

四 第二十条の十三の規定により第二十条第三項の登録を取り消し、又は水質検査の業務の停止を命じたとき。

第三十四条 第十三条、第十九条から第二十三条まで及び第二十四条の三の規定は、専用水道の設置者について準用する。この場合において、第十三条第一項及び第二十四条の三第二項中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、第二十条の十第二項中「水道事業者その他の利害関係人」とあるのは、「専用水道の設置者その他の利害関係人」と、第二十四条の三第四項中「第十九条第二項各号」とあるのは、「第三十四条第一項において

準用する第十九条第二項各号」と、同条第六項中「第十三条第一項」とあるのは、「第三十四条第一項において準用する第十三条第一項」と、「第七條、第二十条から第二十二條まで、第二十三條第一項、第三十六條第一項並びに第三十九條」とあるのは、「第二十条から第二十二條まで並びに第二十三條第一項並びに第三十六條第二項及び第三十九條」と、同条第七項中「第十九條第二項」とあるのは、「第三十四條第一項において準用する第十九條第二項」と、「同條第一項」とあるのは、「第三十四條第一項において準用する第十九條第一項」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十四条の一

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

(検査の義務)

第三十四条の三 前条第一項の登録を受けた者は、簡易専用水道の管理の検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、簡易専用水道の管理の検査を行わなければならない。

(準用)

第三十四条の四 第二十条の二から第二十条の五ま

での規定は第三十四条の二第二項の登録について、第二十條の六第二項の規定は簡易専用水道の管理の検査について、第二十條の七から第二十條の十六までの規定は第三十四条の二第二項の登録を受けた者について準用する。この場合において、第二十條の二中、「前条第三項」とあるのは、「第三十四条の二第二項」と、同条、第二十條の四第一項各号及び第二項第三号、第二十條の六第二項、第二十條の七から第二十條の九まで、第二十條の十二から第二十條の十四まで、第二十條の十五第一項並びに第二十條の十六第四号中、「水質検査」とあるのは、「簡易専用水道の管理の検査」と、第二十條の三、第二十條の五第一項、第二十條の十三第五号並びに第二十條の十六第一号及び第四号中、「第二十條第三項」とあるのは、「第三十四条の二第二項」と、第二十條の三第二号及び第二十條の十六第四号中、「第二十條の十三」とあるのは、「第三十四条の四において準用する第二十條の十三」と、第二十條の三第三号中、「前二号」とあるのは、「第三十四条の四において準用する前二号」と、第二十條の四第一項中、「第二十條の二」とあるのは、「第三十四条の二第二項」と、同号及び第二十條の十五第一項中、「検査施設」とあるのは、「検査設備」と、第二十條の四第一項第二号中、「別表第一」とあるのは、「別表第二」と、「五号」

とあるのは、「三名」と、同項第三号八中、「口」とあるのは、「第三十四条の四において準用する口」と、同条第二項中、「水質検査機開登録簿」とあるのは、「簡易専用水道検査機開登録簿」と、第二十條の五第二項中、「前三条」とあるのは、「第三十四条の四において準用する前三条」と、同項及び第二十條の十五第二項中、「前項」とあるのは、「第三十四条の四において準用する前項」と、第二十條の六第二項、第二十條の七、第二十條の八第一項、第二十條の九から第二十條の十四まで及び第二十條の十五第一項中、「登録水質検査機開」とあるのは、「第三十四条の二第二項の登録を受けた者」と、第二十條の八中、「水質検査業務規程」とあるのは、「簡易専用水道検査業務規程」と、第二十條の十第一項中、「次項」とあるのは、「第三十四条の四において準用する次項」と、同条第二項中、「水道事業者」とあるのは、「簡易専用水道の設置者」と、第二十條の十一中、「第二十條の四第一項各号」とあるのは、「第三十四条の四において準用する第二十條の四第一項各号」と、第二十條の十二中、「第二十條の六第一項又は第二項」とあるのは、「第三十四条の三又は第三十四条の四において準用する第二十條の六第二項」と、「受託す」とあるのは、「行つ」と、第二十條の十三第一号中、「第二十條の三第一号又は第三号」とあるのは、「第三十四条の四において準用する第二十條の三第一号又は第三号」と、同条第二号及び第二十條の十六第二号

中、「第二十條の七」とあるのは、「第三十四条の四において準用する第二十條の七」と、第二十條の十三第二号及び第二十條の十六第三号中、「第二十條の九」とあるのは、「第三十四条の四において準用する第二十條の九」と、第二十條の十三第二号中、「第二十條の十第一項」とあるのは、「第三十四条の四において準用する第二十條の十第一項」と、「次条」とあるのは、「第三十四条の四において準用する次条」と、同条第三号中、「第二十條の十第二項各号」とあるのは、「第三十四条の四において準用する第二十條の十第二項各号」と、同条第四号中、「第二十條の十一」とあるのは、「第三十四条の四において準用する第二十條の十一」と、「前条」とあるのは、「第三十四条の四において準用する前条」と、第二十條の十五第三項中、「第一項」と読み替えるものとする。

第五十三條の二 第二十條の十三（第三十四条の四において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

### ○水道法施行令（抄）

昭和三十一年十二月十一日  
政令第三百三十六号

最終改正 平成一六年三月一九日政令第四六号

# ○水道法施行規則（抄）

〔昭和三十三年十二月十四日〕  
厚生省令第四十五号

最終改正 平成一六年三月二四日厚生労働省令第三六号

## 第十條

2 前項の検査のうち水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。

第十四條 令第六條第一項第四号の規定により同項第二号及び第三号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

一 令第四條第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第一号に規定する学校の卒業者については五年（簡易水道及び一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道（以下この号及び次号において「簡易水道等」という。）の場合には、二年六箇月）以上、同項第三号に規定する学校の卒業者については七年（簡易水道等の場合は、三年六箇月）以上、同項第四号に規定する学校の卒業者については九年（簡易水道等の場合は、四年六箇月）以上水道に関する技術上の業務に従事した経験を有する者

二 外国の学校において、令第六條第一項第二号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に

相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ことに規定する最低経験年数（簡易水道等の場合は、それぞれ当該各号の卒業者ことに規定する最低経験年数の二分の一）以上水道に関する技術上の業務に従事した経験を有する者

三 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習（以下「登録講習」という。）の課程を修了した者

（登録）

第十四條の二 前条第三号の登録は、登録講習を行おうとする者の申請により行う。

2 前条第三号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録講習を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地

三 登録講習を開始しようとする年月日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（外国人にあつては外国人登録証明書の写し）

二 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書類

四 講師の氏名、職業及び略歴

五 学科講習の科目及び時間数

六 実務講習の実施方法及び期間

七 登録講習の業務以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類

八 その他参考となる事項を記載した書類

（欠格条項）

第十四條の三 次の各号のいずれかに該当する者は、第十四條第三号の登録を受けることができない。

一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十四條の十三の規定により第十四條第三号の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者がある者

（登録基準）

第十四條の四 厚生労働大臣は、第十四條の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 学科講習の科目及び時間数は、次のとおりで

あること。

- イ 水道行政 二時間以上
- ロ 公衆衛生・衛生管理 二時間以上
- ハ 水道経営 三時間以上
- ニ 水道基礎工学概論 二十一年以上
- ホ 水質管理 十二時間以上
- ヘ 水道施設管理 三十三時間以上
- 二 学科講習の講師が次のいずれかに該当するものであること。
  - イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において前号に掲げる科目に相当する学科を担当する教授、助教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
  - ロ 法第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業に関する実務に十年以上従事した経験を有する者
  - ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
  - 三 水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）第五条に適合する濾過設備を有する水道施設において、十五日間以上の実務講習（一日につき五時間以上実施されるものに限る。）が行われること。
- 2 登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
  - 一 登録年月日及び登録番号
  - 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並び

- に法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録を受けた者が登録講習を行う主たる事業所の名称及び所在地
- （登録の更新）
- 第十四条の五 第十四条第三号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。
- （実施義務）
- 第十四条の六 第十四条第三号の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、次に掲げる事項を記載した登録講習の実施に関する計画を作成し、これに従つて公正に登録講習を行わなければならない。
  - 一 学科講習の実施時期、実施場所、科目、時間及び受講定員に関する事項
  - 二 実務講習の実施時期、実施場所及び受講定員に関する事項
- 2 登録講習機関は、毎事業年度の開始前に、前項の規定により作成した計画を厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- （変更の届出）
- 第十四条の七 登録講習機関は、その氏名若しくは名称又は住所の変更をしようとするときは、変更

- しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- （業務規程）
- 第十四条の八 登録講習機関は、登録講習の業務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録講習の業務に関する規程を定め、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
  - 一 登録講習の受講申請に関する事項
  - 二 登録講習の受講手数料に関する事項
  - 三 前号の手数料の収納の方法に関する事項
  - 四 登録講習の講師の選任及び解任に関する事項
  - 五 登録講習の修了証書の交付及び再交付に関する事項
  - 六 登録講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
  - 七 第十四条の十第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項
  - 八 前各号に掲げるもののほか、登録講習の実施に関し必要な事項
- （業務の休廃止）
- 第十四条の九 登録講習機関は、登録講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。
  - 一 休止又は廃止の理由及びその予定期日
  - 二 休止しようとする場合にあつては、休止の予

定期間

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十四条の十 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 登録講習を受験しようとする者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供す

ることの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(適合命令)

第十四条の十一 厚生労働大臣は、登録講習機関が第十四条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に対しこれらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十四条の十二 厚生労働大臣は、登録講習機関が第十四条の六第一項の規定に違反しているとき、その登録講習機関に対し、登録講習を行うべきこと又は登録講習の実施方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十四条の十三 厚生労働大臣は、登録講習機関が

次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて登録講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十四条の三第一号又は第二号に該当するに至つたとき。

二 第十四条の六第二項、第十四条の七から第十四条の九まで、第十四条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第十四条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 第十四条の十一又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十四条第三号の登録を受けたとき。

(帳簿の備付け)

第十四条の十四 登録講習機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、登録講習の業務を廃止するまでこれを保存しなければならない。

- 一 学科講習、実務講習ことの講習実施年月日、実施場所、参加者氏名及び住所
  - 二 学科講習の講師の氏名
  - 三 講習修了者の氏名、生年月日及び修了年月日(報告の徴収)
- 第十四条の十五 厚生労働大臣は、登録講習の実施のため必要限度において、登録講習機関に対し、登録講習事務又は経理の状況に關し報告させることができる。

(公示)

第十四条の十六 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 第十四条第三号の登録をしたとき。
- 二 第十四条の七の規定による届出があつたととき。
- 三 第十四条の九の規定による届出があつたととき。

四 第十四条の十三の規定により第十四条第三号の登録を取り消し、又は登録講習の業務の停止を命じたとき。

第十五条 法第二十條第一項の規定により行う定期の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 次に掲げる検査を行うこと。
  - イ 一日一回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査
  - ロ 第三号に定める回数以上行う水質基準に関する省令の表(以下この項及び次項において「基準の表」という。)の上欄に掲げる事項についての検査
- 二 検査に供する水の採取の場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定すること。ただし、基準の表中三の項から五の項まで、七の項、十の項から二十の項まで、三十五

の項、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項の上欄に掲げる事項については、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあっては、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することができる。

三 第一号ロの検査の回数は、次に掲げるところによること。

- イ 基準の表中一の項、二の項、三十七の項及び四十五の項から五十の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね一箇月に一回以上とすること。ただし、同表中三十七の項及び四十五の項から五十の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、水道により供給される水に係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあっては、おおむね三箇月に一回以上とすることができる。
- ロ 基準の表中四十一の項及び四十二の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き、おおむね一箇月に一回以上とすること。

ハ 基準の表中三の項から三十六の項まで、三

十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね三箇月に一回以上とすること。ただし、同表中三の項から八の項まで、十の項から二十の項まで、三十一の項から三十六の項まで、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去三年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であつて、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値(基準の表の下欄に掲げる許容限度の値をいう。以下この項において「基準値」という。)の五分の一以下であるときは、おおむね一年に一回以上と、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の十分の一以下であるときは、おおむね三年に一回以上とすることができる。

四 次の表の上欄に掲げる事項に関する検査は、当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、同表の下欄に掲げる事項を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認めら



れる場合は、第一号及び前号の規定にかかわらず、省略することができること。

<p>基準の表中三の項から五の項まで、七の項、十一の項、十二の項（海水を原水とする場合を除く）、二十五の項（浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除く）、三十五の項、三十六の項、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項の上欄に掲げる事項</p>	<p>原水並びに水源及びその周辺の状況</p>
<p>基準の表中六の項、八の項及び三十一の項から三十四の項までの上欄に掲げる事項</p>	<p>原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令（平成十一年厚生省令第十五号）第一条第十四号の薬品等及び同条第十七号の資機材等の使用状況</p>
<p>基準の表中四十一の項及び四十二の項の上欄に掲げる事項</p>	<p>原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）</p>

を水源とする場合は、上欄に掲げる事項を産出する藻類の発生状況を含む。）

- 2 法第二十条第一項の規定により行う臨時の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。
  - 一 水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合に基準の表の上欄に掲げる事項について検査を行うこと。
  - 二 検査に供する水の採取の場所に関しては、前項第二号の規定の例によること。
  - 三 基準の表中一の項、二の項、三十七の項及び四十五の項から五十の項までの上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査は、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号の規定にかかわらず、省略することができること。
- 3 第一項第一号口の検査及び第二項の検査は、水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。
- 4 第一項第一号イの検査のうち色及び濁りに関する検査は、同号口の規定により色度及び濁度に関する検査を行った日においては、行うことを要しない。
- 5 第一項第一号口の検査は、第二項の検査を行うた月においては、行うことを要しない。
- 6 水道事業者は、毎事業年度の開始前に第一項及

び第二項の検査の計画（以下「水質検査計画」という。）を策定しなければならない。  
 7 水質検査計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの
  - 二 第一項の検査を行う項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由
  - 三 第一項の検査を省略する項目については、当該項目及びその理由
  - 四 第二項の検査に関する事項
  - 五 法第二十条第三項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容
  - 六 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項（登録の申請）
- 第十五条の二 法第二十条の二の登録の申請をしようとする者は、様式第十三による申請書に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）
  - 二 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記簿の謄本
  - 三 申請者が法第二十条の三名号の規定に該当しないことを説明した書類
  - 四 法第二十条の四第一項第一号の必要な検査施設

設を有していることを示す次に掲げる書類

イ 試料及び水質検査に用いる機械器具の汚染を防止するために必要な設備並びに適切に区分されている検査室を有していることを説明した書類（検査室を撮影した写真並びに縮尺及び寸法を記載した平面図を含む。）

ロ 次に掲げる水質検査を行うための機械器具に関する書類

(1) 第十五条第一項第一号の水質検査の項目ごとに水質検査に用いる機械器具の名称及びその数を記載した書類

(2) 水質検査に用いる機械器具ごとの性能を記載した書類

(3) 水質検査に用いる機械器具ごとの所有又は借入れの別について説明した書類（借り入れている場合は、当該機械器具に係る借入れの期限を記載すること。）

(4) 水質検査に用いる機械器具ごとに撮影した写真

五 法第二十條の四第一項第二号の水質検査を実施する者（以下「検査員」という。）の氏名及び略歴

六 法第二十條の四第一項第三号に規定する部門（以下「水質検査部門」という。）及び同号八に規定する専任の部門（以下「信頼性確保部門」という。）が置かれていることを説明した書類

七 法第二十條の四第一項第三号ロに規定する文書として、第十五條の四第四号に規定する標準作業書及び同条第五号イからルまでに掲げる文書

ハ 次に掲げる事項を記載した書面

イ 検査員の氏名及び担当する水質検査の区分

ロ 法第二十條の四第一項第三号イの管理者（以下「水質検査部門管理者」という。）の氏名及び第十五條の四第一号に規定する検査区分責任者の氏名

ハ 第十五條の四第二号に規定する信頼性確保部門管理者の氏名

二 水質検査を行う項目ごとの定量下限値

ホ 現に行っている事業の概要

（登録の更新）

第十五條の三 法第二十條の五第一項の登録の更新を申請しようとする者は、様式第十四による申請書に前条各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（検査の方法）

第十五條の四 法第二十條の六第二項の厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 水質検査部門管理者は、次に掲げる業務を行うこと。ただし、八については、あらかじめ検査員の中から理化学的検査及び生物学的検査の区分ごとに指定した者（以下「検査区分責任者」という。）に行わせることができるものとする。

イ 水質検査部門の業務を統括すること。

ロ 第二号ハの規定により報告を受けた文書に従い、当該業務について速やかに是正処置を講ずること。

ハ 水質検査について第四号に規定する標準作業書に基づき、適切に実施されていることを確認し、標準作業書から逸脱した方法により水質検査が行われた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。

二 その他必要な業務

一 信頼性確保部門につき、次に掲げる業務を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる者（以下「信頼性確保部門管理者」という。）が置かれていること。

イ 第五号への文書に基づき、水質検査の業務の管理について内部監査を定期的に行うこと。

ロ 第五号トの文書に基づき、精度管理（検査に従事する者の技能水準の確保その他の方法により検査の精度を適正に保つこと）をいう。以下同じ。）及び外部精度管理調査（国又は都道府県その他の適当と認められる者が行う精度管理に関する調査をいう。以下同じ。）を定期的に行うための事務を行うこと。

ハ イの内部監査並びにロの精度管理及び外部精度管理調査の結果（是正処置が必要な場合にあつては、当該是正処置の内容を含む。）

を水質検査部門管理者に対して文書により報告するとともに、その記録を法第二十條の十の帳簿に記載すること。

二 その他必要な業務

三 水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者が登録水質検査機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。

四 次の表に定めるところにより、標準作業書を作成すること。

作成すべき標準作業書の種類	記載すべき事項
検査実施標準作業書	<p>一 水質検査の項目及び項目ごとの分析方法の名称</p> <p>二 水質検査の項目ごとに記載した試薬、試液、培地、標準品及び標準液（以下「試薬等」という。）の選択並びに調製の方法、試料の調製の方法並びに水質検査に用いる機械器具の操作の方法</p> <p>三 水質検査に当たつての注意事項</p> <p>四 水質検査により得られた値の処理の方法</p> <p>五 水質検査に関する記録の作成要領</p> <p>六 作成及び改定年月日</p>
試料取扱標準作業書	<p>一 試料の採取、運搬及び受領に当たつての注意事項</p>

試薬等管理標準作業書	<p>一 試薬等の容器にすべき表示の方法</p> <p>二 試薬等の管理に関する注意事項</p> <p>三 試薬等の管理に関する記録の作成要領</p> <p>四 作成及び改定年月日</p>
機械器具保守管理標準作業書	<p>一 機械器具の名称</p> <p>二 常時行つべき保守点検の方法</p> <p>三 定期的な保守点検に関する計画</p> <p>四 故障が起こつた場合の対応の方法</p> <p>五 機械器具の保守管理に関する記録の作成要領</p> <p>六 作成及び改定年月日</p>

五 次に掲げる文書を作成すること。

イ 組織内の各部門の権限、責任及び相互関係等について記載した文書

ロ 文書の管理について記載した文書

ハ 記録の管理について記載した文書

ニ 教育訓練について記載した文書

ホ 不適合業務及び是正処置等について記載した文書

ヘ 内部監査の方法を記載した文書

ト 精度管理の方法及び外部精度管理調査を定期的に受けるための計画を記載した文書

チ 水質検査結果書の発行の方法を記載した文書

リ 受託の方法を記載した文書

又 物品の購入の方法を記載した文書

ル その他水質検査の業務の管理及び精度の確保に関する事項を記載した文書（変更の届出）

第十五條の五 法第二十條の七の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十五による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。（水質検査業務規程）

第十五條の六 法第二十條の八第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 水質検査の業務の実施及び管理の方法に関する事項

二 水質検査の業務を行う時間及び休日に関する事項

三 水質検査の委託を受けることができる件数の上限に関する事項

四 水質検査の業務を行う事業所の場所に関する事項

五 水質検査に関する料金及びその収納の方法に関する事項

六 水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者の氏名並びに検査員の名簿

<p>七 水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者の選任及び解任に関する事項</p> <p>八 法第二十條の十第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、水質検査の業務に關し必要な事項</p> <p>2 登録水質検査機関は、法第二十條の八第一項後段の規定により水質検査業務規程の変更の届出をしようとするときは、様式第十六による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(業務の休廃止の届出)</p> <p>第十五條の七 登録水質検査機関は、法第二十條の九の規定により水質検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 休止又は廃止する検査の業務の範囲</p> <p>二 休止又は廃止の理由及びその予定期日</p> <p>三 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間</p> <p>(電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法)</p> <p>第十五條の八 法第二十條の十第二項第三号の厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。</p> <p>(情報通信の技術を利用する方法)</p>	<p>第十五條の九 法第二十條の十第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうちいずれかの方法とする。</p> <p>一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>(帳簿の備付け)</p> <p>第十五條の十 登録水質検査機関は、書面又は電磁的記録によつて水質検査に関する事項であつて次に掲げるものを記載した帳簿を備え、水質検査を実施した日から起算して五年間、これを保存しなければならない。</p> <p>2 法第二十條の十四の厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。</p> <p>一 水質検査を委託した者の氏名及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)</p> <p>二 水質検査の委託を受けた年月日</p> <p>三 試料を採取した場所</p> <p>四 水質検査を行った年月日</p>	<p>第十五條の九 法第二十條の十第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうちいずれかの方法とする。</p> <p>一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>(帳簿の備付け)</p> <p>第十五條の十 登録水質検査機関は、書面又は電磁的記録によつて水質検査に関する事項であつて次に掲げるものを記載した帳簿を備え、水質検査を実施した日から起算して五年間、これを保存しなければならない。</p> <p>2 法第二十條の十四の厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。</p> <p>一 水質検査を委託した者の氏名及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)</p> <p>二 水質検査の委託を受けた年月日</p> <p>三 試料を採取した場所</p> <p>四 水質検査を行った年月日</p>
<p>七 水質検査の結果</p> <p>八 第十五條の四第二号八により帳簿に記載すべきこととされている事項</p> <p>九 第十五條の四第五号八の文書において帳簿に記載すべきこととされている事項</p> <p>十 第十五條の四第五号二の教育訓練に関する記録</p> <p>第十六條 法第二十一條第一項の規定により行う定期の健康診断は、おおむね六箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保有者を含む。)の有無に關して、行うものとする。</p> <p>2 法第二十一條第一項の規定により行う臨時の健康診断は、同項に掲げる者に前項の感染症が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、発生した感染症又は発生するおそれがある感染症について、前項の例により行うものとする。</p> <p>3 第一項の検査は、前項の検査を行った月においては、同項の規定により行った検査に係る感染症に關しては、行うことを要しない。</p> <p>4 他の法令地方公共団体の条例及び規則を含む。以下本項において同じ。)に基いて行われた健康診断の内容が、第一項に規定する感染症の全部又は一部に關する健康診断の内容に相当するものであるときは、その健康診断の相当する部分は、同項に規定するその部分に相当する健康診断とみな</p>	<p>第十五條の九 法第二十條の十第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうちいずれかの方法とする。</p> <p>一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>(帳簿の備付け)</p> <p>第十五條の十 登録水質検査機関は、書面又は電磁的記録によつて水質検査に関する事項であつて次に掲げるものを記載した帳簿を備え、水質検査を実施した日から起算して五年間、これを保存しなければならない。</p> <p>2 法第二十條の十四の厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。</p> <p>一 水質検査を委託した者の氏名及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)</p> <p>二 水質検査の委託を受けた年月日</p> <p>三 試料を採取した場所</p> <p>四 水質検査を行った年月日</p>	<p>五 水質検査の項目</p> <p>六 水質検査を行った検査員の氏名</p> <p>七 水質検査の結果</p> <p>八 第十五條の四第二号八により帳簿に記載すべきこととされている事項</p> <p>九 第十五條の四第五号八の文書において帳簿に記載すべきこととされている事項</p> <p>十 第十五條の四第五号二の教育訓練に関する記録</p> <p>第十六條 法第二十一條第一項の規定により行う定期の健康診断は、おおむね六箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保有者を含む。)の有無に關して、行うものとする。</p> <p>2 法第二十一條第一項の規定により行う臨時の健康診断は、同項に掲げる者に前項の感染症が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、発生した感染症又は発生するおそれがある感染症について、前項の例により行うものとする。</p> <p>3 第一項の検査は、前項の検査を行った月においては、同項の規定により行った検査に係る感染症に關しては、行うことを要しない。</p> <p>4 他の法令地方公共団体の条例及び規則を含む。以下本項において同じ。)に基いて行われた健康診断の内容が、第一項に規定する感染症の全部又は一部に關する健康診断の内容に相当するものであるときは、その健康診断の相当する部分は、同項に規定するその部分に相当する健康診断とみな</p>
<p>七 水質検査の結果</p> <p>八 第十五條の四第二号八により帳簿に記載すべきこととされている事項</p> <p>九 第十五條の四第五号八の文書において帳簿に記載すべきこととされている事項</p> <p>十 第十五條の四第五号二の教育訓練に関する記録</p> <p>第十六條 法第二十一條第一項の規定により行う定期の健康診断は、おおむね六箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保有者を含む。)の有無に關して、行うものとする。</p> <p>2 法第二十一條第一項の規定により行う臨時の健康診断は、同項に掲げる者に前項の感染症が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、発生した感染症又は発生するおそれがある感染症について、前項の例により行うものとする。</p> <p>3 第一項の検査は、前項の検査を行った月においては、同項の規定により行った検査に係る感染症に關しては、行うことを要しない。</p> <p>4 他の法令地方公共団体の条例及び規則を含む。以下本項において同じ。)に基いて行われた健康診断の内容が、第一項に規定する感染症の全部又は一部に關する健康診断の内容に相当するものであるときは、その健康診断の相当する部分は、同項に規定するその部分に相当する健康診断とみな</p>	<p>第十五條の九 法第二十條の十第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうちいずれかの方法とする。</p> <p>一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>(帳簿の備付け)</p> <p>第十五條の十 登録水質検査機関は、書面又は電磁的記録によつて水質検査に関する事項であつて次に掲げるものを記載した帳簿を備え、水質検査を実施した日から起算して五年間、これを保存しなければならない。</p> <p>2 法第二十條の十四の厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。</p> <p>一 水質検査を委託した者の氏名及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)</p> <p>二 水質検査の委託を受けた年月日</p> <p>三 試料を採取した場所</p> <p>四 水質検査を行った年月日</p>	<p>五 水質検査の項目</p> <p>六 水質検査を行った検査員の氏名</p> <p>七 水質検査の結果</p> <p>八 第十五條の四第二号八により帳簿に記載すべきこととされている事項</p> <p>九 第十五條の四第五号八の文書において帳簿に記載すべきこととされている事項</p> <p>十 第十五條の四第五号二の教育訓練に関する記録</p> <p>第十六條 法第二十一條第一項の規定により行う定期の健康診断は、おおむね六箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保有者を含む。)の有無に關して、行うものとする。</p> <p>2 法第二十一條第一項の規定により行う臨時の健康診断は、同項に掲げる者に前項の感染症が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、発生した感染症又は発生するおそれがある感染症について、前項の例により行うものとする。</p> <p>3 第一項の検査は、前項の検査を行った月においては、同項の規定により行った検査に係る感染症に關しては、行うことを要しない。</p> <p>4 他の法令地方公共団体の条例及び規則を含む。以下本項において同じ。)に基いて行われた健康診断の内容が、第一項に規定する感染症の全部又は一部に關する健康診断の内容に相当するものであるときは、その健康診断の相当する部分は、同項に規定するその部分に相当する健康診断とみな</p>

す。この場合において、法第二十一條第一項の規定に基いて作成し、保管すべき記録は、他の法令に基いて行われた健康診断の記録をもつて代えるものとする。

第十七條

2 前項第三号の遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法は、厚生労働大臣が定める。

第五十四條 第三條、第十條、第十一條、第十五條から第十七條まで、第十七條の三及び第十七條の四の規定は、専用水道について準用する。この場合において、第十一條中、「給水装置」とあるのは、「給水の施設」と、第十五條の二中、「法第二十條の二」とあるのは、「法第三十四條において準用する法第二十條の二」と、同條第三号中、「法第二十條の三各号」とあるのは、「法第三十四條において準用する法第二十條の三各号」と、同條第四号中「法第二十條の四第一項第一号」とあるのは、「法第三十四條において準用する法第二十條の四第一項第一号」と、同号口(1)中、「第十五條第一項第一号」とあるのは、「第五十四條において準用する第十五條第一項第一号」と、同條第五号中、「法第二十條の四第一項第二号」とあるのは、「法第三十四條において準用する法第二十條の四第一項第二号」と、同條第六号中、「法第二十條の四第一項第三号イ」とあるのは、「法第三十四條において準用する法第二十條の四第一項第三号イ」と、同條第七号中、「法第二十條の四第一項第三号ロ」とある

のは、「法第三十四條において準用する法第二十條の四第一項第三号ロ」と、「第十五條の四第四号」とあるのは、「第五十四條において準用する第十五條の四第四号」と、「同條第五号イからヌ」とあるのは、「第五十四條において準用する同條第五号イからヌ」と、同條第八号ロ中、「法第二十條の四第一項第三号イ」とあるのは、「法第三十四條において準用する法第二十條の四第一項第三号イ」と、「第十五條の四第一号」とあるのは、「第五十四條において準用する第十五條の四第一号」と、同号八中、「第十五條の四第二号」とあるのは、「第五十四條において準用する第十五條の四第二号」と、第十五條の三中、「法第二十條の五第一項」とあるのは、「法第三十四條において準用する法第二十條の五第一項」と、「前条各号」とあるのは、「第五十四條において準用する前条各号」と、第十五條の四中、「法第二十條の六第二項」とあるのは、「法第三十四條において準用する法第二十條の六第二項」と、同條第二号八中、「法第二十條の十四」とあるのは、「法第三十四條において準用する法第二十條の十四」と、第十五條の五中、「法第二十條の七」とあるのは、「法第三十四條において準用する法第二十條の七」と、第十五條の六第一項中、「法第二十條の八第二項」とあるのは、「法第三十四條において準用する法第二十條の八第二項」と、同項第八号中、「法第二十條の十第二項第二号及び第四号」とあるのは、「法第三十四條において読み替

えて準用する法第二十條の十第二項第二号及び第四号」と、同條第一項中、「法第二十條の八第一項後段」とあるのは、「法第三十四條において準用する法第二十條の八第一項後段」と、第十五條の七中、「法第二十條の九」とあるのは、「法第三十四條において準用する法第二十條の九」と、第十五條の八中、「法第二十條の十第二項第三号」とあるのは、「法第三十四條において読み替えて準用する法第二十條の十第二項第三号」と、第十五條の九中「法第二十條の十第二項第四号」とあるのは、「法第三十四條において読み替えて準用する法第二十條の十第二項第四号」と、第十五條の十第二項中「法第二十條の十四」とあるのは、「法第三十四條において準用する法第二十條の十四」と、同項第八号中、「第十五條の四第二号八」とあるのは、「第五十四條において準用する第十五條の四第二号八」と、同項第九号中、「第十五條の四第五号八」とあるのは、「第五十四條において準用する第十五條の四第五号二」と読み替えるものとする。

(登録の申請)  
第五十六條の二 法第三十四條の四において読み替えて準用する法第二十條の二の登録の申請をしようとする者は、様式第十七による申請書に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない

ない。

一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)。

二 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記簿の謄本

三 申請者が法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の三各号の規定に該当しないことを説明した書類

四 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一号の必要な検査設備を有していることを示す書類

五 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一号の簡易専用水道の管理の検査を実施する者(以下「簡易専用水道検査員」という。)の氏名及び略歴

六 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一第三号に規定する部門(以下「簡易専用水道検査部門」という。)及び同号八に規定する専任の部門(以下「簡易専用水道検査信頼性確保部門」という。)が置かれていることを説明した書類

七 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一第三号に規定する文書として、第五十六条の四第四号に規定する標準作業書及び同条第五号イからルに掲げる文書

八 次に掲げる事項を記載した書面

イ 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一第三号イの管理者(以下「簡易専用水道検査部門管理者」という。)の氏名

ロ 第五十六条の四第二号に規定する簡易専用水道検査信頼性確保部門管理者の氏名  
八 現に行っている事業の概要  
(登録の更新)

第五十六条の三 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の五第一項の登録の更新を申請しようとする者は、様式第十八による申請書に前条各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。  
(検査の方法)

第五十六条の四 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の六第二項の厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 簡易専用水道検査部門管理者は、次に掲げる業務を行うこと。ただし、八については、あらかじめ簡易専用水道検査員の中から指定した者に行わせることができるものとする。

イ 簡易専用水道検査部門の業務を統括すること。

ロ 第二号ハの規定により報告を受けた文書に従い、当該業務について速やかに是正処置を講ずること。

八 簡易専用水道の管理の検査について第四号

に規定する標準作業書に基づき、適切に実施されていることを確認し、標準作業書から逸脱した方法により簡易専用水道の管理の検査が行われた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。

二 その他必要な業務

二 簡易専用水道検査信頼性確保部門につき、次に掲げる業務を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる者(以下「簡易専用水道検査信頼性確保部門管理者」という。)が置かれていること。

イ 第五号への文書に基づき、簡易専用水道の管理の検査の業務の管理について内部監査を定期的に行うこと。

ロ 第五号トの文書に基づき、精度管理及び外部精度管理調査を定期的に行うための業務を行うこと。

ハ イの内部監査並びにロの精度管理及び外部精度管理調査の結果(是正処置が必要な場合にあつては、当該是正処置の内容を含む。)を簡易専用水道検査部門管理者に対して文書により報告するとともに、その記録を法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の十四の帳簿に記載すること。

二 その他必要な業務

三 簡易専用水道検査部門管理者及び簡易専用水道検査信頼性確保部門管理者が法第三十四条の

二 第二項の登録を受けた者の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。

四 次に掲げる事項を記載した標準作業書を作成すること。

イ 簡易専用水道の管理の検査の項目、この検査の手順及び判定基準

ロ 簡易専用水道の管理の検査に用いる設備の操作及び保守点検の方法

ハ 検査中の当該施設への部外者の立入制限その他の検査に当たつての注意事項

ニ 簡易専用水道の管理の検査の結果の処理方法

ホ 作成及び改定年月日

五 次に掲げる文書を作成すること。

イ 組織内の各部門の権限、責任及び相互関係等について記載した文書

ロ 文書の管理について記載した文書

ハ 記録の管理について記載した文書

ニ 教育訓練について記載した文書

ホ 不適合業務及び是正処置等について記載した文書

ヘ 内部監査の方法を記載した文書

ト 精度管理の方法及び外部精度管理調査を定期的に受けるための計画を記載した文書

チ 簡易専用水道検査結果書の発行の方法を記載した文書

リ 依頼を受ける方法を記載した文書

又 物品の購入の方法を記載した文書

ル その他簡易専用水道の管理の検査の業務の管理及び精度の確保に関する事項を記載した文書

(変更の届出)

第五十六条の五 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十九による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(簡易専用水道検査業務規程)

第五十六条の六 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の八第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 簡易専用水道の管理の検査の実施及び管理の方法に関する事項

二 簡易専用水道の管理の検査の業務を行う時間及び休日に関する事項

三 簡易専用水道の管理の検査の依頼を受けることができる件数の上限に関する事項

四 簡易専用水道の管理の検査の業務を行う事業所の場所に関する事項

五 簡易専用水道の管理の検査に関する料金及びその収納の方法に関する事項

六 簡易専用水道検査部門管理者及び簡易専用水道検査信頼性確保部門管理者の氏名並びに簡易専用水道検査員の名簿

七 簡易専用水道検査部門管理者及び簡易専用水道検査信頼性確保部門管理者の選任及び解任に関する事項

ハ 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の第十二項第一号及び第四号の請求に係る費用に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、簡易専用水道の管理の検査の業務に關し必要な事項

2 法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の八第一項後段の規定により簡易専用水道検査業務規程の変更の届出をしようとするときは、様式第二十による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(準用)

第五十六条の七 第十五条の七から第十五条の九までの規定は法第三十四条の二第二項の登録を受けた者について準用する。この場合において、第十五条の七中、「登録水質検査機関」とあるのは、「法第三十四条の二第二項の登録を受けた者」と、「法第二十条の九の規定により水質検査の業務」とあるのは、「法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の九の規定により簡易専用水道の管理の検査の業務」と、第十五条の八中「法第二十条の第十二項第三号」とあるのは、「法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の第十二項第三号」と、第十五条の九中

「法第二十条の十第二項第四号」とあるのは「法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十号の十第二項第四号」と読み替えるものとする。

(帳簿の備付け)

第五十六条の八 法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、書面又は電磁的記録によつて簡易専用水道の管理の検査に関する事項であつて次に掲げるものを記載した帳簿を備え、簡易専用水道の管理の検査を実施した日から起算して五年間、これを保存しなければならない。

2 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十号の十四の厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。

- 一 簡易専用水道の管理の検査を依頼した者の氏名及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 二 簡易専用水道の管理の検査の依頼を受けた年月日
- 三 簡易専用水道の管理の検査を行った施設の名称
- 四 簡易専用水道の管理の検査を行った年月日
- 五 簡易専用水道の管理の検査を行った簡易専用水道検査員の氏名
- 六 簡易専用水道の管理の検査の結果
- 七 第五十六条の四第二号八により帳簿に記載すべきこととされている事項

八 第五十六条の四第五号八の文書において帳簿に記載すべきこととされている事項

九 第五十六条の四第五号二の教育訓練に関する記録

### ○水質基準に関する省令

〔平成十五年五月三十日〕  
〔厚生労働省令第百一十号〕

水道より供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によつて行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一	一般細菌	1 ml の検水で形成される集落数が100以下であること。
二	大腸菌	検出されないこと。
三	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.01 mg/l 以下であること。
四	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005 mg/l 以下であること。
五	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01 mg/l 以下であること。

六	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01 mg/l 以下であること。
七	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01 mg/l 以下であること。
八	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05 mg/l 以下であること。
九	シアン化合物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01 mg/l 以下であること。
十	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下であること。
十一	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8 mg/l 以下であること。
十二	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0 mg/l 以下であること。
十三	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下であること。
十四	一・四ジオキサ	0.05 mg/l 以下であること。



十五	一・一 ジクロロエチレン	〇・〇二mg/l以下であること。
十六	シス 一・ニジクロロエチレン	〇・〇四mg/l以下であること。
十七	ジクロロメタン	〇・〇二mg/l以下であること。
十八	テトラクロロエチレン	〇・〇一mg/l以下であること。
十九	トリクロロエチレン	〇・〇三mg/l以下であること。
二十	ベンゼン	〇・〇一mg/l以下であること。
二十一	クロロ酢酸	〇・〇二mg/l以下であること。
二十二	クロロホルム	〇・〇六mg/l以下であること。
二十三	ジクロロ酢酸	〇・〇四mg/l以下であること。
二十四	ジプロモクロロメタン	〇・一mg/l以下であること。
二十五	臭素酸	〇・〇一mg/l以下であること。
二十六	総トリハロメタン	〇・一mg/l以下であること。

二十七	トリクロロ酢酸	〇・二mg/l以下であること。
二十八	プロモジクロロメタン	〇・〇三mg/l以下であること。
二十九	プロモホルム	〇・〇九mg/l以下であること。
三十	ホルムアルデヒド	〇・〇八mg/l以下であること。
三十一	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に關して、一・〇mg/l以下であること。
三十二	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に關して、〇・二mg/l以下であること。
三十三	鉄及びその化合物	鉄の量に關して、〇・三mg/l以下であること。
三十四	銅及びその化合物	銅の量に關して、

三十五	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に關して、二〇〇mg/l以下であること。
三十六	マンガン及びその化合物	マンガンの量に關して、〇・〇五mg/l以下であること。
三十七	塩化物イオン	二〇〇mg/l以下であること。
三十八	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	三〇〇mg/l以下であること。
三十九	蒸発残留物	五〇〇mg/l以下であること。
四十	陰イオン界面活性剤	〇・二mg/l以下であること。
四十一	(四S・四aS・ハaR) オクタヒドロ 四・ハaジメチルナフタレン 四a(二H)オール(別名ジエオスミン)	〇・〇〇〇〇一mg/l以下であること。
四十二	テトラメチルピシ	〇・〇〇〇〇一mg/l以下であること。

## 第四章 電気設備関係

### ○電気事業法〔抄〕

〔昭和三十九年七月十一日  
法律第百七十号〕

最終改正 平成一五年六月一八日法律第九二号

する。

(水質基準に関する省令の廃止)

第二条 水質基準に関する省令(平成四年厚生省令第六十九号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 平成十七年三月三十一日までの間は、表四十五の項中「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」とあるのは、「有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)」と、「5mg/l」とあるのは、「10mg/l」とする。

2 この省令の施行の際現に布設されている水道により供給される水に係る表四十一の項及び四十二の項に掲げる基準については、平成十九年三月三十一日までの間は、これらの項中「0.000001mg/l」とあるのは、「0.00002mg/l」とする。

四十三	非イオン界面活性剤	0.002mg/l以下であること。
四十四	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。
四十五	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5mg/l以下であること。
四十六	pH値	五・八以上八・六以下であること。
四十七	味	異常でないこと。
四十八	臭気	異常でないこと。
四十九	色度	五度以下であること。
五十	濁度	二度以下であること。

### 附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行

### 第五十条の二

3 使用前自主検査を行う事業用電気工作物を設置する者は、使用前自主検査の実施に係る体制について、経済産業省令で定める時期(第七項の通知を受けている場合)にあつては、当該通知に係る使用前自主検査の過去の評定の結果に応じ、経済産業省令で定める時期)に、経済産業省令で定める事業用電気工作物を設置する者にあつては経済産業大臣の登録を受けた者が、その他の者にあつては経済産業大臣が行う審査を受けなければならない。

い。

5 第三項の経済産業大臣の登録を受けた者は、同項の審査を行ったときは、遅滞なく、当該審査の結果を経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に通知しなければならない。

第五十二条 発電用のボイラー、タービンその他の経済産業省令で定める機械若しくは器具である電気工作物（以下「ボイラー等」という。）であつて、経済産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの第三項において、特定ボイラー等」という。）若しくは発電用原子炉に係る格納容器その他の経済産業省令で定める機械若しくは器具である電気工作物（以下「格納容器等」という。）であつて溶接をするもの（第三項において「特定格納容器等」という。）又は耐圧部分について溶接をしたボイラー等であつて輸入したもの（第三項において「輸入特定ボイラー等」という。）若しくは溶接をした格納容器等であつて輸入したもの（第三項において「輸入特定格納容器等」という。）を設置する者は、その溶接について経済産業省令で定めるところにより、その使用の開始前に、当該電気工作物について事業者検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査（以下「溶接事業者検査」という。）においては、その溶接が第二十九条第一項の経済

産業省令で定める技術基準に適合していることを確認しなければならない。

3 溶接事業者検査を行う電気工作物を設置する者は、溶接事業者検査の実施に係る体制について、経済産業省令で定める時期（第五項において準用する第五十条の二第七項の通知を受けている場合にあつては、当該通知に係る溶接事業者検査の過去の評定の結果に応じ、経済産業省令で定める時期）に、原子力を原動力とする発電用の特定ボイラー等若しくは輸入特定ボイラー等であつて経済産業省令で定めるもの又は特定格納容器等若しくは輸入特定格納容器等であつて経済産業省令で定めるものを設置する者にあつては機構が、その他の者にあつては経済産業大臣の登録を受けた者が行う審査を受けなければならない。

4 前項の審査は、電気工作物の安全管理を旨として、溶接事業者検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理その他経済産業省令で定める事項について行う。

5 第五十条の二第五項から第七項までの規定は、第三項の審査に準用する。この場合において、同条第五項中「第三項の経済産業大臣の登録を受けた者」とあるのは「機構又は第三項の経済産業大臣の登録を受けた者」と、同条第六項中「当該事業用電気工作物」とあるのは「当該電気工作物」と読み替えるものとする。（定期検査）

第五十四条 特定重要電気工作物（発電用のボイラー、タービンその他の電気工作物のうち、公共の安全の確保上特に重要なものとして経済産業省令で定めるものであつて、経済産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに発電用原子炉及びその附属設備であつて経済産業省令で定めるものをいう。次項において同じ。）については、これらを設置する者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める時期ごとに、経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 経済産業大臣は、前項の検査のうち、原子力を原動力とする発電用の特定重要電気工作物であつて経済産業省令で定めるものについての検査に関する事務の一部を、経済産業省令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。

3 機構は、前項の規定により検査に関する事務の一部を行ったときは、遅滞なく、その結果を経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知しなければならない。

（定期安全管理検査）  
第五十五条 特定電気工作物（発電用のボイラー、タービンその他の経済産業省令で定める電気工作物であつて前条第一項で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに発電用原子炉及びその附属設備であつて経済産業省令で定めるも

のをいう。以下同じ。)を設置する者は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、当該特定電気工作物について事業者検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 前項の検査(以下「定期事業者検査」という。)においては、その特定電気工作物が第三十九条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合していることを確認しなければならない。

3 定期事業者検査を行う特定電気工作物を設置する者は、当該定期事業者検査の際、原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物であつて経済産業省令で定めるものに関し、一定の期間が経過した後第三十九条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合しなくなるおそれがある部分があると認めるときは、当該部分が同項の経済産業省令で定める技術基準に適合しなくとも見込まれる時期その他の経済産業省令で定める事項について、経済産業省令で定めるところにより、評価を行い、その結果を記録し、これを保存するとともに、経済産業省令で定める事項については、これを経済産業大臣に報告しなければならない。

4 定期事業者検査を行う特定電気工作物を設置する者は、定期事業者検査の実施に係る体制について、経済産業省令で定める時期(第六項において準用する第五十条の二第七項の通知を受けている場合にあつては、当該通知に係る定期事業者検査の過去の評定の結果に応じ、経済産業省令で定め

る時期)に、原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物であつて経済産業省令で定めるものを設置する者にあつては機構が、原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物以外の特定電気工作物であつて経済産業省令で定めるものを設置する者にあつては経済産業大臣の登録を受けた者が、その他の者にあつては経済産業大臣が行う審査を受けなければならない。

5 前項の審査は、特定電気工作物の安全管理を旨として、定期事業者検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理その他経済産業省令で定める事項について行う。

6 第五十条の二第五項から第七項までの規定は、第四項の審査に準用する。この場合において、同条第五項中「第三項の経済産業大臣の登録を受けた者」とあるのは「機構又は第四項の経済産業大臣の登録を受けた者」と、同条第六項中「当該事業用電気工作物」とあるのは「当該特定電気工作物」と読み替えるものとする。

第五十七条の二 電気供給者は、経済産業大臣の登録を受けた者(以下「登録調査機関」という。)(に、その電気供給者が供給する電気を使用する一般用電気工作物について、その一般用電気工作物が第五十六条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合しているかどうかを調査すること並びにその調査の結果その一般用電気工作物がその技術基準に適合していないときは、その技術基準に

適合するようにするためとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知すること(以下「調査業務」という。))を委託することができる。

2 電気供給者は、前項の規定により登録調査機関に調査業務を委託したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失つたときも、同様とする。

3 前条第一項の規定は、電気供給者が第一項の規定により登録調査機関に調査業務を委託しているときは、その委託に係る一般用電気工作物については、適用しない。

第五章 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関

第三節 登録調査機関

(登録)  
第八十九条 第五十七条の二第一項の登録は、経済産業省令で定めるところにより、電気供給者の委託を受けて調査業務を行おうとする者の申請により行う。

第二百六条  
4 経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、自家用電気工作物を設置する者又は登録調査機関に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

5 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、機構に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

6 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録安全管理審査機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

7 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関又は支援機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

## ○電気事業法施行令〔抄〕

〔昭和四十年六月十五日〕  
政令第一百六号

最終改正 平成一五年二月一七日政令第五二六号

### 第八条

4 法第百六条第四項の規定により経済産業大臣が登録調査機関に対し報告をさせることができる事項は、その事業の運営に関する事項とする。

## ○電気事業法施行規則〔抄〕

〔平成七年十月十八日〕  
通商産業省令第七十七号

最終改正 平成一六年三月一六日経済産業省令第三二号

第二条の二 法第一条第一項第七号の経済産業省令で定める要件は、次項に定める一の需要場所にお

ける電気の使用者の需要が、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 一般電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。）が維持し、及び運用する特別高圧電線路又は高圧電線路から受電する者であつて、契約電力（一般電気事業者又は特定規模電気事業者との契約上使用できる最大電力をいう。）が原則として五百キロワット以上の者の需要

二 沖縄電力株式会社が維持し、及び運用する特別高圧電線路から受電する者であつて、使用最大電力が原則として二千キロワット以上の者の需要

2 前項の一の需要場所は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 一の建物内（集合住宅その他の複数の者が所有し、又は占有している一の建物内であつて、一般電気事業者以外の者が所有する受電設備を介して電気の供給を受ける当該一の建物内の全部又は一部が存在する場合には、当該全部又は一部）

二 さく、へいその他の客観的な遮断物によって明確に区画された一の構内

三 隣接する複数の前号に定める構内であつて、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いもの

四 道路その他の公共の用に供せられる土地（前二号に掲げるものを除く。）において、一般電

気事業者以外の者が所有する受電設備を介して電気の供給を受ける街路灯その他の施設が設置されている部分

第五十条 法第四十二条第一項の保安規程は、使用前自主検査、溶接事業者検査又は定期事業者検査（以下「法定事業者検査」と総称する。）を実施する組織については次の第一号から第九号までに掲げる事項について、それ以外の組織については次の第一号から第七号まで及び第九号に掲げる事項について定めるものとする。ただし、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、鉄道営業法明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される家用電気工作物については発電所、変電所及び送電線路に係る次の事項について、原子力設備については、蒸気タービン、補助ボイラー並びに補助ボイラーに属する燃料燃焼設備及びばい煙大気汚染防止法昭和四十三年法律第九十七号）（第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の処理設備（以下「ばい煙処理設備」という。）の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な次の事項並びに溶接事業者検査に係る次の第八号に掲げる事項について定めることをもって足りる。

一 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。

二 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する保安教育に関すること。

三 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること。

四 事業用電気工作物の運転又は操作に関すること。

五 発電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。

六 災害その他非常の場合に採るべき措置に関すること。

七 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての記録に関すること。

八 事業用電気工作物の法定事業者検査に係る実施体制及び記録の保存に関すること。

九 その他事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項

4 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項の規定により東南海・南海地震防災対策推進地域として指定された地域（以下「推進地域」という。）内に電気事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者（同法第六条第一項に規定する者を除き、同法第二条第一項に規定する東南海・南海地震（以下「東南海・南海地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定す

る東南海・南海地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項に掲げる事項のほか、次の事項について保安規程に定めるものとする。

一 東南海・南海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。

二 東南海・南海地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関すること。

5 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による推進地域の指定の際、現に当該推進地域内において電気事業の用に供する電気工作物を設置している電気事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。

第五十二条

2 自家用電気工作物であつて、出力千キロワット未満の発電所（原子力発電所を除く。）のみに係る前項の表一、二、三若しくは七の事業場、七千ボルト以下で受電する需要設備のみに係る同表三若しくは七の事業場又は電圧六百ボルト以下の配電線路を管理する事業場のみに係る同表七の事業場のうち、当該発電所、需要設備又は配電線路を管理する事業場の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）を委託する契約（以下「委託契約」という。）を次

条に規定する要件に該当する者と締結しているものであつて、保安上支障がないものとして経済産業大臣（事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その所在地を管轄する経済産業局長。第五十三条第一項、第二項及び第五項において同じ。）の承認を受けたもの並びに発電所、変電所及び送電線路以外の自家用電気工作物であつて鉱山保安法が適用されるものみに係る同表三又は七の事業場については、同項の規定にかかわらず、電気主任技術者を選任しないことができる。

3 事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者に二以上の事業場又は設備の主任技術者を兼ねさせてはならない。ただし、事業用電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（監督に係る事業用電気工作物が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その設置の場所を管轄する経済産業局長。第五十三条の二において同じ。）の承認を受けた場合は、この限りでない。

第五十二条の二 前条第二項の要件は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一 個人事業者（事業を行う個人をいう。）

イ 電気主任技術者免状の交付を受けていること。

ロ 別に告示する要件に該当していること。

ハ 別に告示する機械器具を有していること。

<p>二 保安管理業務を実施する事業場の種類及び規模に応じて別に告示する算定方法で算定した値が別に告示する値未満であること。</p> <p>ホ 保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>ヘ 次条第五項の規定による取消しにつき責めに任ずべき者であつて、その取消しの日から二年を経過しないものでないこと。</p> <p>二 法人</p> <p>イ 前条第二項の承認の申請に係る事業場（以下「申請事業場」という。）の保安管理業務に従事する者（以下「保安業務従事者」という。）が前号イ及びロの要件に該当していること。</p> <p>ロ 別に告示する機械器具を有していること。</p> <p>ハ 保安業務従事者であつて申請事業場を担当する者（以下「保安業務担当者」という。）ことに、担当する事業場の種類及び規模に応じて別に告示する算定方法で算定した値が別に告示する値未満であること。</p> <p>二 保安管理業務を遂行するための体制が、保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>ホ 次条第五項の規定により取り消された承認に係る委託契約の相手方で、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。ただし、その取消しにつき、委託契約の相手方の責め</p>	<p>に帰することができなときは、この限りでない。</p> <p>ヘ 次条第五項の規定による取消しにつき責めに任ずべき者であつて、その取消しの日から二年を経過しないものを保安管理業務に従事させていないこと。</p> <p>第五十三条 第五十二条第二項の承認を受けようとする者は、様式第四十三の保安管理業務外部委託承認申請書に次の書類を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 委託契約の相手方の職務に関する説明書</p> <p>二 委託契約書の写し</p> <p>三 委託契約の相手方が前条の要件に該当することを証する書類</p> <p>2 経済産業大臣は、第五十二条第二項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認るときでなければ、同項の承認をしてはならない。</p> <p>一 委託契約の相手方が前条の要件に該当していること。</p> <p>二 委託契約の相手方が前条第二号の要件に該当する者である場合は、保安業務担当者が定められていること。</p> <p>三 委託契約は、保安管理業務を委託することのみを内容とする契約であること。</p> <p>四 申請事業場の電気工作物が、第四十八条第一項各号に掲げる場所に設置する電気工作物でないこと。</p>	<p>五 申請事業場の電気工作物の点検を、別に告示する頻度で行うこと並びに災害、事故その他非常の場合における当該事業場の電気工作物を設置する者（以下「設置者」という。）と委託契約の相手方（委託契約の相手方が前条第二号の要件に該当する者の場合にあつては保安業務担当者を含む。）との連絡その他電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任その他必要事項が委託契約に定められていること。</p> <p>六 委託契約の相手方（委託契約の相手方が前条第二号の要件に該当する者の場合にあつては保安業務担当者）の主たる連絡場所が当該事業場に遅滞なく到達し得る場所にあること。</p> <p>3 第五十二条第二項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第一号の要件に該当する者（以下「電気管理技術者」という。）及び前条第二号の要件に該当する者（以下「電気保安法人」という。）並びに保安業務従事者は、その職務を誠実に履行しなければならない。また、電気保安法人は、その保安業務従事者にその職務を誠実に履行せなければならない。</p> <p>4 第五十二条第二項の承認を受けた者は、その承認に係る事業場の電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、その承認に係る委託契約の相手方の意見を尊重しなければならない。</p>
---	---	---

<p>5 経済産業大臣は、第五十二条第二項の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。</p> <p>一 第二項各号のいずれかに該当しなくなつたとき。</p> <p>二 電気管理技術者又は電気保安法人が、第五十二条第二項の承認に係る委託契約によらないで保安管理業務を行ったとき。</p> <p>三 電気管理技術者、電気保安法人又は保安業務従事者が第三項の規定に違反したとき。</p> <p>四 不正の手段により第五十二条第二項の承認を受けたとき。</p> <p>第五十三条の二 第五十二条第三項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第四十四の主任技術者兼任承認申請書に次の書類を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 兼任を必要とする理由を記載した書類</p> <p>二 主任技術者の職務に関する説明書</p> <p>第八十九条 法第五十四条第一項の経済産業省令で定める電気工作物は、原子力発電所に属する蒸気タービンとする。</p> <p>第八十九条の二 法第五十四条第一項の経済産業省令で定める圧力は、最高使用圧力零キロパスカルとする。</p> <p>第九十条 法第五十四条第一項の経済産業省令で定める発電用原子炉及びその附属設備は、原子炉本体、原子炉冷却系統設備、計測制御系統設備、燃</p>	<p>料設備、放射線管理設備、廃棄設備、原子炉格納施設及び非常用予備発電装置とする。</p> <p>第九十一条 法第五十四条第一項の経済産業省令で定める時期は、次のとおりとする。</p> <p>一 原子力発電所に属する蒸気タービンにあつては、運転が開始された日又は定期検査が終了した日から一年を経過した日以降十二月を超えない時期</p> <p>二 第九十条で定めるものにあつては、運転が開始された日又は定期検査が終了した日以降三月を超えない時期</p> <p>第九十二条 法第五十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 使用の状況から前条に規定する時期に定期検査を行う必要がないと認めて経済産業大臣が定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。</p> <p>二 災害その他非常の場合において、前条に規定する時期に定期検査を受けることが著しく困難であると認めて経済産業大臣が定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。</p> <p>第九十三条 定期検査を受けようとする者は、様式第六十一の定期検査申請書を希望する検査開始日の一月前までに提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請には、次に掲げる事項を説明する書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>一 定期検査の期間において行われる定期事業者</p>
<p>検査の計画</p> <p>二 前号の定期事業者検査に関する放射線管理</p> <p>3 第一項の申請書又は前項各号の書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。</p> <p>4 第一項の申請書及び第二項の書類又は前項の書類の提出部数は、正本及びその写し各一通とする。</p> <p>第九十三条の二 経済産業大臣は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第九十条の二各号に掲げる事項について行うべき検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第五十四条第二項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。</p> <p>2 経済産業大臣は、前条第一項の申請書又は同条第三項の書類の提出を受けた場合には、機構に対し、当該申請に係る法第五十四条第二項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部の実施について、次に掲げる事項を記した通知書により通知するものとする。</p> <p>一 検査を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名</p> <p>二 検査を受ける特定重要電気工作物を設置する発電所の名称</p> <p>三 検査を実施する時期</p> <p>四 検査を実施する場所</p> <p>五 検査の対象</p>	<p>第九十一条 法第五十四条第一項の経済産業省令で定める時期は、次のとおりとする。</p> <p>一 原子力発電所に属する蒸気タービンにあつては、運転が開始された日又は定期検査が終了した日から一年を経過した日以降十二月を超えない時期</p> <p>二 第九十条で定めるものにあつては、運転が開始された日又は定期検査が終了した日以降三月を超えない時期</p> <p>第九十二条 法第五十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 使用の状況から前条に規定する時期に定期検査を行う必要がないと認めて経済産業大臣が定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。</p> <p>二 災害その他非常の場合において、前条に規定する時期に定期検査を受けることが著しく困難であると認めて経済産業大臣が定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。</p> <p>第九十三条 定期検査を受けようとする者は、様式第六十一の定期検査申請書を希望する検査開始日の一月前までに提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請には、次に掲げる事項を説明する書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>一 定期検査の期間において行われる定期事業者</p>
<p>検査の計画</p> <p>二 前号の定期事業者検査に関する放射線管理</p> <p>3 第一項の申請書又は前項各号の書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。</p> <p>4 第一項の申請書及び第二項の書類又は前項の書類の提出部数は、正本及びその写し各一通とする。</p> <p>第九十三条の二 経済産業大臣は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第九十条の二各号に掲げる事項について行うべき検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第五十四条第二項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。</p> <p>2 経済産業大臣は、前条第一項の申請書又は同条第三項の書類の提出を受けた場合には、機構に対し、当該申請に係る法第五十四条第二項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部の実施について、次に掲げる事項を記した通知書により通知するものとする。</p> <p>一 検査を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名</p> <p>二 検査を受ける特定重要電気工作物を設置する発電所の名称</p> <p>三 検査を実施する時期</p> <p>四 検査を実施する場所</p> <p>五 検査の対象</p>	<p>第九十一条 法第五十四条第一項の経済産業省令で定める時期は、次のとおりとする。</p> <p>一 原子力発電所に属する蒸気タービンにあつては、運転が開始された日又は定期検査が終了した日から一年を経過した日以降十二月を超えない時期</p> <p>二 第九十条で定めるものにあつては、運転が開始された日又は定期検査が終了した日以降三月を超えない時期</p> <p>第九十二条 法第五十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 使用の状況から前条に規定する時期に定期検査を行う必要がないと認めて経済産業大臣が定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。</p> <p>二 災害その他非常の場合において、前条に規定する時期に定期検査を受けることが著しく困難であると認めて経済産業大臣が定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。</p> <p>第九十三条 定期検査を受けようとする者は、様式第六十一の定期検査申請書を希望する検査開始日の一月前までに提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請には、次に掲げる事項を説明する書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>一 定期検査の期間において行われる定期事業者</p>



<p>六 検査の方法</p> <p>3 前項の通知書には、前条第一項の申請書及び添付書類又は同条第三項の書類の写しを添付するものとする。</p> <p>4 経済産業大臣は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかにその旨を機構に連絡するものとする。</p> <p>(定期安全管理検査)</p> <p>第九十四条 法第五十五条第一項の経済産業省令で定める電気工作物は、次に掲げるものとする。ただし、非常用予備発電装置に属するものを除く。</p> <p>一 蒸気タービン（原子力発電所に属するもの又は出力千キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）</p> <p>二 ボイラー</p> <p>三 独立過熱器</p> <p>四 蒸気貯蔵器</p> <p>五 ガスタービン（出力千キロワット以上の発電設備に係るもの（内燃ガスタービンにあってはガス圧縮機に限る。）に限る。）</p> <p>六 液化ガス設備（液化ガス用燃料設備以外の液化ガス設備にあっては、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項及び第二十六年法律第二百四号）第五条第一項及び第二項並びに第二十四条の二に規定する事業所に該当する火力発電所の原動力設備に係るものに限る。）</p> <p>七 燃料電池用改質器（最高使用圧力九十八キロ</p>	<p>バスカル以上の圧力を加えられる部分がある燃料電池用改質器のうち、出力五百キロワット以上の発電設備に係るものであって、内径が二百ミリメートルを超え、かつ、長さが三メートルを超え、かつ、内容及び内容積が〇・〇四立方メートルを超えるものに限る。）</p> <p>八 ガス化炉設備</p> <p>2 法第五十五条第一項の経済産業省令で定める発電用原子炉及びその附属設備は、原子炉本体、原子炉冷却系統設備、計測制御系統設備、燃料設備、放射線管理設備、廃棄設備、原子炉格納施設、補助ボイラー及び非常用予備発電装置とする。</p> <p>第九十四条の二 定期事業者検査は、次に掲げる時期に行うものとする。</p> <p>一 蒸気タービン（原子力発電所に属するものを除く。）にあっては、運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降四年を超えない時期</p> <p>二 蒸気タービン（原子力発電所に属するものに限る。）にあっては、運転が開始された日又は第九十条の二第五号の定期事業者検査が終了した日から一年を経過した日以降十三月を超えない時期</p> <p>二 ガスタービン（出力一万キロワット未満の発電設備に係るものに限る。）にあっては、運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降三年を超えない時期</p>	<p>三 ボイラー、独立過熱器、蒸気貯蔵器、ガスタービン（出力一万キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）、液化ガス設備又はガス化炉設備にあっては、運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降二年を超えない時期</p> <p>四 燃料電池用改質器及び補助ボイラー（原子力発電所に属するものに限る。）にあっては、運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降十三月を超えない時期</p> <p>五 前条第二項で定めるもの（補助ボイラーを除く。）にあっては、運転が開始された日又は第九十条の二第五号の定期事業者検査が終了した日以降十三月を超えない時期</p> <p>2 次に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず、経済産業大臣（特定電気工作物（原子力発電所に属するものを除く。）に係る定期事業者検査の場合にあっては、その特定電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長。以下この条において同じ。）が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。</p> <p>一 使用の状況から前項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認め、経済産業大臣が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。</p> <p>二 災害その他非常の場合において、前項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認め、経済産業大臣が定期事業</p>
---	---	--

者検査を行つべき時期を定めて承認したとき。

3 前項各号の承認を受けよとする者は、様式第六十一の二の定期事業者検査時期変更承認申請書に使用の状況を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、前項第二号の承認を受けよとする場合には、当該書類を添付することを要しない。

第九十四条の三 定期事業者検査は、次に掲げる方法で行つものとする。

一 開放、分解その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法

二 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

第九十四条の四 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 検査年月日

二 検査の対象

三 検査の方法

四 検査の結果

五 検査を実施した者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七 検査の実施に係る組織

八 検査の実施に係る工程管理

九 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

十 検査記録の管理に関する事項

十一 検査に係る教育訓練に関する事項

2 定期事業者検査の結果の記録は、原子力発電所に属する特定電気工作物に係る前項各号に掲げる事項については、その特定電気工作物が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとし、それ以外の特定電気工作物に係るものについては、同項第一号から第六号までに掲げる事項については五年間、前項第一号から第六号までに掲げる事項については、五年間保存するものとし、同項第七号から第十一号までに掲げる事項については、当該定期事業者検査を行った後最初の法第五十五条第四項において準用する法第五十条の第二七項の通知を受けるまでの期間保存するものとする。

第九十四条の四の二 法第五十五条第三項の経済産業省令で定める原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物は、発電用原子力設備に関する構造等の技術基準第二条に規定する第一種機器に属する容器及び管（フランジその他の接合部及びシール部並びに蒸気発生器伝熱管及び原子力用オーステナイト系低炭素ステンレス鋼（炭素含有量が〇・〇二パーセント以下であつて、かつ、引張強さが五二〇ニュートン毎平方ミリメートル以上のものに限る。）を用いた管を除く。）並びに炉心支持構造物（炉心シールド及びシールドサポーターリングに限る。）とする。

2 法第五十五条第三項の規定により、次の表の上

欄に掲げる事項に依り、評価を行う。	評価事項	評価方法
<p>一 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和四十年通商産業省令第六十二号。以下この号において「省令」という。）第九条の二の規定に適合しなくなる等と見込まれる時期</p>	<p>次の各号により当該特定電気工作物ごとに評価を実施する。</p> <p>一 定期事業者検査により確認したき裂、孔その他の損傷（以下「き裂等」という。）の発生原因を推定するとともに、き裂等の形状及び大きさを特定すること。</p> <p>二 前号で特定したき裂等の形状及び大きさに基づき、所定の期間を設定して、その期間におけるき裂等の進展を予測すること。</p> <p>三 前号の予測どおりにき裂等が進展したと仮定したとき、上欄の省令の規定に適合しなくなると見込まれる時期を定めること。</p>	
<p>3 法第五十五条第三項の評価の結果の記録は、次</p>	<p>二 補修等の措置の内容</p>	<p>前号の下欄に掲げる評価方法により評価した結果、補修等の措置を講じた必要があるときは、その時期範囲及び方法が適切であること。</p>

に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 評価年月日
  - 二 評価の対象
  - 三 評価の方法
  - 四 評価の結果
  - 五 評価を実施した者の氏名
  - 六 評価の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
  - 七 評価の実施に係る組織
  - 八 評価の実施に係る工程管理
  - 九 評価において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
  - 十 評価記録の管理に関する事項
  - 十一 評価に係る教育訓練に関する事項
- 4 法第五十五条第三項の評価の結果の記録は、評価された特定電気工作物が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。
- 5 法第五十五条第三項の評価の結果の報告は、第三項第一号から第六号までに掲げる事項について、その評価が実施された後、速やかに行うものとする。
- 第九十四条の五 法第五十五条第四項の経済産業省令で定める時期は、次のとおりとする。
- 一 直近の法第五十五条第六項において準用する法第五十条の二第七項の通知（以下この号において単に「通知」という。）において定期事業者検査（原子力発電所に係るものを除く。以下

この号において同じ。）の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であつて、当該通知を受けた日から三年を超えない時期に定期事業者検査を行ったものについては、当該通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期

二 前号に規定する組織以外の組織については、定期事業者検査（原子力発電所に属する補助ボイラーに係るものを除く。）を行う時期

2 法第五十五条第四項の経済産業省令で定める原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物は、第九十四条第一項第一号の蒸気タービン（原子力発電所に属するものに限る。）及び同条第二項に規定するものとする。

第九十四条の六 法第五十五条第四項の審査（以下「定期安全管理審査」という。）であつて、機構又は指定安全管理審査機関が行うもの以外のものを受けよつとする者は、様式第六十二の定期安全管理審査申請書を提出しなければならない。

2 機構又は指定安全管理審査機関が行う定期安全管理審査を受けよつとする者は、機構又は当該指定安全管理審査機関が定めるところにより、定期安全管理審査申請書を機構又は当該指定安全管理審査機関に提出しなければならない。

第九十四条の七 第七十三条の八及び第七十三条の九の規定は、定期安全管理検査に準用する。この場合において、第七十三条の八中「法第五十条の

「第四項」とあるのは、「法第五十五条第五項」と、第七十三条の九中「法第五十条の二第五項」とあるのは、「法第五十五条第六項において準用する法第五十条の二第五項」と読み替えるものとする。

2 経済産業大臣は、法第五十五条第六項において準用する法第五十条の二第七項の通知（機構が行つた法第五十五条第四項の規定による審査の結果に基づき同条第六項において準用する法第五十条の二第六項の評定の結果に限る。）の写し一通を機構に送付するものとする。

（電磁的方法による保存）

第九十四条の八 第七十三条の五第一項各号、第八十二条の二第一項各号、第九十四条の四第一項各号及び第九十四条の四の二第三項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第五十条の二第一項、第五十二条第一項、第五十二条第一項並びに第五十五条第一項及び第三項に規定する当該事項が記載された記録の保存に代えることができる。

第九十六条 法第五十七条第一項の規定による調査は、次の各号により行うものとする。

一 調査は、一般用電気工作物が設置された時及び変更の工事（口に掲げる一般用電気工作物にあつては、受電電力の容量の変更を伴つ変更の

工事に限る。)が完成した時に行うほか、次に掲げる頻度で行うこと。

イ 口に掲げる一般用電気工作物以外の一般用電気工作物にあつては、四年に一回以上

ロ 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定に基づき設立された社団法人、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第二十七條の二の規定に基づき設立された事業協同組合又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第百八十五号)第四十二條の規定に基づき設立された工業組合(組合員に出資をさせるものに限る。)であつて、一般用電気工作物の所有者又は占有者から一般用電気工作物の維持及び運用に関する保安の業務(以下「保守管理業務」といふ。)を受託する事業を行うことについて、当該受託事業を行う区域を管轄する経済産業局長(当該受託事業を行う区域が二以上の経済産業局の管轄区域にわたるときは、経済産業大臣。以下「所轄経済産業局長」といふ。)の承認を受けたもの(以下「承認法人」といふ。)が保守管理業務を受託している一般用電気工作物(以下「受託電気工作物」といふ。)にあつては、五年に一回以上

二 法第五十七條第二項の規定による通知をしたときは、その通知に係る一般用電気工作物について、その通知後相当の期間を経過したときに、

その一般用電気工作物の所有者又は占有者の求めに応じて再び調査を行うこと。

三 調査は、法第九十條第一項第二号イから八までのいずれかに該当する者が行うこと。

四 調査を行う者(以下「調査員」といふ。)は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示すること。

五 調査は、測定器又は目視による方法その他の適切な方法により行うこと。

## 第五章 ガス設備関係

### ○ガス事業法〔抄〕

〔昭和二十九年三月三十一日法律第五十一号〕

最終改正 平成一五年六月一八日法律第九二号

#### 第二條

5 この法律において「ガス導管事業」とは、自らが維持し、及び運用する特定導管(経済産業省令で定める規模以上の供給能力を有する導管をいふ。以下同じ。)によりガスの供給(ガスを供給する事業を営む他の者に対するもの及び大口供給に限る。)を行う事業(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するもの及び一般ガス事業者がその供給区域内において行うものを除く。)をいふ。

6 この法律において「ガス導管事業者」とは、第三十七條の七の二第一項の規定による届出をした者をいふ。

7 この法律において「大口供給」とは、ガスの使用者の一定数量以上の需要に応じて行う導管によるガスの供給(経済産業省令で定める密接な関係を有する者に対して行うものを除く。)であつて、経済産業省令で定める要件に該当するものをいふ。

8 この法律において「大口ガス事業」とは、大口供給を行う事業(特定ガス発生設備においてガス

を発生させ、導管によりこれを供給するもの、一般ガス事業者がその供給区域内において行うもの及びガス導管事業を除く。をいう。

9 この法律において「大口ガス事業者」とは、第三十七条の九第一項の規定による届出をして大口供給を行う者をいう。

10 この法律において「ガス事業」とは、一般ガス事業、簡易ガス事業、ガス導管事業及び大口ガス事業をいう。

11 この法律において「ガス事業者」とは、一般ガス事業者、簡易ガス事業者、ガス導管事業者及び大口ガス事業者をいう。

12 この法律において「託送供給」とは、ガスを供給する事業を営む他の者から導管によりガスを受け入れたガス事業者が、同時に、その受け入れた場所以外の場所において、当該他の者のガスを供給する事業の用に供するためガスの量の変動であつて経済産業省令で定める範囲内のものに応じ、当該他の者に対して、導管によりガスの供給を行うことをいう。

13 この法律において「ガス工作物」とは、ガスの供給のために施設するガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備、排送機、圧送機、整圧器、導管、受電設備その他の工作物及びこれらの附属設備であつて、ガス事業の用に供するものをいう。

14 一般ガス事業者がその供給区域内において簡易ガス事業を営むときは、その簡易ガス事業は、一

般ガス事業とみなす。

第十六条 一般ガス事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域又は供給地点における一般の需要に應ずるガスの供給を拒んでならない。

2 一般ガス事業者は、この法律又は他の法律の規定による許可若しくは登録を受け、又は届出をし、その許可若しくは登録を受けたところ又はその届け出たところによつてする場合を除き、その供給区域以外の地域又はその供給区域内における供給地点以外の地点において、一般の需要に応じ導管によりガスを供給してはならない。

第十七条 一般ガス事業者は、ガスの料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合しているとき認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。  
二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 一般ガス事業者及びガスの使用者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

5 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、一般ガス事業者に対し、相当の期限を定め、その供給約款を変更すべきことを命ずることができ。

一 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

二 一般ガス事業者及びガスの使用者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

三 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

第二十八条 一般ガス事業者は、一般ガス事業（一般ガス事業者がガス導管事業又は大口ガス事業を行う場合にあつては、そのガス導管事業又は大口ガス事業を含む。以下この節において同じ。）の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

#### 第六章 ガス用品

#### 第七章 雑則

#### 第八章 罰則

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

十 第四十条の四の規定に違反した者  
第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、  
三十万円以下の罰金に処する。

三 第三十条第三項（第三十七条の七第三項、第三十七条の八及び第三十七条の十において準用する場合を含む。）、第三十六条（第三十七条の七第一項、第三十七条の八、第三十七条の十及び第三十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十条の三又は第四十七条の二第一項の規定による命令に違反した者

### ○ガス事業法施行令〔抄〕

〔昭和二十九年四月一日〕  
政令第六十八号

最終改正 平成一五年二月一七日政令第五二六号

#### 別表第一（第七条関係）

- 一 ガス瞬間湯沸器（ガスの消費量が七〇キロワット以下のものに限り、液化石油ガス用のものを除く。）
- 二 ガスストーブ（ガスの消費量が一九キロワット以下のものに限り、液化石油ガス用のものを除く。）
- 三 ガスパイパー付ふるがま（ガスの消費量が二一キロワット（専用の給湯部を有するものにあつては、九一キロワット）以下のものに限り、液化石油ガス用のものを除く。）

四 ガスふるパイパー（ガスの消費量が二一キロワット以下のものに限り、ふるがまに取り付けられているもの及び液化石油ガス用のものを除く。）

### ○ガス事業法施行規則〔抄〕

〔昭和四十五年十月九日〕  
通商産業省令第九十七号

最終改正 平成一六年三月一六日経済産業省令第三二号

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律〔抄〕

〔昭和四十二年十二月二十八日〕  
法律第四百四十九号

最終改正 平成一五年六月一八日法律第九二号

#### 第二条

3 この法律において「液化石油ガス販売事業」とは、液化石油ガスを一般消費者等に販売する事業（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項のガス事業及び同法第二十三条又は第二十四条の届出をして行う事業を除く。）をいう。

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令〔抄〕

〔昭和四十三年二月七日〕  
政令第十四号

最終改正 平成一五年二月一七日政令第五二六号

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則〔抄〕

〔平成九年三月十日〕  
通商産業省令第十一号

最終改正 平成一六年二月一七日経済産業省令第二五号

## 第六章 排水設備関係

### ○水質汚濁防止法（抄）

〔昭和四十五年十二月二十五日  
法律第百三十八号〕

最終改正 平成一五年六月一八日法律第九二号

### ○水質汚濁防止法施行令（抄）

〔昭和四十六年六月十七日  
政令第百八十八号〕

最終改正 平成一五年一〇月一日政令第四四九号

### ○湖沼水質保全特別措置法（抄）

〔昭和五十九年七月一十七日  
法律第百六十一号〕

最終改正 平成一五年六月一八日法律第九二号

### ○下水道法（抄）

〔昭和三十三年四月二十四日  
法律第七十九号〕

最終改正 平成一五年七月二四日法律第一二五号

### ○下水道法施行令（抄）

〔昭和三十四年四月二十二日  
政令第百四十七号〕

最終改正 平成一五年九月二五日政令第四三三号

第六条 法第八条（法第二十五条の十において準用

する場合を含む。次項において同じ。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質の技術上の基準は、雨水の影響の少ない時において、次の各号に掲げる項目についてそれぞれ当該各号に定める数値とする。この場合において、当該数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

一 水素イオン濃度 水素指数五・八以上八・六

二 大腸菌群数 以下

一 立方センチメートルにつき三千個以下

二 リットルにつき四十三グラム以下

三 浮遊物質

四 生物化学的酸素要求量、窒素含有量及び燃<sup>レ</sup>含有量

五 計画放流水質に適合する

六 第五條の六第一項に規定す

七 数値

八 前項に定めるもののほか、合流式の公共下水道（流域関連公共下水道を除く。）からの放流水又は合流式の流域下水道及びそれに接続しているすべての合流式の流域関連公共下水道からの放流水の水質についての法第八条に規定する政令で定める技術上の基準は、国土交通省令・環境省令で定める降雨による雨水の影響が大きい時において、合流式の公共下水道（流域関連公共下水道を除く。）の各吐口又は合流式の流域下水道及びそれに接続しているすべての合流式の流域関連公共下

水道の各吐口からの放流水に含まれる生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量の総量を、当該各吐口からの放流水の総量で除した数値が、一リットルにつき五日間に四十三グラム以下であることとする。この場合において、これらの総量は、国土交通省令・環境省令で定める方法により測定し、又は推計した場合における総量とする。

三 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により、第一項各号に掲げる項目について同項各号に定める基準より厳しい排水基準が定められ、又は同項各号に掲げる項目以外の項目についても排水基準が定められている放流水については、同項の規定にかかわらず、その排水基準を当該項目に係る水質の基準とする。

四 前三項の規定によるもののほか、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第八条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例により、同条第一項の排出基準のうち同法第二条第四項に規定する排出水に係るもの（以下「水質排出基準」という。）が定められている放流水については、その水質排出基準を同条第一項に規定するダイオキシン類（以下単に「ダイオキシン類」という。）の量に係る水質の基準とする。

第八條 法第十条第三項に規定する政令で定める技

術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 排水設備は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、公共下水道のますその他の排水施設又は他の排水設備に接続させること。
- 二 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。
- 三 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- 四 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。
- 五 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、百分の一以上とすること。
- 六 排水管の内径及び排水渠の断面積は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- 七 汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く、以下この条において同じ。）を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限り

でない。

- 八 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールを設けること。
- イ もつばら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所
- ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。
- ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の百二十倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所
- 九 ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた）を設けること。
- 十 ますの底には、もつばら雨水を排除すべきますにあつては深さが十五センチメートル以上のどろためを、その他のますにあつてはその接続する管渠の内径又は内のり幅に及び相当の幅のインバートを設けること。
- 十一 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

### ○下水道法施行規則（抄）

〔昭和四十二年十二月十九日  
建設省令第三十七号〕

最終改正 平成十六年三月二日国土交通省令第二号

### ○浄化槽法（抄）

〔昭和五十八年五月十八日  
法律第四十三号〕

最終改正 平成十五年六月一日法律第九六号

### ○浄化槽法施行令（抄）

〔平成十三年九月十九日  
政令第三百十号〕

最終改正 平成十六年三月一九日政令第四七号

### ○騒音規制法（抄）

〔昭和四十三年六月十日  
法律第九十八号〕

最終改正 平成十五年六月一日法律第九二号



## 第七章 その他の施設・設備関係

### ○自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（抄）

〔昭和三十七年八月二十日  
政令第三百二十九号〕

最終改正 平成一六年三月二四日政令第五九号

#### 第四条

2 法第十一条第三項の政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 自動車が、工作物の損壊、危険物の爆発、火事その他の事故による危害を防止し、又は軽減する用途が行われている間、当該用途の遂行のため駐車することがやむを得ない場合
- 二 自動車、自衛隊法第七十七条の規定による防衛出動待機命令又は同法第七十九条第一項の規定による治安出動待機命令に基づく待機が行われている間、当該待機のため駐車することがやむを得ない場合
- 三 自動車、医師若しくは歯科医師の往診又は助産師の出張による業務が行われている間、当該業務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合
- 四 自動車、生命が危険な状態にある傷病者を看護する用途が行われている間、当該用途のため駐車することがやむを得ない場合

五 自動車、報道機関による報道の取材が行われている間、当該報道のため駐車することがやむを得ない場合

六 自動車、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条各号のいずれかに掲げるもの並びに電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十八条第一項の規定の適用がある線路及び空中線並びにこれらの附属設備に係る工事が行われている間、当該工の実施のため駐車することがやむを得ない場合

七 自動車、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七十七条第一項の規定による道路の構造に関する調査が行われている間、当該調査の実施のため駐車することがやむを得ない場合

八 自動車、犯罪の予防、鎮圧又は捜査が行われている間、当該用途のため駐車することがやむを得ない場合

九 自動車、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第五章の規定による退去強制手続を執行する用途が行われている間、当該用途の遂行のため駐車することがやむを得ない場合

十 自動車、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第二十八条第一項に規定する事務（同法第四条第六十九号及び第七十号に掲げる事務に係るものに限る。）が行われている間、当該事務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合

い場合

十一 火事、出水等の事故その他自己の責めに帰することのできない理由により自動車の保管場所を使用することができないため道路上の場所を当該自動車の保管場所として使用し、又は道路において法第十一条第二項各号のいずれかに掲げる行為をすることがやむを得ない場合において、新たに自動車の保管場所を確保するため通常必要と認められる間、当該道路上の場所を管轄する警察署長に届けて当該行為をするとき。

### ○道路法（抄）

〔昭和二十七年六月十日  
法律第八十号〕

最終改正 平成一五年七月二四日法律第二五号

### ○道路法施行令（抄）

〔昭和二十七年十二月四日  
政令第四百七十九号〕

最終改正 平成一六年三月二四日政令第五九号

第九条 占用の期間は、水道法（昭和三十三年法律第七十七号）、工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）若しくは全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）、ガス事業法（昭和

二十九年法律第五十一号)、電気事業法(昭和三十一年法律第七十号)若しくは電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の規定に基づいて設ける水管(水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。)、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管(ガス事業法第二条第一項に規定する一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。)、若しくは電柱、電線若しくは公衆電話所(これらのうち、電気事業法に基づくものにあつては同法第二十条第一項第十号に規定する電気事業者(同項第八号に規定する特定規模電気事業者を除く。))がその事業の用に供するものに、電気通信事業法に基づくものにあつては同法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。)、又は石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第五十号)による石油パイプライン事業の用に供する石油管については十年以内とし、その他の占用物件については五年以内としなければならぬ。占用の期間が満了した場合において、これを更新しようとする場合の期間についても、同様とする。

○計量法〔抄〕

〔平成四年五月二十日〕  
〔法律第五十一号〕

最終改正 平成五年六月二日法律第七六号

○計量法施行令〔抄〕

〔平成五年十月六日〕  
〔政令第二百一十九号〕

最終改正 平成六年三月二十四日政令第五六号

○計量法、計量法施行令、計量法施行規則等の解釈及び運用について〔抄〕

〔平成六年七月一日〕  
〔六機局第二百九十号〕

〔廃止〕

○労働安全衛生法〔抄〕

〔昭和四十七年六月八日〕  
〔法律第五十七号〕

最終改正 平成五年七月二日法律第一〇二号

第十四条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の

区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

第六十一条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

第七十五条

4 前項の教習(以下「教習」という。)は、別表第十七に掲げる区分(以下「区分」という。)

5 免許試験の受験資格、試験科目及び受験手続並びに教習の受講手続その他免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第七十六条 第十四条又は第六十一条第一項の技能講習(以下「技能講習」という。)は、別表第十八に掲げる区分ごとに、学科講習又は実技講習によつて行う。

3 技能講習の受講資格及び受講手続その他技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

## ○労働安全衛生法施行令〔抄〕

〔昭和四十七年八月十九日  
政令第三百十八号〕

最終改正 平成一五年二月一九日政令第五三三号

### 第十三条

3 法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかなる場合を除く。）とする。

七 絶縁用防護具（対地電圧が五十ボルトを超える充電電路に用いられるものに限る。）

二十三 ガンマ線照射装置（薬事法第二条第四項に規定する医療用具で、厚生労働大臣が定めるものを除く。）

二十六 第一条第五号イからニまでに掲げる容器のうち、第一種圧力容器以外のもの（ゲージ圧力〇・メガパスカル以下で使用する容器で内容積が〇・〇一立方メートル以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇〇一以下の容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものを除く。）

二十七 大気圧を超える圧力を有する気体をその内部に保有する容器（第一条第五号イからニまでに掲げる容器、第二種圧力容器及び第七号に

掲げるアセチレン発生器を除く。）で内容積が〇・一立方メートルを超えるもの（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）

二十八 安全帯（墜落による危険を防止するためものに限る。）

第十五条 法第四十五条第一項の政令で定める機械等は、次のとおりとする。

一 第十二条第一項各号に掲げる機械等、第十三条第三項第五号、第六号、第八号、第九号、第十四号から第十九号まで及び第三十号から第三十四号までに掲げる機械等、第十四条第一号から第四号までに掲げる機械等並びに前条第十号及び第十一号に掲げる機械等

## ○ボイラー及び圧力容器安全規則〔抄〕

〔昭和四十七年九月三十日  
労働省令第三十三号〕

最終改正 平成一六年三月二六日国土交通省令第四四号

## 第五編 区分所有権の取引関係

### 第一章 宅地建物取引関係

#### ○宅地建物取引業法〔抄〕

〔昭和二十七年六月十日  
法律第百七十六号〕

最終改正 平成一五年六月一八日法律第九六号

第八十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条、第五十条第二項、第五十三条（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十二条第一項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）又は第七十七条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十七条、第四十六条第四項、第四十八条第一項又は第五十条第一項の規定に違反した者

三 第四十五条又は第七十五条の二の規定に違反した者

三の二 第四十八条第三項の規定に違反して従業員名簿を備えず、又はこれに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

四 第四十九条の規定による帳簿を備え付けず、又はこれに同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

五 第五十条の十二第一項、第六十三条第一項若しくは第三項（これらの規定を第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の第二項（第六十三条の三第二項及び第六十四条の十八において準用する場合を含む。）又は第七十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは事業計画書、事業報告書若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした事業計画書、事業報告書若しくは虚偽の資料を提出した者

六 第五十条の十二第一項、第六十三条の第一項（第六十三条の三第二項及び第六十四条の十八において準用する場合を含む。）又は第七十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は回避した者

七 第六十三条の五の規定に違反して寄託金保管簿を備えず、これに同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は寄託金保管簿を保存しなかつた者

○宅地建物取引業法施行令（抄）

〔昭和三十九年十二月二十八日  
政令第三百八十三号〕

最終改正 平成一六年三月二四日政令第五四号

第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づき許可等の処分政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十三条第一項、第五十二条の第二項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第六十五条第一項の許可並びに同法第五十八条第一項の規定に基づく条例の規定による処分
- 二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書及び第十二項ただし書、第五十二条第九項、第十項及び第十三項、第五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十七条の二第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の二第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第五十二条の二第三項の規定による指定、同法第八十六条第一項及び第二項並びに第八十六

- 条の二第一項の規定による認定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分
- 三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第八条第一項の許可
- 四 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条第一項の許可
- 五 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第八条第一項の許可
- 五の二 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）第五条第二項ただし書（同条第五項において準用する場合を含む。）の許可
- 五の三 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第一百六条第一項、第一百九十七条第一項及び第二百八十三条第一項の許可
- 六 土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百九号）第七十六条第一項の許可
- 六の二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第七条第一項、第二十六条第一項及び第六十七条第一項の許可
- 六の三 地方拠点都市地域の整備及び産業界務施

<p>設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第二十一条第一項の許可</p> <p>六の四 被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第七条第一項の許可</p> <p>七 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第三十四号）第三十二条第一項の承認</p> <p>七の二 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第五十一条第一項の承認</p> <p>八 旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律（昭和三十六年法律第九号）第十三条第一項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧防災建築街区造成法（昭和三十六年法律第一百十号）第五十五条第一項において準用する場合に限る。）の許可</p> <p>九 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第二十五条第一項の承認</p> <p>十 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百十五号）第三十四条第一項の承認</p> <p>十一 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第一百十号）第五条第一項ただし書の許可及び同法第三十八条第一項の承認</p> <p>十二 都市再開発法第七条の四第一項及び第六十六条第一項の許可</p>	<p>十三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項第四号に係る同項の許可</p> <p>十四 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第九条第一項の許可</p> <p>十五 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第七十三条第一項の許可</p> <p>十六 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項の許可</p> <p>十七 自然公園法（昭和三十一年法律第六十一号）第十三条第三項、第十四条第三項及び第二十四条第三項の許可並びに同法第六十条第一項（利用調整地区に係る部分を除く。）の規定に基づく条例の規定による処分</p> <p>十八 河川法（昭和二十九年法律第六十七号）第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七條第一項、第五十八條の四第一項及び第五十八條の六第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の許可</p> <p>十九 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第八条第一項の許可</p> <p>二十 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第四条第一項（同法第三条において準用する場合を含む。）の規定に基づく制限として行う処分</p> <p>二十一 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十八条第一項及び第四十二条第一項</p>	<p>の許可</p> <p>二十二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七条第一項の許可</p> <p>二十二の二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項及び第十六条第一項の許可</p> <p>二十三 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項並びに第三十四条第一項及び第二項（これらの規定を同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可</p> <p>二十四 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第九十一条第一項の許可</p> <p>二十五 土地収用法（昭和二十六年法律第二百二十九号）第二十八条の三第一項（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の許可</p> <p>二十六 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四十三条第一項及び第八十条第一項の許可、同法第四十五条第一項及び第八十一条第一項の規定に基づく制限として行う処分並びに同法第八十三条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第九十八条第二項の規定に基づく条例の規定による処分</p> <p>二十七 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十九条第一項ただし書（同法第五十五</p>
--	--	---

条の二第二項若しくは第五十六條の三第二項又は自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十七條第二項において準用する場合を含む。）の承認

第三條 法第三十五條第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の賃借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八條第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六條及び二十八條の規定により同法第三十八條第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 都市計画法第二十九條第一項及び第二項、第四十一條第二項、第四十二條第一項、第四十三條第一項、第五十二條の二第一項（同法第五十七條の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十二條の三第二項及び第四項（これらの規定を同法第五十七條の四及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十四條において準用する場合を含む。）、次項において同じ。）、第五十三條第一項、第五十七條第二項及び第四項、第五十八條第一項、第

五十八條の二第一項及び第二項、第六十五條第一項並びに第六十七條第一項及び第三項

二 建築基準法第三十九條第二項、第四十三條、第四十三條の二、第四十四條第一項、第四十五条第一項、第四十七條、第四十八條第一項から第十二項まで（同法第八十八條第二項において準用する場合を含む。）、第四十九條（同法第八十八條第二項において準用する場合を含む。）、第四十九條の二（同法第八十八條第二項において準用する場合を含む。）、第五十條（同法第八十八條第二項において準用する場合を含む。）、第五十二條第一項から第十三項まで、第五十二條の二第三項、第五十三條第一項から第六項まで、第五十三條の二第一項から第三項まで、第五十四條、第五十五條第一項から第三項まで、第五十六條、第五十六條の二、第五十七條の二、第五十八條、第五十九條第一項及び第二項、第五十九條の二第一項、第六十條第一項及び第二項、第六十條の二第一項から第三項まで及び第六項、第六十一條、第六十二條、第六十七條の二第一項及び第三項から第七項まで、第六十八條、第六十八條の二第一項及び第五項（これらの規定を同法第八十八條第二項において準用する場合を含む。）、第六十八條の九、第七十五條、第七十五條の二第五項、第七十六條の三第五項、第七十八條第一項から第四項まで並びに第八十六條の二第一項から第三項まで

三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第八條第一項

四 都市緑地保全法第五條第一項、第九條の七、第十八條及び第二十條第四項

五 生産緑地法第八條第一項

五の二 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第五條第一項及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）、

六 土地区画整理法第七十六條第一項、第九十九條第一項及び第三項、第百條第二項並びに第一百七十七條の二第一項及び第二項

六の二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三條において準用する土地区画整理法第九十九條第一項及び第三項並びに第百條第二項並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七條第一項、第二十六條第一項及び第六十七條第一項

六の三 地方拠点都市地域の整備及び産業界施設の再配置の促進に関する法律第二十一條第一項

六の四 被災市街地復興特別措置法第七條第一項七、新住宅市街地開発法第三十一條及び第三十二條第一項

七の二 新都市基盤整備法第三十九條において準用する土地区画整理法第九十九條第一項及び第三項並びに第百條第二項並びに新都市基盤整備

<p>法第五十条及び第五十一条第一項 八 旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律第十三条第一項（都市再開発法附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧防災建築街区造成法第五十五条第一項において準用する場合に限る。） 九 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二十五条第一項 十 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第三十四条第一項 十一 流通業務市街地の整備に関する法律第五条第一項、第三十七条第一項及び第三十八条第一項 十二 都市再開発法第七条の四第一項及び第六十六条第一項 十二の二 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十条第一項及び第二項 十二の三 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第六条第一項及び第二項 十二の四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十三条第一項及び第二項、第九十七条第一項、第二百三十条並びに第二百八十三条第一項 十三 港湾法第三十七条第一項第四号及び第四十条第一項 十四 住宅地区改良法第九条第一項</p>	<p>十五 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第四条第一項及び第八 条 十六 農地法第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第四十九条及び第七十三条第一項 十七 宅地造成等規制法第八条第一項 十八 自然公園法第十三条第三項、第十四条第三項、第二十四条第三項、第二十六条第一項、第三十六条及び第六十条第一項（利用調整地区に係る部分を除く。） 十九 河川法第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項及び第五十八条の六第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。） 二十 海岸法第八条第一項 二十一 砂防法第四条（同法第三条において準用する場合を含む。） 二十二 地すべり等防止法第十八条第一項及び第四十二条第一項 二十三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第七条第一項 二十三の二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第九条第一項及び第十六条第一項 二十四 森林法第十条の二第一項、第十条の十一の十三、第三十一条並びに第三十四条第一項及び第二項（これらの規定を同法第四十四条において準用する場合を含む。） 二十五 道路法第四十七条の七及び第九十一条第一項 二十六 全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第十一条第一項（同法附則第十三項において準用する場合を含む。） 二十七 土地収用法第二十八条の三第一項（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。） 二十八 文化財保護法第四十三条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第五項（これらの規定を同法第五十六条の十四において準用する場合を含む。次項において同じ。） 第二十八 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十</p>
<p>二十九 航空法第四十九条第一項（同法第五十五条の二第二項又は自衛隊法第七十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十六条の三第一項 三十 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第十四条第一項、第二十三条第一項並びに第二十七条の四第一項及び第三項（これらの規定を同法第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。） 三十一 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十</p>	<p>三十一 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十</p>
<p>三十一 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十</p>	<p>三十一 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十</p>

三号) 第九条第一項から第三項まで

## ○宅地建物取引業法施行規則 〔抄〕

〔昭和三十二年七月二十二日〕  
建設省令第十二号

最終改正 平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号

## 第二章 住宅の品質確保関係

### ○住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則〔抄〕

〔平成十二年三月三十一日〕  
建設省令第二十号

最終改正 平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号

## 第六編 管理組合の税務関係

### ○所得税法〔抄〕

〔昭和四十年三月三十一日〕  
法律第三十三号

最終改正 平成一六年三月三一日法律第一四号

### ○所得税法施行令〔抄〕

〔昭和四十年三月三十一日〕  
政令第九十六号

最終改正 平成一六年三月三一日政令第一〇〇号

第七十九条 法第三十三条第一項(譲渡所得)に規定する政令で定める行為は、建物若しくは構築物の所有を目的とする地上権若しくは賃借権(以下この条において「借地権」という。)(又は地役権(特別高圧架空電線の架設、特別高圧地中電線若しくはガス事業法第二十条第一項(定義)に規定するガス事業者が供給する高圧のガスを通ずる導管の敷設、飛行場の設置、懸垂式鉄道若しくは跨座式鉄道の敷設又は砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条(定義)に規定する砂防設備である導流堤その他財務省令で定めるこれに類するもの(第一号において「導流堤等」という。)(の設置、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四十条第十四項(定義)に規定する公共施設を設置若しくは同法第八条第一項第四号(地域地区)の特



定街区内における建築物の建築のために設定されたもので、建造物の設置を制限するものに限る。

以下この条において同じ。の設定（借地権に係る土地の転貸その他他人に当該土地を使用させる行為を含む）。以下この条において同じ。のうち、その対価として支払を受ける金額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額の十分の五に相当する金額を超えるものとする。

一 当該設定が建物若しくは構築物の全部の所有を目的とする借地権又は地役権の設定である場合、その土地（借地権者にあつては、借地権

次号において同じ。）の価額（当該設定が、地下若しくは空間について上下の範囲を定めた借地権若しくは地役権の設定である場合又は導流堤等若しくは河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号（河川区域）に規定する遊水地その他財務省令で定めるこれに類するもの設置を目的とした地役権の設定である場合には、当該価額の二分の一に相当する金額）

二 当該設定が建物又は構築物の一部の所有を目的とする借地権の設定である場合、その土地の価額に、その建物又は構築物の床面積（当該対価の額が、当該建物又は構築物の階その他利用の効用の異なる部分ごとにその異なる効用に係る適正な割合を勘案して算定されているときは、当該割合による調整後の床面積。以下この

号において同じ。）のうち当該借地権に係る建物又は構築物の一部の床面積の占める割合を乗じて計算した金額

### ○法人税法（抄）

〔昭和四十年三月三十一日〕  
法律第三十四号

最終改正 平成十六年三月二日法律第一四号

### ○法人税法施行令（抄）

〔昭和四十年三月三十一日〕  
政令第九十七号

最終改正 平成十六年三月二日政令第一〇一号

### ○消費税法（抄）

〔昭和六十三年十二月三十日〕  
法律第一百八号

最終改正 平成十六年三月二日法律第七号

第九條 事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が千万円以下である者については、第五條第一項の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務を免除する。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第十九條 この法律において、「課税期間」とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定

める期間とする。

一 個人事業者（第三号又は第三号の二に掲げる個人事業者を除く。）一月一日から十二月三十一日までの期間

二 法人（第四号又は第四号の二に掲げる法人を除く。）事業年度

三 第一号に定める期間を三月ごとの期間に短縮すること又は次号に定める各期間を三月ごとの期間に変更することについてその納税地を所轄する税務署長に届出書を提出した個人事業者  
一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間

三の二 第一号に定める期間を一月ごとの期間に短縮すること又は前号に定める各期間を一月ごとの期間に変更することについてその納税地を所轄する税務署長に届出書を提出した個人事業者  
一月一日以後一月ごとに区分した各期間

四 その事業年度が三月を超える法人で第一号に定める期間を三月ごとの期間に短縮すること又は次号に定める各期間を三月ごとの期間に変更することについてその納税地を所轄する税務署長に届出書を提出したもの、その事業年度をその開始の日以後三月ごとに区分した各期間（最後に三月未満の期間を生じたときは、その三月未満の期間）

四の二 その事業年度が一月を超える法人で第二

号に定める期間を一月ごとの期間に短縮すること又は前号に定める各期間を一月ごとの期間に変更することについてその納税地を所轄する税務署長に届出書を提出したもの、その事業年度をその開始の日以後一月ごとに区分した各期間（最後に一月未満の期間を生じたときは、その一月未満の期間）

### ○消費税法施行令〔抄〕

〔昭和六十三年十一月三十日政令第 三百六十号〕

最終改正 平成一六年三月三一日政令第一〇三号

### ○地方税法〔抄〕

〔昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号〕

最終改正 平成一六年三月三一日法律第一七号

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 地方団体 道府県又は市町村をいう。
- 二 地方団体の長 道府県知事又は市町村長をいう。
- 三 徴税吏員 道府県知事若しくはその委任を受けた道府県吏員又は市町村長若しくはその委任を受けた市町村吏員をいう。
- 四 地方税 道府県税又は市町村税をいう。
- 五 標準税率 地方団体が課税する場合に通常よ

るべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とする。

六 納税通知書 納税者が納付すべき地方税について、その賦課の根拠となつた法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で当該地方団体が作成するものをいう。

七 普通徴収 徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによつて地方税を徴収することをいう。

八 申告納付 納税者がその納付すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納付することをいう。

九 特別徴収 地方税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、且つ、その徴収すべき税金を納入させることをいう。

十 特別徴収義務者 特別徴収によつて地方税を徴収し、且つ、納入する義務を負う者をいう。

十一 (略)

- 十三 (略)
  - 十四 (略)
- 第四条
- 2 道府県は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。
    - 一 道府県民税
    - 二 事業税
    - 三 地方消費税
    - 四 不動産取得税
    - 五 道府県たばこ税
    - 六 ゴルフ場利用税
    - 七 自動車税
    - 八 鉱区税
- 第二十三条 道府県民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 均等割 均等の額によつて課する道府県民税をいう。
  - 二 所得割 所得によつて課する道府県民税をいう。
  - 三 法人税割 法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準として課する道府県民税をいう。
  - 三の二 利子割 支払を受けるべき利子等の額によつて課する道府県民税をいう。

三の三 配当割 支払を受けるべき特定配当等の額によつて課する道府県民税をいう。

三の四 株式等譲渡所得割 特定株式等譲渡所得金額によつて課する道府県民税をいう。

第二十四条 道府県民税は、第一号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第二号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第二号及び第四号に掲げる者に対しては均等割額によつて、第五号に掲げる者に対しては利子割額によつて、第六号に掲げる者に対しては配当割額によつて、第七号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によつて課する。

一 道府県内に住所を有する個人

二 道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者

三 道府県内に事務所又は事業所を有する法人

四 道府県内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（寮等）を有する法人で当該道府県内に事務所又は事業所を有しないもの及び道府県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（第六項に規定するものを除く。第二十六条第一項、第二十七条第二項、第五十二条第二項第四号及び第五十三条第二十四項におい

て同じ。）

五 利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で道府県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける者

六 特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支払を受けるべき日現在において道府県内に住所を有するもの

七 租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項

の規定の適用につき同項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書が提出された同法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座（以下本号及び第六款において「選択口座」という。）に係る同条第一項に規定する特定口座内保管上場株式等（第六款において「特定口座内保管上場株式等」という。）の同法第三十七条の十一第一項に規定する譲渡（第六款において「譲渡」という。）の対価又は当該選択口座において処理された同項に規定する上場株式等（第六款において「上場株式等」という。）の同法第三十七条の十一の三第二項に規定する信用取引等（第六款において「信用取引等」という。）に係る同法第三十七条の十一の四第一項に規定する差金決済（第六款において「差金決済」という。）に係る差益に相当する金額の支払を受ける個人で当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において道府

県内に住所を有するもの

2 前項第一号、第六号及び第七号の道府県内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、その道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に記録されている者（第二百九十四条第三項の規定により当該住民基本台帳に記録されているものとみなされる者を含み、同条第四項に規定する者を除く。）をいう。

5 法人税法第二条第六号の公益法人等（管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（第二条第二項に規定する法人を含む。）のうち第二十五条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によつて法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第七十四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第一項の規定にかかわらず、これらの者の収益事業を行う事務所又は事業所所在の道府県において課する。

第五十二条

2 法人等の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に定める日現在における税率による。

一 次条第一項の規定によつて申告納付する法人  
当該法人の同項に規定する法人税額（法人税法第八十二条の八第一項又は第八十二条の十第

一項の申告書に係る法人税額を除く。)の課税標準の算定期間の末日

一 二 次条第二項の規定によつて申告納付する法人又は同条第三項の規定によつて納付する法人 これらの法人の同条第二項に規定する連結事業年度開始の日から六月の期間の末日

一 三 次条第四項の規定によつて申告納付する法人 当該法人の同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日

二 解散をした法人(次号に掲げる公共法人等を除く。) 当該法人に係る均等割額の算定期間(法人税法第百二条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割と合算して課する均等割にあつては当該法人税額に係る事業年度とし、同法第百四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割と合算して課する均等割にあつては残余財産が確定した日の属する事業年度開始の日から当該残余財産が確定した日までの期間とする。次条第五項において同じ。)の末日

三 公共法人等(法人税法第二十五条の公共法人及び同条第六号の公益法人等(管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人を含む。))で均等割のみを課されるものをいう。(前年四月

一日から三月三十一日までの期間(当該期間中に当該公共法人等が解散又は合併により消滅した場合)には、前年四月一日から当該消滅した日までの期間)の末日

四 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの 前年四月一日から三月三十一日までの期間(当該期間中に当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものが消滅し、又は第二十四条第六項の規定の適用を受けることとなつた場合には、前年四月一日から当該消滅した日又は同項の規定の適用を受けることとなつた日の前日までの期間)の末日

(事業税に関する用語の意義)

第七十二条 事業税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 付加価値割 付加価値額によつて法人の行う事業に対して課する事業税をいう。

二 資本割 資本等の金額によつて法人の行う事業に対して課する事業税をいう。

三 所得割 所得(特定信託(法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下本節において同じ。))の所得を除く。)及び清算所得によつて法人の行う事業に対して課する事業税をいう。

四 特定信託所得割 特定信託の所得によつて法

人の行う事業に対して課する事業税をいう。  
五 収入割 収入金額によつて法人の行う事業に対して課する事業税をいう。

(事業税の納税義務者等)

第七十二条の二 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によつて事務所又は事業所所在の道府県において、その法人に課する。

一 次号及び第三号に掲げる事業以外の事業 次号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 口に掲げる法人以外の法人 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額

ロ 第七十二条の四第一項各号に掲げる法人

第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、第七十二条の二十四の七第六項各号に掲げる法人、第四項に規定する人格のない社団等、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的

会社並びにこれらの法人以外の法人で資本の金額若しくは出資金額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

二 特定信託の受託者である法人の行う信託業(特定信託に係るものに限る。)

特定信託所

得割額

三 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業 収入割額

2 前項の規定を適用する場合において、資本の金額又は出資金額が一億円以下の法人であるかどうか及び資本又は出資を有しない法人であるかどうかの判定は、各事業年度終了の日（第七十二条の二十六第一項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつてはその事業年度開始の日から六月の期間の末日、第七十二条の二十九第一項、第七十二条の三十第一項又は第七十二条の三十一第一項の規定により申告納付すべき事業税にあつてはその解散の日）の現況によるものとする。

3 個人が行う事業に対する事業税は、個人が行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、所得を課税標準として事務所又は事業所所在の道府県において、その個人に課する。

4 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下事業税について「人格のない社団等」という。）は、法人とみなして、本節中法人に関する規定をこれに適用する。

5 10 (略)

第七十二条の五 道府県は、次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができない。

一〇九 (略)

十 管理組合法人及び団地管理組合法人並びにマンション建替組合

十一 地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体

十二 (略)

十三 (略)

第七百九十四条  
7 法人税法第二条第六号の公益法人等（管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人を含む。）のうち第二百九十六条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によつて法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第七十四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第一項の規定にかかわらず、これらの者の収益事業を行う事務所又は事業所所在の市町村において課する。

第三百一十二条  
3 法人等の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に定める日現在における税率による。

一 第三百一十一条の八第一項の規定によつて申告納付する法人 当該法人の同項に規定する法人税額（法人税法第八十二条の八第一項又は第

八十二条の十第一項の申告書に係る法人税額を除く。）の課税標準の算定期間の末日

二 第三百一十一条の八第二項の規定によつて申告納付する法人又は同条第三項の規定によつて納付する法人 これらの法人の同条第二項に規定する連結事業年度開始の日から六月の期間の末日

三 第三百一十一条の八第四項の規定によつて申告納付する法人 当該法人の同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日

四 解散（合併による解散を除く。以下第三百一十一条の八第二項、第三十項から第三十三項まで及び第三十五項を除き、本節において同じ。）をした法人（次号に掲げる公共法人等を除く。）

当該法人に係る均等割額の算定期間（法人税法第二百一十二条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割と合算して課する均等割にあつては当該法人税額に係る事業年度とし、同法第二百四十四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割と合算して課する均等割にあつては残余財産が確定した日の属する事業年度開始の日から当該残余財産が確定した日までの期間とする。第三百一十一条の八第五項において同じ。）の末日

三 公共法人等（法人税法第二条第五号の公共法人及び同条第六号の公益法人等（管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、

地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人を含む。) 均等割のみを課されるものをいう。) 前年四月一日から三月三十一日までの期間(当該期間中に当該公共法人等が解散又は合併により消滅した場合には、前年四月一日から当該消滅した日までの期間)の末日

四 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの 前年四月一日から三月三十一日までの期間(当該期間中に当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものが消滅し、又は第二百九十四条第八項の規定の適用を受けることとなつた場合には、前年四月一日から当該消滅した日又は同項の規定の適用を受けることとなつた日の前日までの期間)の末日

第三百五十条 固定資産税の標準税率は、百分の一・四とする。

第七百一条の三十四 指定都市等は、国、非課税独立行政法人及び非課税地方独立行政法人並びに法人税法第二条第五号の公共法人(非課税独立行政法人及び非課税地方独立行政法人であるものを除く。)に対しては、事業所税を課することができない。

2 指定都市等は、法人税法第二条第六号の公益法人等(管理組合法人及び団地管理組合法人、マン

ション建替組合、地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第八条に規定する法人である政党又は政治団体並びに特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人を含む。)又は人格のない社団等が事業所等において行う事業のうち収益事業以外の事業に係る事業所床面積及び従業員給与総額に對しては、事業所税を課することができない。

○地方税法施行令〔抄〕

〔昭和二十五年七月三十一日〕  
政令第二百四十五号

最終改正 平成六年三月三十一日政令第〇八号  
第五十六条の二十二 法第七百一条の三十四第二項の収益事業は、法人税法施行令第五条に規定する事業で継続して事業場を設けて営まれるものとする。ただし、当該事業のうち、学校法人(私立学校法第六十四条第四項の規定により設立された法人を含む。以下本条において同じ。)又は民法第三十四条の法人で学校法人が構成員若しくは出資者であるものが学生又は生徒のために行う事業を含まないものとする。

○地方税法施行規則〔抄〕

〔昭和二十九年五月十三日〕  
総理府令第二十三号

最終改正 平成六年三月三十一日総務省令第七号  
第七条の二 法第七十二条の五十五の二第三項の規定により申告書に付記しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 所得税法第二十六条第二項及び第二十七条第二項(同法第六十五条の規定によりこれらの規定に準ずる場合を含む。以下本号において同じ。)の金額又は法第三十二条第二項の規定においてその例によるものとされる所得税法第二十六条第二項及び第二十七条第二項の規定により算定した金額(農業に係る金額を除くものとする。以下「事業所得等の金額」といふ。)のうち次に掲げる金額を有する者にあつては、その金額
- イ 法第七十一条の二に規定する第一種事業、第二種事業及び第三種事業以外の事業に係る事業所得等の金額
- ロ 法第七十一条の四第二項各号に掲げる事業に係る事業所得等の金額
- ハ 法第七十一条の四十九の九の規定により控除すべき金額
- 二 租税特別措置法第二十六条第一項の規定又は法第三十一条第二項の規定においてその例によるものとされる租税特別措置法第二十六

条第一項の規定により算定した事業所得等の金額

二 所得税法第五十七条第一項に規定する青色事業専従者とされなかつた親族につき法第七十二条の四十九の八第二項後段の規定の適用を受けようとする者にあつては、同項に規定する青色事業専従者の氏名及びその青色事業専従者に支給した給与の総額

三 前年分の事業の所得の計算上生じた損失のうち法第七十二条の四十九の八第八項の被災事業用資産の損失の金額を有する者にあつては、その金額

四 法七十二条の四十九の八第九項に規定する譲渡損失の金額を有する者にあつては、その金額

五 租税特別措置法第二十五条の二に規定する青色申告特別控除の適用を受けた者にあつては、その旨

六 租税特別措置法第四十一条の四第一項の規定の適用を受けた者にあつては、所得税法第二十六條第二項の規定又は法第三十二条第一項の規定においてその例によるものとされる所得税法第二十六條第二項の規定により算定した不動産所得の金額

七 前年中に事業を開始した者にあつては、その開業日

八 主たる事務所又は事業所所在の道府県以外の

道府県における事務所又は事業所の有無

○印紙税法〔抄〕

〔昭和四十二年五月三十一日〕  
法律第二十三号

最終改正 平成六年三月二日法律第一四号

○登録免許税法〔抄〕

〔昭和四十一年六月十二日〕  
法律第三十五号

最終改正 平成六年三月二日法律第一四号

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二條、第五條、第九條、第十條、第十三條、第十五條、第十九條、第二十三條、第二十四條関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
----------------------------------	------	----

一 不動産の登記（不動産の信託の登記を含む。）  
（注）この号において「不動産」とは、土地及び建物並びに立木に関する法律（明治四十二年法律第二十二号）第一条第一項（定義）に規定する立木をいう。

イ 所有権の移転の登記 所有権の移転の登記 相続又は法人の合併	不動産の価額	千分の四
	不動産の価額	千分の四

併による移転の登記  
口 共有物の分割による移転の登記  
八 その他の原因による移転の登記  
地上権、永小作権、賃借権又は探石権の設定、転貸又は移転の登記

不動産の価額	千分の四
不動産の価額	千分の二
不動産の価額	十

イ 設定又は転貸の登記  
口 併続又は法人の合併による移転の登記  
八 共有に係る権利の分割による移転の登記

不動産の価額	千分の十
不動産の価額	千分の二
不動産の価額	千分の二

二 その他の原因による移転の登記  
地役権の設定の登記

不動産の価額	千分の十
承役地の不動産の個数	一個につき千五百円
債権金	千分の四

（五）先取特権の保存、質権若しくは抵当権の設定、強制競売、担保不動産競売（その例による競売を含む。以下単に「競売」という。）  
強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登記  
先取特権、質権又は

不動産の価額	千分の十
不動産の価額	千分の二
不動産の価額	千分の二
不動産の価額	千分の二
不動産の価額	千分の十
承役地の不動産の個数	一個につき千五百円
債権金	千分の四
金額又は不動産工事費用の予算金額	千分の四

（六）先取特権、質権又は

<p>抵当権の移転の登記 イ 相続又は法人の合併による移転の登記</p>	<p>債権金額 又は極度金額</p>	<p>千分の一</p>
<p>ロ その他の原因による移転の登記</p>	<p>債権金額 又は極度金額</p>	<p>千分の二</p>
<p>(六)一 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記</p>	<p>一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除いて計算した金額</p>	<p>千分の二</p>
<p>(六)二 抵当権の順位の変更の登記</p>	<p>抵当権の件数</p>	<p>一件につき千円</p>
<p>(六)四 質借権の先順位抵当権に優先する同意の登記</p>	<p>質借権及び抵当権の件数</p>	<p>一件につき千円</p>
<p>(七) 信託の登記 イ 所有権の信託の登記</p>	<p>不動産の価額</p>	<p>千分の四</p>
<p>ロ 所有権以外の権利の信託の登記</p>	<p>不動産の価額</p>	<p>千分の二</p>
<p>(八) 相続財産の分離の登記</p>	<p>不動産の価額</p>	<p>千分の四</p>
<p>イ 所有権の分離の登記</p>	<p>不動産の価額</p>	<p>千分の二</p>
<p>ロ 所有権以外の権利の分離の登記</p>	<p>不動産の価額</p>	<p>千分の二</p>
<p>(九) 仮登記 イ 所有権の保存の仮登記又は保存の請求の保全のための仮</p>	<p>不動産の価額</p>	<p>千分の二</p>

<p>登記 ロ 所有権の移転の仮登記又は移転の請求の保全のための仮登記</p>	<p>不動産の価額</p>	<p>千分の二</p>
<p>(1) 相続又は法人の合併による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記</p>	<p>不動産の価額</p>	<p>千分の二</p>
<p>(2) 共有物の分割による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記</p>	<p>不動産の価額</p>	<p>千分の二</p>
<p>(3) その他の原因による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記</p>	<p>不動産の価額</p>	<p>千分の十</p>
<p>八 地上権、永小作権、質借権若しくは探石権の設定、転賃若しくは移転の仮登記又は設定、転賃若しくは移転の請求権の保全のための仮登記</p>	<p>不動産の価額</p>	<p>千分の五</p>
<p>(1) 設定若しくは転賃の仮登記又は転賃若しくは転賃の請求権の保全のための仮登記</p>	<p>不動産の価額</p>	<p>千分の一</p>
<p>(2) 相続又は法人の合併による移転の仮登記又は移転の</p>	<p>不動産の価額</p>	<p>千分の一</p>

<p>請求権の保全のための仮登記</p>	<p>不動産の価額</p>	<p>千分の一</p>
<p>(3) 共有に係る権利の分割による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記</p>	<p>不動産の価額</p>	<p>千分の一</p>
<p>(4) その他の原因による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記</p>	<p>不動産の価額</p>	<p>千分の五</p>
<p>二 信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記</p>	<p>不動産の価額</p>	<p>千分の二</p>
<p>(1) 所有権の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記</p>	<p>不動産の価額</p>	<p>千分の一</p>
<p>(2) 所有権以外の権利の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記</p>	<p>不動産の価額</p>	<p>千分の一</p>
<p>ホ 相続財産の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記</p>	<p>不動産の価額</p>	<p>千分の二</p>
<p>(1) 所有権の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記</p>	<p>不動産の価額</p>	<p>千分の二</p>
<p>(2) 所有権以外の権利の分離の仮登記</p>	<p>不動産の価額</p>	<p>千分の一</p>



又は移転の請求権の保全のための仮登記

へ その他の仮登記

(ハ) 所有権の登記のある不動産の表示の変更又は更正の登記で次に掲げるもの

イ 土地の分筆又は建物の分割若しくは区分による表示の変更の登記  
ロ 土地又は建物の合併による表示の変更の登記  
ハ 附記登記、抹消した登記の回復の登記又は登記の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうち（イ）から（オ）までの登記に該当するもの及び土地又は建物の表示の登記に係るものを除く。）  
ニ 登記の抹消（土地又は建物の表示の登記の抹消を除く。）

不動産の  
個数  
一個につき  
き千円

分筆又は  
分割若し  
くは区分  
後の不動  
産の個数  
一個につき  
き千円

合併後の  
不動産の  
個数  
一個につき  
き千円

不動産の  
個数  
一個につき  
き千円

不動産の  
個数  
一個につき  
き千円

同一の申請書により二十個を超える不動産について登記の抹消を受ける場合には申請件数は

# 第七編 関連法規関係

## 第一章 都市計画関係

### ○都市計画法〔抄〕

〔昭和四十三年六月十五日法律第百号〕

最終改正 平成一五年六月二〇日法律第一〇一号

第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区で必要なものを定めるものとする。

- 一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域（以下「用途地域」と総称する。）
- 二 特別用途地区
- 二の二 特定用途制限地域
- 二の三 高層住居誘導地区
- 三 高度地区又は高度利用地区
- 四 特定街区
- 四の二 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区
- 五 防火地域又は準防火地域
- 五の二 密集市街地整備法第三十一条第一項の規

二丁二十二（略）	〔一件につき二万円〕
二十三 人の資格の登録又は技能証明	
（イ）（ロ） （ハ） マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第三十条第一項（登録）のマンション管理士の登録 （内）（略）	
二十四～四十五の二（略）	登録件数 一件につき き九千円
四十五の三 マンション管理業者の登録	登録件数 一件につき き九千円

定による特定防災街区整備地区

六 美観地区

七 風致地区

八 駐車場法（昭和三十二年法律第六十号）第三条第一項の規定による駐車場整備地区

九 臨港地区

十 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第六条第一項の規定による歴史的風土特別保存地区

十一 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第三条第一項の規定による第一種歴史的風土保存地区又は第二種歴史的風土保存地区

十二 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第三条の規定による緑地保全地区

十三 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第六十号）第四条第一項の規定による流通業務地区

十四 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の規定による生産緑地地区

十五 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百二十四号）第八十三条の三第一項の規定による伝統的建造物群保存地区

十六 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）第四条第一項の規定による航空機騒音障害防止地区又は

航空機騒音障害防止特別地区

4 都市再生特別地区及び特定防災街区整備地区に

ついて都市計画に定めるべき事項は、前項第一号及び第三号に掲げるもののほか、別に法律で定める。

4 密集市街地整備法第三十条第一項に規定する防災都市施設に係る都市施設及び流通業務団地について都市計画に定めるべき事項は、この法律に定めるもののほか、別に法律で定める。

4 密集市街地整備法第三十条第一項に規定する防災都市施設に係る都市施設及び流通業務団地について都市計画に定めるべき事項は、この法律に定めるもののほか、別に法律で定める。

第十二条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる事業で必要なものを定めるものとする。

一 土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百九十四号）による土地区画整理事業

二 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第三十四号）による新住宅市街地開発事業

三 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）による工業団地造成事業又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四十五号）による工業団地造成事業

四 都市再開発法による市街地再開発事業

五 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）による新都市基盤整備事業

六 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の

促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業

七 密集市街地整備法による防災街区整備事業

第十三条 都市計画区域について定められる都市計画（区域外都市施設に関するものを含む。次項において同じ。）は、全国総合開発計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画、地方総合開発計画、都府県総合開発計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画（当該都市について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。第三項において同じ。）及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画に適合するとともに、当該都市の特質を考慮して、次に掲げることに従つて、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する事項で当該都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため必要なものを、一体的かつ総合的に定めなければならない。この場合においては、当該都市における自然的環境の整備又は保全に配慮しなければならない。

一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口及び産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、当該都市計画区域を一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全することを目途として、当該方針に即して都市計画が適

六 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の

次に定められることとなるように定めること。

二 区域区分は、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口及び産業の将来の見通し等を勘案して、産業活動の利便と居住環境の保全との調和を図りつつ、国土の合理的利用を確保し、効率的な公共投資を行うことができるように定めること。

三 都市再開発の方針は、市街化区域内において、計画的な再開発が必要な市街地について定めること。

四 住宅市街地の開発整備の方針は、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第三条の六第一項に規定する都市計画区域について、良好な住宅市街地の開発整備が図られるように定めること。

五 拠点業務市街地の開発整備の方針は、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第八条第一項の同意基本計画において定められた同法第二条第二項の拠点地区に係る市街化区域について、当該同意基本計画の達成に資するように定めること。

六 防災街区整備方針は、市街化区域内において、密集市街地整備法第二条第一号の密集市街地内の各街区について同条第二号の防災街区としての整備が図られるように定めること。

七 地域地区は、土地の自然的条件及び土地利用の動向を勘案して、住居、商業、工業その他の

用途を適正に配分することにより、都市機能を維持増進し、かつ、住居の環境を保護し、商業、工業等の利便を増進し、美観風致を維持し、公害を防止する等適正な都市環境を保持するように定めること。この場合において、市街化区域については、少なくとも用途地域を定めるものとし、市街化調整区域については、原則として用途地域を定めぬものとする。

八 促進区域は、市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域内において、主として関係権利者による市街地の計画的な整備又は開発を促進する必要があると認められる土地の区域について定めること。

九 遊休土地転換利用促進地区は、主として関係権利者による有効かつ適切な利用を促進する必要があると認められる土地の区域について定めること。

十 被災市街地復興推進地域は、大規模な火災、震災その他の災害により相当数の建築物が滅失した市街地の計画的な整備改善を推進して、その緊急かつ健全な復興を図る必要があると認められる土地の区域について定めること。

十一 都市施設は、土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めること。この場合において、市街化区域及び区

域区分が定められていない都市計画区域については、少なくとも道路、公園及び下水道を定めるものとし、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域については、義務教育施設をも定めるものとする。

十二 市街地開発事業は、市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域内において、一体的に開発し、又は整備する必要がある土地の区域について定めること。

十三 市街地開発事業等予定区域は、市街地開発事業に係るものにあつては市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域内において、一体的に開発し、又は整備する必要がある土地の区域について、都市施設に係るものにあつては当該都市施設が第十一号前段の基準に合致することとなるような土地の区域について定めること。

十四 地区計画は、公共施設の整備、建築物の建築その他の土地利用の現状及び将来の見通しを勘案し、当該区域の各街区における防災、安全、衛生等に関する機能が確保され、かつ、その良好な環境の形成又は保持のためその区域の特性に応じた合理的な土地利用が行われることを目的として、当該計画に従つて秩序ある開発行為、建築又は施設の整備が行われることとなるよう

に定めること。この場合において、次のイ又はロに掲げる地区計画については、当該イ又はロに定めるところによること。

イ 市街化調整区域における地区計画 市街化区域における市街化の状況等を助案して、地区計画の区域の周辺における市街化を促進することがない等当該都市計画区域における計画的な市街化を図る上で支障がないように定めること。

ロ 再開発等促進区を定める地区計画 土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とが図られることを旨として、一体的かつ総合的な市街地の再開発又は開発整備が実施されることとなるように定めること。この場合において、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域については、再開発等促進区の周辺の低層住宅に係る良好な住居の環境の保護に支障がないように定めること。

十五 防災街区整備地区計画は、当該区域の各街区が火事又は地震が発生した場合の延焼防止上及び避難上確保されるべき機能を備えるとともに、土地の合理的かつ健全な利用が図られることを旨として、一体的かつ総合的な市街地の整備が行われることとなるように定めること。

十六 沿道地区計画は、道路交通騒音により生ずる障害を防止するとともに、適正かつ合理的な土地利用が図られるように定めること。この場

合において、沿道再開発等促進区（幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第三項の規定による沿道再開発等促進区をいう。以下同じ。）を定める沿道地区計画については、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とが図られることを旨として、一体的かつ総合的な市街地の再開発又は開発整備が実施されることとなるように定めることとし、そのうち第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域におけるものについては、沿道再開発等促進区の周辺の低層住宅に係る良好な住居の環境の保護に支障がないように定めること。

十七 集落地区計画は、営農条件と調和のとれた居住環境を整備するとともに、適正な土地利用が図られるように定めること。

十八 前各号の基準を適用するについては、第六条第一項の規定による都市計画に関する基礎調査の結果に基づき、かつ、政府が法律に基づき行う人口、産業、住宅、建築、交通、工場立地その他の調査の結果について配慮すること。

4 都市再開発方針等、第八条第一項第四号の二、第五号の二、第八号及び第十号から第十六号までに掲げる地域地区、促進区域、被災市街地復興推進地域、流通業務団地、市街地開発事業、市街地開発事業等予定区域（第十二条の二第一項第四号及び第五号に掲げるものを除く。）、防災街区整備地区計画、沿道地区計画並びに集落地区計画に関

する都市計画の策定に關し必要な基準は、前三項に定めるもののほか、別に法律で定める。

第十四条

2 計画図及び計画書における区域区分の表示又は次に掲げる区域の表示は、土地に關し権利を有する者が、自己の権利に係る土地が区域区分により区分される市街化区域若しくは市街化調整区域のいずれの区域に含まれるか又は次に掲げる区域に含まれるかどうかを容易に判断することができるものでなければならない。

一 都市再開発の方針に定められている都市再開発法第二条の三第一項第二号又は第二項の地区の区域

二 防災街区整備方針に定められている防災再開発促進地区（密集市街地整備法第三条第一項第一号に規定する防災再開発促進地区をいう。）の区域

三 地域地区の区域（商業地域の区域の一部に於いて特別容積率適用区域が定められているときは、商業地域の区域及び特別容積率適用区域の区域）

四 促進区域の区域

五 遊休土地転換利用促進地区の区域

六 被災市街地復興推進地域の区域  
七 都市計画施設の区域  
八 市街地開発事業の施行区域  
九 市街地開発事業等予定区域の区域

十 地区計画の区域（地区計画の区域の一部において再開発等促進区又は地区整備計画が定められているときは、地区計画の区域及び再開発等促進区又は地区整備計画の区域）

十一 防災街区整備地区計画の区域（防災街区整備地区計画の区域について地区防災施設（密集市街地整備法第三十二条第二項第二号に規定する地区防災施設をいう。以下この号及び第三十三条第一項において同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地整備法第三十二条第二項第二号の規定による特定建築物地区整備計画をいう。以下この号及び第三十三条第一項において同じ。）又は防災街区整備地区整備計画（密集市街地整備法第三十二条第二項第三号の規定による防災街区整備地区整備計画をいう。以下この号及び第三十三条第一項において同じ。）が定められているときは、防災街区整備地区計画の区域及び地区防災施設の区域、特定建築物地区整備計画の区域又は防災街区整備地区整備計画の区域）

十二 沿道地区計画の区域（沿道地区計画の区域の一部において沿道再開発等促進区又は沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第二号に掲げる沿道地区整備計画をいう。以下同じ。）が定められているときは、沿道地区計画の区域及び沿道再開発等促進区又は沿道地区整備計画の区域）

十三 集落地区計画の区域（集落地区計画の区域の一部について集落地区整備計画（集落地域整備法第五条第三項の規定による集落地区整備計画をいう。以下同じ。）が定められているときは、集落地区計画の区域及び集落地区整備計画の区域）

第十五条 次に掲げる都市計画（準都市計画区域について定めるものを除く。）は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 区域区分に関する都市計画

三 都市再開発方針等に関する都市計画

四 第八条第一項第四号の一、第九号から第十三号まで及び第十六号に掲げる地域地区（同項第九号に掲げる地区にあつては港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項の重要港湾に係るものに、第八条第一項第十二号に掲げる地区にあつては首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百一号）第四条第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律、昭和四十一年法律第百三十三号）第六条第二項の近郊緑地特別保全地区に限る。）に関する都市計画

五 一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるもの又は一の市町村の区域を超える広域の見地から決定

すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画

六 市街地開発事業（政令で定める小規模な土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業及び防災街区整備事業を除く。）に関する都市計画

七 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画

第二十九条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りではない。

一 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が、それぞれの区域の区分に応じた政令で定める規模未満であるもの

二 市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用

に供する目的で行つもの

三 駅舎その他の鉄道の施設、社会福祉施設、医療施設、学校教育法（昭和二十二年法律第二十  
六号）による学校（大学、専修学校及び各種学  
校を除く）、公民館、変電所その他これらに類  
する政令で定める公益上必要な建築物の建築の  
用に供する目的で行つ開発行為

四 国、都道府県、指定都市等、地方自治法第二  
百五十二条の十七の二第一項の規定に基づきこ  
の節の規定により都道府県知事の権限に属する  
事務の全部を処理することとされた市町村（以  
下この節において「事務処理市町村」といふ。）  
都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村  
がその組織に加わつてゐる一部事務組合、広域  
連合、全部事務組合、役場事務組合若しくは港  
務局又は都道府県、指定都市等若しくは事務処  
理市町村が設置団体である地方開発事業団が行  
つ開発行為

五 都市計画事業の施行として行つ開発行為  
六 土地区画整理事業の施行として行つ開発行為  
七 市街地再開発事業の施行として行つ開発行為  
八 住宅街区整備事業の施行として行つ開発行為  
九 防災街区整備事業の施行として行つ開発行為  
十 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）  
第二条第一項の免許を受けた埋立地であつて、  
また同法第二十二條第二項の告示がないものに  
おいて行つ開発行為

十一 非常災害のため必要な応急措置として行つ  
開発行為

十二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為  
で政令で定めるもの

2 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内に  
おいて、それにより一定の市街地を形成すると見  
込まれる規模として政令で定める規模以上の開発  
行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通  
省令で定めるところにより、都道府県知事の許可  
を受けなければならない。ただし、次に掲げる開  
発行為については、この限りでない。

一 農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で  
定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住  
の用に供する建築物の建築の用に供する目的で  
行つ開発行為

二 前項第三号から第五号まで及び第十号から第  
十二号までに掲げる開発行為

### ○都市計画法施行令（抄）

〔昭和四十四年六月十三日〕  
政令 第百五十八号

最終改正 平成十六年三月二四日政令第五九号

### ○都市計画法施行規則（抄）

〔昭和四十四年八月二十五日〕  
建設省令 第四十九号

最終改正 平成十六年三月三一日国土交通省令第三号

### ○都市再開発法（抄）

〔昭和四十四年六月三日〕  
法律 第三十八号

最終改正 平成十五年六月三〇日法律第一〇一号

第二条の二 次に掲げる区域内の宅地について所有  
権若しくは借地権を有する者又はこれらの宅地に  
ついて所有権若しくは借地権を有する者の同意を  
得た者は、一人で、又は数人共同して、当該権利  
の目的である宅地について、又はその宅地及び一  
定の区域内の宅地以外の土地について第一種市街  
地再開発事業を施行することができる。

一 高度利用地区（都市計画法第八條第一項第三  
号の高度利用地区をいう。以下同じ。）の区域  
二 都市再生特別地区（都市再生特別措置法（平  
成十四年法律第二十二号）第三十六條第一項の  
規定による都市再生特別地区をいう。以下同  
じ。）の区域

三 都市計画法第十二條の四第一項第一号の地区  
計画、密集市街地における防災街区の整備の促  
進に関する法律（平成九年法律第四十九号。以  
下「密集市街地整備法」といふ。）（第三十二條  
第一項の規定による防災街区整備地区計画又は  
幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十  
五年法律第三十四号）第九條第一項の規定によ  
る沿道地区計画の区域（次に掲げる条件のすべ  
てに該当するものに限る。第三條において「特  
定地区計画等区域」といふ。）

イ 地区整備計画（都市計画法第十二条の第五  
二項第三号の地区整備計画をいう。以下同  
じ。）密集市街地整備法第三十二条第二項第  
二号に規定する特定建築物地区整備計画若し  
くは同項第三号に規定する防災街区整備地区  
整備計画又は幹線道路の沿道の整備に関する  
法律第九条第二項第二号の沿道地区整備計画  
（口において「地区整備計画等」という。）  
が定められている区域であること。

ロ 地区整備計画等において都市計画法第八条  
第三項第二号に規定する高度利用地区につ  
いて定めるべき事項（特定建築物地区整備計  
画において建築物の特定地区防災施設に係る  
間口率（密集市街地整備法第三十二条第三項  
に規定する建築物の特定地区防災施設に係る  
間口率をいう。）の最低限度及び建築物の高  
さの最低限度が定められている場合並びに沿  
道地区整備計画において建築物の沿道整備道  
路に係る間口率（幹線道路の沿道の整備に関  
する法律第九条第六項第二号に規定する建築  
物の沿道整備道路に係る間口率をいう。）の  
最低限度及び建築物の高さの最低限度が定め  
られている場合にあつては、建築物の容積率  
（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。  
以下同じ。）の最低限度を除く。）が定められ  
ていること。

ハ 建築基準法昭和二十五年法律第二百一十号

第六十八条の二第一項の規定に基づく条例  
で、口に規定する事項に関する制限が定めら  
れていること。

3 次に掲げる要件のすべてに該当する株式会社又  
は有限会社は、市街地再開発事業の施行区域内の  
土地について市街地再開発事業を施行すること  
ができる。

一 市街地再開発事業の施行を主たる目的とする  
ものであること。

二 株式会社にあつては、定款に株式の譲渡につ  
き取締役会の承認を要する旨の定めがあるもの  
であること。

三 施行地区となるべき区域内の宅地について所  
有権又は借地権を有する者が、株式会社にあつ  
ては総株主の、有限会社にあつては総社員の議  
決権の過半数を保有していること。

四 前号の議決権の過半数を保有している者及び  
当該株式会社又は有限会社が所有する施行地区  
となるべき区域内の宅地の地積とそれらの者が  
有するその区域内の借地の地積との合計が、そ  
の区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合  
計の三分の二以上であること。この場合におい  
て、所有権又は借地権が数人の共有に属する宅  
地又は借地について前段に規定する者が共有持  
分を有しているときは、当該宅地又は借地の地  
積に当該者が有する所有権又は借地権の共有持  
分の割合を乗じて得た面積を、当該宅地又は借

地について当該者が有する宅地又は借地の地積  
とみなす。

第十一條

4 第七条の九第二項の規定は前三項の規定による  
認可に、同条第三項の規定は第一項又は第二項の  
規定による認可について準用する。この場合にお  
いて、同条第二項中「施行地区となるべき区域」  
とあるのは、「施行地区となるべき区域（第十  
一条第三項の規定による認可の申請にあつては、施  
行地区）」と読み替えるものとする。

第四十五條

5 第七条の九第二項の規定は、前項の規定による  
認可について準用する。この場合において、同条  
第二項中「施行地区となるべき区域」とあるのは、  
「施行地区」と読み替えるものとする。

### ○都市再開発法施行令（抄）

〔昭和四十四年八月二十六日  
政令第二百三十二号〕

最終改正 平成十五年二月十七日政令第五十三号

### ○被災市街地復興特別措置法

〔抄〕

〔平成七年二月二十六日  
法律第十四号〕

最終改正 平成十五年六月二〇日法律第一〇〇号

## 第二章 係 其他関連法規関

### ○郵便法施行規則（抄）

〔平成十五年一月十四日〕  
〔総務省令 第五号〕

最終改正 平成一五年七月一四日総務省令第九六号

### ○地方自治法（抄）

〔昭和二十二年四月十七日〕  
〔法律 第六十七号〕

最終改正 平成一六年三月三一日法律第一四号

### ○住宅金融公庫法（抄）

〔昭和二十五年五月六日〕  
〔法律 第一百五十六号〕

最終改正 平成一五年六月一一日法律第七五号

#### 第一章 総則

（目的）

第一条 住宅金融公庫は、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設及び購入（住宅の用に供する土地又は借地権の取得及び土地の造成を含む。）に必要な資金について、銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを自ら融通し、又は銀行その他一般の金融機関による融通を支援するための貸付債権の譲受け若しくは貸付債権を担保とする債券等に係る債務の保証

を行うことを目的とする。

2 住宅金融公庫は、前項に規定するもののほか、産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）に基づき産業労働者住宅の建設に必要な資金を融通すること、及び住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号。以下、保険法」といふ。）に基づき金融機関の住宅建設等に必要な資金の貸付けにつき保険を行うことを目的とする。

3 住宅金融公庫は、前二項に規定するもののほか、相当の住宅部分を有する建築物で土地の合理的利用及び災害の防止に寄与するものの建設に必要な資金で、銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。

#### 第十七条

9 公庫は、第一条第一項に掲げる目的を達成するため、住宅の建設又は既存住宅の購入に必要な資金（当該住宅の建設又は既存住宅の購入に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とするときは、当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）の貸付けに係る主務省令で定める金融機関の貸付債権について、次の業務を行う。

一 当該貸付債権の譲受け（以下「債権譲受け」といふ。）

二 当該貸付債権（保険法第五条第二項に規定する債務保証特定保険関係（以下単に「債務保証特定保険関係」といふ。）が成立した貸付けに

係るもの限り、その信託の受益権を含む。）を担保とする債券その他これに準する主務省令で定める有価証券に係る債務の保証（以下「債務保証」といふ。）

10 公庫は、第一条第二項に掲げる目的を達成するため、融通法第七条に規定する資金の貸付けの業務及び保険法による保険の業務を行う。

11 公庫は、第一条第三項に掲げる目的を達成するため、次に掲げる建築物を建設する者に対し、その建設に必要な資金の貸付けの業務を行う。この場合において、第二号から第三号までに掲げる建築物（同号に掲げる建築物にあつては、建替え（現に存する建築物を除却するとともに、当該建築物の存していた土地の全部又は一部の区域に新たに建築物を建設すること）（新たに建設する建築物と一体の建築物を当該区域内の土地に隣接する土地に新たに建設することを含む。）をいふ。以下同じ。）に係るものに限る。）を建設する者が当該建築物の建設に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とするときは、土地又は借地権の取得に必要な資金を当該建築物の建設に必要な資金に併せて貸し付けることができる。

一 住宅市街地における土地の合理的かつ健全な利用に寄与する政令で定める耐火建築物等で過半の住宅部分を有するもの

二 都市再開発法、昭和四十四年法律第三十八号）第二条第六号に規定する施設建築物その他市街



地の土地の合理的な高度利用及び災害の防止に寄与する政令で定める建築物で相当の住宅部分を有するもの（前号に掲げる建築物を除く。）

三 相当の住宅部分を有する中高層耐火建築物（前二号に掲げる建築物を除く。）

四 土地の合理的かつ健全な利用に寄与する政令で定める耐火建築物等で敷地の規模が比較的小さく、かつ、相当の住宅部分を有するもの（前二号に掲げる建築物を除く。）

12 公庫は、新たに建設された合理的土地利用耐火建築物等（前項の規定によりその建設について資金の貸付けを受けることができる建築物をいう。以下同じ。）で政令で定めるもののうちまだ人の居住の用その他のその本来の用途に供したことがないものを購入する者に対し、その購入に必要な資金を貸し付けることができる。前項後段の規定は、同項第一号から第三号までに掲げる建築物（同号に掲げる建築物にあつては、建替えに係るものに限る。）を購入する者がこれらの建築物の購入に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合について準用する。

13 公庫は、第一項、第二項及び第四項から前項までに規定する業務のほか、次の業務を行うことができる。

- 一 住宅、幼稚園等、関連利便施設、災害復興住宅、地すべり等関連住宅又は合理的土地利用耐火建築物等の設計、工事及び維持補修、土地の

造成、関連公共施設の整備及び維持補修、災害復興住宅の建設又は補修に付随する整地並びに宅地防災工事に關する指導

二 住宅の建設に必要な土地又は借地権の取得に關するあつせん

三 前二号に規定する業務に關連して行う土地の取得、造成及び譲渡並びに住宅の建設及び譲渡

四 貸付金（譲り受けた貸付債権又は保険法第五条第一項に規定する特定保険関係（以下単に「特定保険関係」という。）が成立した貸付けについて商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百六十二条第一項の規定に基づき取得した貸付債権に係るものを含む。）の回収に關連して取得した動産、不動産又は所有権以外の財産の管理（建設中若しくは改良中の住宅、幼稚園等、関連利便施設、災害復興住宅、地すべり等関連住宅若しくは合理的土地利用耐火建築物等又は造成中の土地、整備中の関連公共施設若しくは宅地防災工事中の土地についてこれらの円滑な処分を図るために必要やむを得ない範囲内で行う建設工事若しくは改良工事又は造成工事、整備工事若しくは宅地防災工事を含む。）及び処分

第二十条

5 第十七条第十一項又は第十二項の規定による貸付金で同条第十一項第二号に掲げる建築物の住宅部分（政令で定める住宅に係るものを除く。）に

係るものの金額の限度は、当該住宅部分に係る住宅の建設費及び住宅の建設に付随して新たに取得を必要とする土地又は借地権の価額の八割に相当する金額とする。

第二十一条 第十七条第一項、第二項、第四項、第五項、第十一項又は第十二項の規定による貸付金で次の表の区分の欄各項に掲げるもの及び同条第六項から第八項までの規定による貸付金の利率、償還期間及び据置期間は、同表の区分の欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の利率の欄、償還期間の欄及び据置期間の欄各項に掲げるとおりとする。

項	区	分	利率	償還期間	据置期間
一	第十七	イ	中高層貸付けの日	五十年以内	主要
	条第一		層耐火から起算し		構造部を
	項又は		建築物で十年を経		構造部を
	第二項		内の耐過する日ま		耐火構造
	第一号		火構造での期間とし		た住宅
	の規定		の住宅（以下「当宅及び		びこの
	による		の建設初期間」と		れに準ず
	貸付金		及びこの		に耐久的
	（同条		に付つき、年を有する		貸付金
	第一項		随する五・五八一		ものとし
	第一号		土地又セント（第		て主務省
	に掲げ		は借地十七條第一		令で定め
	る者に		権の取項第一号に		る基準に
	対する		得る目掲げる者に		該当する
	貸付金		的とす対する貸付		住宅以外

のうちに 政令で 定める 貸付金 、同項第 二号に掲 げる者 に対する 貸付金 及び同 項第四号 に掲げる 者のうち 地方公共 団体の者 に対する 貸付金を 除く。	金のうち住宅に 係る貸付金のうち住宅の構造その他主務金にあつては、三 省令で定める事項に十五年以上主務省令で定める 基準に適合する住宅に 係る貸付金以外の貸付 金にあつては、年六・ 五パーセント以内で 公庫の定める率 当初期間後の期間につき、年七・ 五パーセントト（第十七 条第一項第三号に掲げ る者のうち地方住宅供 給公社その他政令で定 める者）（以下この表に おいて、地
---	---

方住宅供給 公社等」と いう。に 対する貸付 金にあつて は、年五・ 五パーセン ト以内で 公庫の定め る率	ロイに 規定する 住宅以外 の住宅の 建設及び これに付 随する土 地又は借 地権の取 得を目的 とする 貸付金	八 既存 住宅の 購入及び これに 付随	三十五年 以内	二十五 年以内（主 務省令で 定める基 準に該当
---	---	----------------------------------	------------	--------------------------------------

する耐久 性を有す る住宅に 係る貸付 金にあつ ては三十 五年以 内、当該 住宅に準 ずる耐久 性を有す るものと して主務 省令で定 める基準 に該当す る住宅に 係る貸付 金にあつ ては三十 年以内	する土 地又は借 地権の取 得を目的 とする 貸付金	二 第十七条第二項 第一号の規定 による貸付金 の定める率 （据置期 間を含む）	三 第十七条第二 項第三号又は 模範事業で政 業で政	年六・五 十年以内 三年以内	年六・五 二十五年 以内（据 置期間を 含む）	五年以内
--	---	---	-------------------------------------	----------------------	-------------------------------------	------

第二号の規定による貸付金（店舗等に係る貸付金を除く。）	令で定める地域において行われるものにより建設又は整備される施設に係る貸付金	□ イに掲げる貸付金以外の貸付金
十五年以内（学校（政令でその他の定める規模の事業）に係る貸付金に於ては二十年以内のものとし、据より建設置期間をされる学校その他（政令で定める施設に係る貸付金にあつては		
四 第十七条第五項の規定による貸付金（政令で定める貸付金を除く。）	当初期間に二十年以上	当初期間後五年以内
<p>六・五パーセント（改良後の住宅が住宅の構造その他の主務省令で定める事項について主務省令で定める基準に適合することを主たる目的とする住宅の改良（以下この条において「優良住宅改良」という。）に係る貸付金にあつては、五年・五パーセント）以内で公庫の定める率</p>	<p>の期間につき、年七・五パーセント（第十七条第一項第三号に掲げる者のうち地方住宅供給公社等に対する貸付金にあつては、年六・五パーセント）（優良住宅改良に係る貸付金にあつては、五年・五パーセント）以内で公庫の定める率</p>	<p>イ 災害復興住宅の建設又は購入（新たに建設された）に建設される災害復</p> <p>十五年以内（主務省令で定める基準に該当する耐久性を有する災害復</p>

災害復  
興住宅  
でまだ  
人の居  
住の用  
その他  
のその  
本来の  
用途に  
供した  
ことの  
ないも  
の（以  
下「新  
築の災  
害復興  
住宅」  
とい  
う。）  
の購入  
に限  
る。）  
及び当  
該災害  
復興住  
宅の建  
設に付  
随する  
整地又  
は当該  
災害復

興住宅以  
外の災害  
復興住宅  
に係る貸  
付金にあ  
つては、  
二十五年  
以内）

興住宅  
の建設  
若しく  
は購入  
に付随  
する土  
地若し  
くは借  
地権の  
取得を  
目的と  
する貸  
付金

□ 新築  
の災害  
復興住  
宅以外  
の災害  
復興住  
宅の購  
入及び  
これに  
付随す  
る土地  
若しく  
は借地  
権の取  
得を目  
的とす  
る貸付

二十五  
年以内  
（主務  
省令で  
定める  
基準に  
該当す  
る耐久  
性を有  
する災  
害復興  
住宅に  
係る貸  
付金は  
三十  
五年以  
内、当  
該災害  
復興住  
宅に準  
ずる耐  
久

三年以  
内

六 の規 定に よる 貸付 金	第十七 条第七 項	年五・五 三十五 年以内 （主務 省令で 定める 基準に 該当す る耐久	性有す るもの として 主務省 令で定 める基 準に該 当する 耐久	八 災害 復興住 宅の補 修及び これに 付随す る移転 又は整 地を目 的とす る貸付 金	二十年以 内（据 置期間 を含む）	一年以 内

3 公庫は、第十七条第一項、第二項第一号、第十	八	七	
	第十七条第十一項又は第十一項の規定による貸付金で同条第十一項第一号に掲げる建築物の住居部分（第二十条第五項の政令で定める住宅に係るものを除く。）に係るもの	第十七条第八項の規定による貸付金 の定めらるる率	年六・五以内で公庫の定めらるる率
	当初期間に三十五年以内	年六・五以内で公庫の定めらるる率	性を有する地すべり等関連住宅以外の住宅に係る貸付金にあつては、二十年以内

一項若しくは第十二項の規定による貸付けを受けた者で自ら居住するため住宅を必要とするものは同条第五項の規定による貸付けを受けた者で自ら居住する住宅の改良を行うものうち、当初期間経過後においてその者の所得（その者と生計を一にするその親族の所得を含む。）が低額でありかつ、特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定めるものに対する貸付金の利率については、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当初期間後の期間の全部又は一部につき、その利率を当初期間の利率と同一の率とすることができる。

### ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律〔抄〕

〔昭和四十五年十二月二十五日〕  
法律第百三十七号

最終改正 平成十五年六月十八日法律第九三号

#### 第二条

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

- 一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
- 二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の四第一項

において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

#### 第五条の二

3 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事の意見を聴かなければならない。

#### （廃棄物処理施設整備計画）

第五条の三 環境大臣は、廃棄物処理施設整備事業（廃棄物の処理施設の整備に関する事業で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の計画的な実施に資するため、基本方針に即して五年ごとに、廃棄物処理施設整備事業に関する計画（以下「廃棄物処理施設整備計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

#### 2 廃棄物処理施設整備計画においては、計画期間に係る廃棄物処理施設整備事業の実施の目標及び概要を定めるものとする。

3 前項の実施の目標及び概要を定めるに当たつては、廃棄物の処理施設の整備における課題に的確に対応するため、廃棄物処理施設整備事業における投資の重点化及び効率化を図ることができるように留意しなければならない。

#### 4 環境大臣は、廃棄物処理施設整備計画の案を作

成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 環境大臣は、第一項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、廃棄物処理施設整備計画を公表しなければならない。

6 第三項から前項までの規定は、廃棄物処理施設整備計画を変更しようとする場合について準用する。

第五條の四 国は、廃棄物処理施設整備計画の達成を図るため、その実施につき必要な措置を講ずるものとする。

(都道府県廃棄物処理計画)  
第五條の五 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画(以下「廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
- 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量そ

の他その適正な処理に関し必要な事項  
3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十三條の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県廃棄物処理計画の達成の推進)  
第五條の六 国及び都道府県は、廃棄物処理計画の達成に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(廃棄物減量等推進審議会)  
第五條の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。  
(廃棄物減量等推進員)  
第五條の八 市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

第六條の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬

し、及び処分(再生することを含む)。第七條第三項、第五項及び第八項、第七條の三、第七條の四、第九條の二第二項、第九條の二の二第二項第二号及び第三項、第九條の三第十一項、第十三條の十一第一項、第十四條第三項及び第八項、第十四條の三の二第二項第二号、第十四條の四第三項及び第八項、第十五條の三第一項第二号、第十五條の十一、第十五條の十五第一項、第十六條の二第二号、第二十三條の三第二項並びに第二十四條を除き、以下同じ。)しなければならない。

6 事業者は、一般廃棄物処理計画に従つてその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第七條第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する一般廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

7 事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

第七條  
3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされなるときは、従前の許可は、許

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされなるときは、従前の許可は、許

可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。

二 その申請の内容が一般廃棄物処理に適合するものであること。

三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わったり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法

律第七十七号、第三十一条第七項を除く。）

の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰二関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第十四条第五項第二号二において同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないも

のを含む。）

ホ 第七条の四若しくは第十四条の三の二又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七条の二第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくはは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ヘ ホに規定する期間内に第七条の二第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくはは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくはは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除

<p>く。( )の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの</p> <p>ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるとに足りる相当の理由がある者</p> <p>チ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからトまでのいずれかに該当するもの</p> <p>リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>又 個人で政令で定める使用人のうちイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。(専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p> <p>7 前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間( )にその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>8 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。 )の満了の日までにその申請に對する処分がされないときは、従前の許可は、許</p>	<p>可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>9 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>10 市町村長は、第六項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。</p> <p>二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。</p> <p>三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足るものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>四 申請者が第五項第四号イから又までのいずれにも該当しないこと。</p> <p>11 第一項又は第六項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。</p> <p>12 第一項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。 )及び第六項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処分業者」という。 )は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法第二百二十八条第一項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分</p>	<p>関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。</p> <p>13 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。</p> <p>14 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託してはならない。</p> <p>15 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載しなければならない。</p> <p>16 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。</p> <p>第七条之二</p> <p>2 前条第五項及び第十一項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第十項及び第十一項の規定は、処分の変更の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。</p> <p>(事業の停止)</p> <p>第七条之三 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 この法律若しくはこの法律に基づく処分に違</p>
---	--	---



反する行為（以下「違反行為」という。）をし  
たとき、又は他人に対して違反行為をすること  
を要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他  
人が違反行為をすることを助けたとき。

二 その者の事業の用に供する施設又はその者の  
能力が第七条第五項第三号又は第十項第三号に  
規定する基準に適合しなくなつたとき。

三 第七条第十一項の規定により当該許可に付し  
た条件に違反したとき。

（許可の取消し）

第七条の四 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者  
又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに  
該当するときは、その許可を取り消さなければな  
らない。

一 第七条第五項第四号イからエまでのいずれか  
に該当するに至つたとき。

二 前条第一号に該当し状況が特に重いととき、又  
は同条の規定による処分に違反したとき。

2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般  
廃棄物処分業者が前条第二号又は第三号のいずれ  
かに該当するときは、その許可を取り消すことが  
できる。

（名義貸しの禁止）

第七条の五 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄  
物処分業者は、自己の名義をもつて、他人に一般  
廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行  
わせてはならない。

第八条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の  
申請が次の各号のいずれにも適合していること認め  
るときでなければ、同項の許可をしてはならない。  
一 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画  
が環境省令で定める技術上の基準に適合してい  
ること。

二 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画  
及び維持管理に関する計画が当該一般廃棄物処  
理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環  
境省令で定める周辺の施設について適正な配慮  
がなされたものであること。

三 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設  
置に関する計画及び維持管理に関する計画に従  
つて当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管  
理を的確に、かつ、継続して行うに足りるもの  
として環境省令で定める基準に適合するもので  
あること。

四 申請者が第七条第五項第四号イからエまでの  
いずれにも該当しないこと。

第八条の五

2 維持管理積立金の積立は、環境省令で定める  
ところにより、独立行政法人環境再生保全機構  
（以下「機構」という。）にしなければならない。

3 維持管理積立金は、機構が管理する。

5 機構は、環境省令で定めるところにより、維持  
管理積立金に利息を付さなければならない。

第八条の六（削除）

（改善命令等）

第九条の二 都道府県知事は、次の各号のいずれか  
に該当するときは、第八条第一項の許可を受けた  
者に対し、期限を定めて当該一般廃棄物処理施設  
につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該  
一般廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることが  
できる。

一 第八条第一項の許可に係る一般廃棄物処理施  
設の構造又はその維持管理が第八条の第二項  
第一号若しくは第八条の三に規定する技術上の  
基準又は当該許可に係る第八条第二項の申請書  
に記載した設置に関する計画若しくは維持管理  
に関する計画（これらの計画について前条第一  
項の許可を受けたときは、変更後のもの）に適  
合していないと認めるとき。

二 第八条第一項の許可を受けた者の能力が第八  
条の二第一項第三号に規定する環境省令で定め  
る基準に適合していないと認めるとき。

三 第八条第一項の許可を受けた者が違反行為を  
したとき、又は他人に対して違反行為をすること  
を要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他  
人が違反行為をすることを助けたとき。

四 第八条第一項の許可を受けた者が第八条の二  
第四項の規定により当該許可に付した条件に違  
反したとき。

（許可の取消し）

第九条の二の二 都道府県知事は、次の各号のいす

れかに該当するときは、当該一般廃棄物処理施設に係る第八条第一項の許可を取り消さなければならぬ。

一 第八条第一項の許可を受けた者が第七条第五項第四号イから又までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 前条第一項第三号に該当し情状が特に重いと  
き、又は同項の規定による処分に違反したとき。

2 都道府県知事は、前条第一項第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当するときは、当該一般廃棄物処理施設に係る第八条第一項の許可を取り消すことができる。

3 第八条の二第六項の規定は、前二項の規定に基づき都道府県知事が行う処分について準用する。

第四節 一般廃棄物の処理に係る特例

(一) 一般廃棄物の再生利用に係る特例)

第九条の八 環境省令で定める一般廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。

一 当該再生利用の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして環境省令で定める基準に適合すること。

二 当該再生利用を行い、又は行おうとする者が環境省令で定める基準に適合すること。

三 前号に規定する者が設置し、又は設置しよう

とする当該再生利用の用に供する施設が環境省令で定める基準に適合すること。

3 第一項の認定を受けた者は、第七条第一項若しくは第六項又は第八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬若しくは処分を業として行い、又は当該認定に係る一般廃棄物処理施設を設置することができる。

4 第一項の認定を受けた者は、第七条第十三項、第十五項及び第十六項並びに第十九条の三の規定の適用については一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者と、第十八条第一項の規定の適用については一般廃棄物処理施設の設置者とみなす。

(一) 一般廃棄物の広域的処理に係る特例)

第九条の九 環境省令で定める一般廃棄物の広域的な処理を行い、又は行おうとする者(当該処理を他人に委託して行い、又は行おうとする者を含む。)は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。

一 当該処理の内容が、一般廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

二 当該処理を行い、又は行おうとする者(その委託を受けて当該処理を行い、又は行おうとする

者を含む。次項第二号において同じ。)が環境省令で定める基準に適合すること。

三 前号に規定する者が環境省令で定める基準に適合する施設を有すること。

2 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他環境省令で定める書類を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該認定に係る処理を行い、又は行おうとする者及び当該処理の用に供する施設

3 環境大臣は、第一項の認定の申請に係る処理が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

4 第一項の認定を受けた者(その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者(第二項第二号に規定する者である者に限る。))を含む。)は、第七条第一項又は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬又は処分を業として行うことができる。

5 前項に規定する者は、第七条第十三項、第十五項及び第十六項、第七条の五並びに第十九条の三の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者とみなす。

6 第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る処

理を他人に委託する場合には、当該認定に係る処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

7 環境大臣は、第一項の認定に係る処理が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

8 前各項に規定するもののほか、第一項の認定に關し必要な事項は、政令で定める。

第十四条 産業廃棄物特別管理産業廃棄物を除く。

以下この条から第十四条の三の三まで、第十五条の四の二及び第十五条の四の三第三項において同じ。( )の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行ふ場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみを収集又は運搬を業として行ふ者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この項及び次項において、「許可の有効期間」といふ。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたとき

は、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5(略)

第二十三条の二 国は、この法律の規定により都道府県知事が行う産業廃棄物に係る事務が円滑に実施されるように、国と都道府県及び都道府県相互間の情報交換を促進するとともに、当該事務の実施の状況に応じ、職員を派遣その他の必要な措置を講ずることに努めるものとする。

第二十三条の三 都道府県知事は、第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十五条第一項若しくは第十五条の四において読み替えて準用する第九条の六第一項の認可をしようとするときは、第十四条第五項第二号口からへまでに該当する事由(同号ハ、二及びへに該当する事由にあつては、同号口に係るものに限る。次項及び次条において同じ。)の有無について、警視總監又は道府県警察本部長の意見を聴くものとする。

2 都道府県知事は、第十四条の三の二第一項(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)、又は第十五条の三第一項の規定による処分をしようとするときは、第十四条第五項第二号口からへまでに該当する事由の有無について、警視總監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

第二十三条の四 警視總監又は道府県警察本部長

は、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者又は産業廃棄物処理施設の設置者(以下この条において「産業廃棄物収集運搬業者等」といふ。)について、第十四条第五項第二号口からへまでに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、都道府県知事が当該産業廃棄物収集運搬業者等に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、都道府県知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

### ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(抄)

〔昭和四十六年九月二十三日〕  
政令 第三百号

最終改正 平成一六年三月一九日政令第四七号

### ○建築物における衛生的環境の確保に関する法律(抄)

〔昭和四十五年四月十四日〕  
法律 第二十号

最終改正 平成一五年七月二日法律第一〇二号

#### 第四条

2 建築物環境衛生管理基準は、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防

除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について定めるものとする。

第十一條

2 第七條の第十五第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令〔抄〕

〔昭和四十五年十月十二日〕  
政令 第三百四号

最終改正 平成一六年三月一九日政令第四六号

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則

〔抄〕

〔昭和四十六年一月二十一日〕  
厚生省令 第二二号

最終改正 平成一六年三月一九日厚生労働省令第三二号

第四條 令第二条第二号イに規定する水の供給は、次の各号の定めるところによる。

一 給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を百万分の〇・一（結合残留塩素の場合は、百万分の〇・四）以上に保持するようにすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓に

おける水に含まれる遊離残留塩素の含有率は、百万分の〇・二（結合残留塩素の場合は、百万分の一・五）以上とすること。

二 貯水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するため必要な措置

三 水道法第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道又は同条第六項に規定する専用水道から供給を受ける水のみを水源として前条に規定する目的のための水（以下「飲料水」という。）を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。

イ 水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号。以下「水質基準省令」という。）の表中一の項、二の項、六の項、十の項、三十一の項、三十三の項、三十四の項、三十七の項、三十九の項及び四十五の項から五十の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に、行うこと。

ロ 水質基準省令の表中九の項、二十一の項から三十の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。

四 地下水その他の前号に掲げる水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。

イ 給水を開始する前に、水質基準省令の表の上欄に掲げるすべての事項について行うこ

と。

ロ 水質基準省令の表中一の項、二の項、六の項、十の項、三十一の項、三十三の項、三十四の項、三十七の項、三十九の項及び四十五の項から五十の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に、行うこと。

ハ 水質基準省令の表中九の項、二十一の項から三十の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。

ニ 水質基準省令の表中十三の項、十五の項から二十の項までの項及び四十四の項の上欄に掲げる事項について、三年以内ごとに一回、定期に、行うこと。

五 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

六 第四号に掲げる場合においては、特定建築物の周辺の井戸等における水質の変化その他の事情から判断して、当該飲料水について水質基準省令の表の上欄に掲げる事項が同表の中欄に掲げる基準に適合しないおそれがあるときは、同表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

七 遊離残留塩素の検査及び貯水槽の清掃を、それぞれ七日以内、一年以内ごとに一回、定期に、

行つて。

八 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させること。

### ○高齢者の居住の安定確保に関する法律

〔平成十三年四月六日  
法律第二十六号〕

最終改正 平成一六年三月三十一日法律第一〇号

#### 第四十四条

3 前二項の規定により公庫の業務が行われる場合には、公庫法第五条第六項中、「第十七条」とあるのは、「第十七条及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下、「高齢者居住法」といふ。）第四十四条」と、公庫法第十二条の三第二項第一号及び第三十一条第二項中、「この法律」とあるのは、「この法律、高齢者居住法」と、公庫法第十二条の三第二項第五号中、「前各号」とあるのは、「前各号（第一号にあつては、高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第三項中、「前項第一号」とあるのは、「前項第一号（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第四項中、「第二項」とあるのは、「第二項（同項第一号にあつては、高齢者居住法

第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第五項中、「第二項各号」とあるのは、「第二項各号（同項第一号にあつては、高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、公庫法第十八条中、「第十二項」とあるのは、「第十二項並びに高齢者居住法第四十四条第一項」と、「若しくは第十一項」とあるのは、「若しくは第十一項若しくは高齢者居住法第四十四条第一項」と、公庫法第二十一条第八項中、「前項」とあるのは、「前項及び高齢者居住法第四十四条第二項」と、公庫法第二十一条の四第三項第四号及び第七号中、「第十二項」とあるのは、「第十二項若しくは高齢者居住法第四十四条第一項」と、同項第九号中、「前各号」とあるのは、「前各号（第四号及び第七号にあつては、高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、公庫法第三十二条第一項中、「若しくは融通法第七条第一項」とあるのは、「、高齢者居住法第四十四条第一項の規定による貸付けを受けた者若しくは融通法第七条第一項」と、同条第二項及び公庫法第三十五条第三項中、「前項」とあるのは、「前項（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、公庫法第三十二条第三項中、「第一項」とあるのは、「第一項（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、公庫法第三十二条第三項中、「第一項」とあるのは、「第一項（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替

五条第一項及び第二項中、「該当するもの」とあるのは、「該当するもの又は高齢者居住法第四十四条第一項の規定による貸付けを受けた者」と、同項及び同条第三項中、「住宅の建設」とあるのは、「住宅の建設又は既存住宅の購入」と、公庫法第四十四条中、「この法律」とあるのは、「この法律又は高齢者居住法第四十四条」と、公庫法第四十六条第一項中、「又は同条第四項の規定による貸付けを受けた者」とあるのは、「若しくは同条第四項の規定による貸付けを受けた者又は高齢者居住法第四十四条第一項の規定による貸付けを受けた者」と、同項第一号中、「第三十五条第一項」とあるのは、「第三十五条第一項（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同項第二号中、「場合」とあるのは、「場合及び高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合」と、同条第二項中、「前項」とあるのは、「前項（同項第一号及び第二号にあつては、高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、公庫法第四十九条第三号中、「第十七条に規定する業務」とあるのは、「第十七条に規定する業務」と、同条第四号中、「第九項」とあるのは、「第九項若しくは高齢者居住法第四十四条第二項」と、「同条第六項」とあるのは、「第二十条第六項」と、同条第七号中、「第三十一条第二項」とあるのは

「第三十一条第二項（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）と、北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）第八条第一項中「又は第四項」とあるのは、若しくは第四項又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「高齢者居住法」という。）（第四十四条第一項」と、同条第八項中「第一項」とあるのは、第一項（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）と、同法第十一条中「第八条」とあるのは、第八条（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）とする。